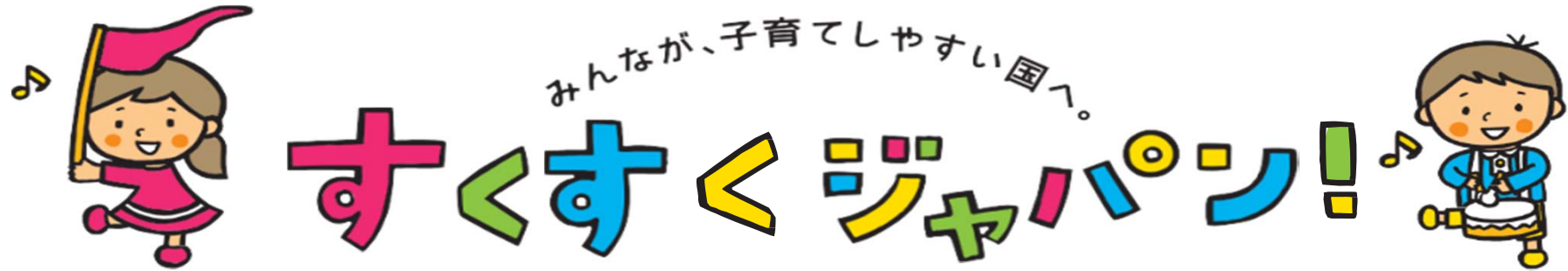


平成30年2月14日
医療介護福祉政策研究フォーラム
第54回月例社会保障研究会



全世代型社会保障に向けて

～ 子育て支援・少子化対策推進の視点から ～



吉 田 学
(厚生労働省子ども家庭局)



< 一緒に考えたいこと >

- (1) 子どもを中心に「子ども・子育て支援」をさらに進める
- (2) 様々な困難を抱える子ども達を支援するために
(虐待・社会的養育、いわゆる「子どもの貧困」)

→ 行政として／住民・地域社会の中で

- ① 妊娠期から出産、子育てまでの「切れ目ない支援」
- ② 困難を抱える子ども・家族への「包括的支援」

【子ども・子育てを中心に据えて】

(1) 総合的な取組み

- 子ども・子育て支援法 + α
(幼児教育・保育／放課後児童対策 など)

(2) 切れ目ない／包括的な支援

- すくすくサポート・プロジェクト
(子育て世代包括支援センター)
- 市町村「児童に対する支援拠点」

【縦割りを超えて地域の中で】

- 生活困窮者支援、地域共生(我が事・丸ごと)

(0) 時間のあるうちに.....

[I] 「全世代型の社会保障」という政策方向

例えば....

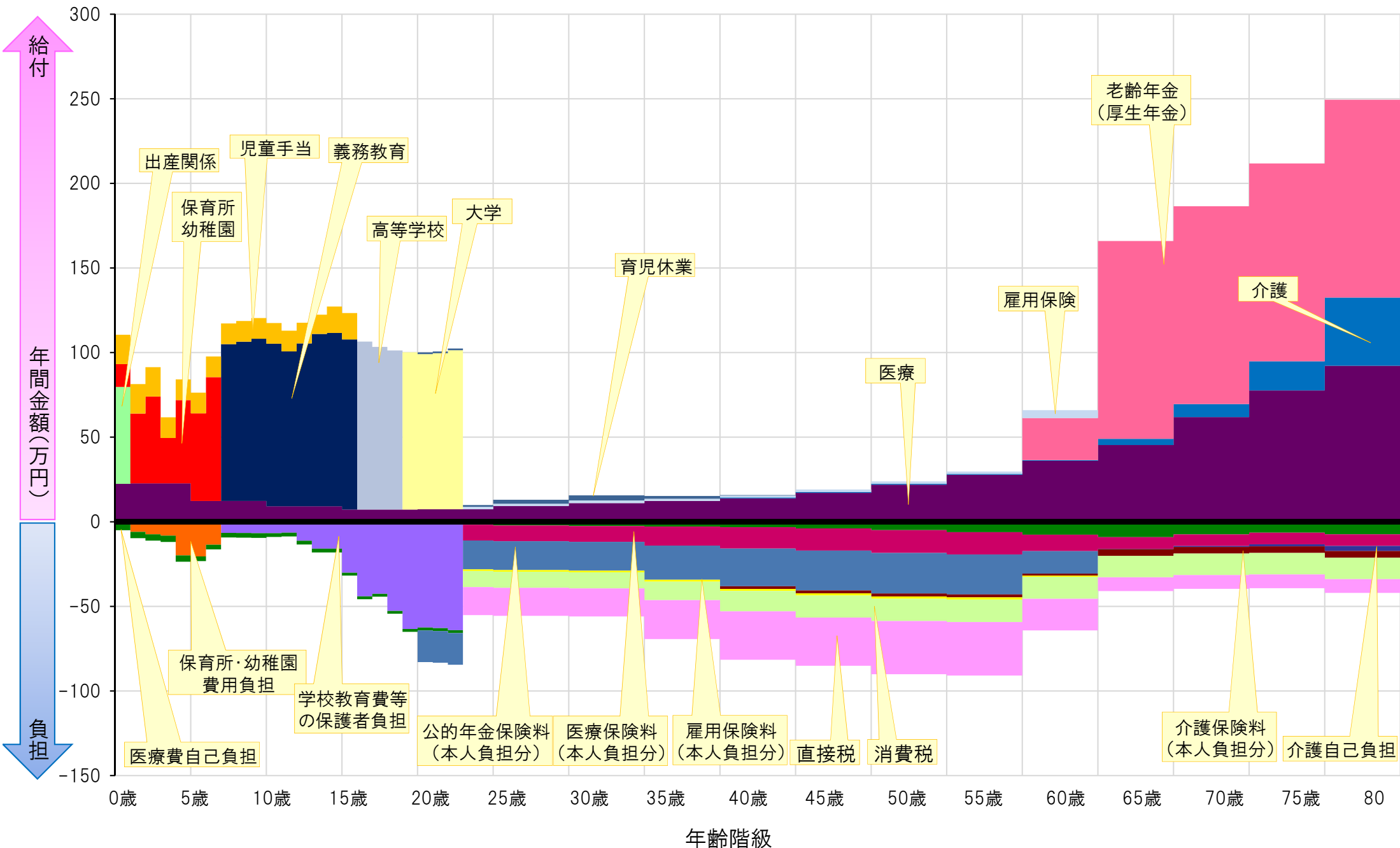
(1) 社会保障・税一体改革大綱 (H24.2.17 閣議決定)

→ <社会保障改革の必要性> 今回の改革は...国民の自立を支え安心して生活ができる社会基盤を整備する、という社会保障の原点に立ち返り、社会保障の機能強化を確実に実施するとともに社会保障全体の持続可能性をの確保を図ることにより、全世代を通じた国民生活の安心を確保する「**全世代対応型**」**社会保障制度**の構築を目指すものである。

(2) 少子化社会対策大綱 (H27.3.20 閣議決定)

→ <基本的な考え方> 若い人々も含め、全ての世代に安心感と納得感の得られる**全世代型の社会保障**に転換することをめざして、子育て支援が充実するような必要な見直しを行っていくとともに、税制の検討に当たっても、子育て支援や少子化対策の観点に配慮していくことが重要である。

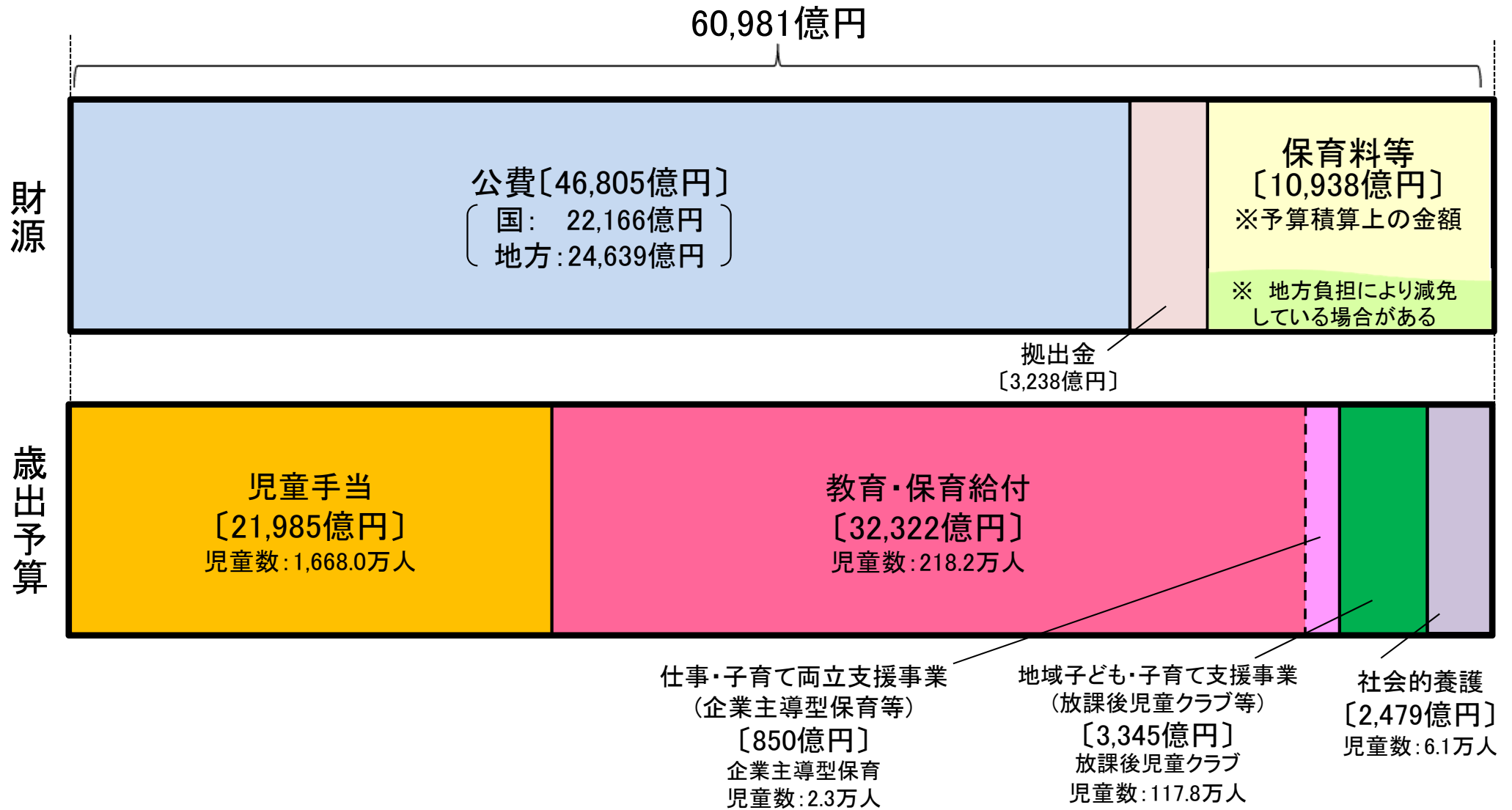
ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



(注) 1. 平成27年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。
2. 直接税及び消費税は、国税及び地方税の合計である。

財源別 平成29年度 子ども・子育て関係予算の状況

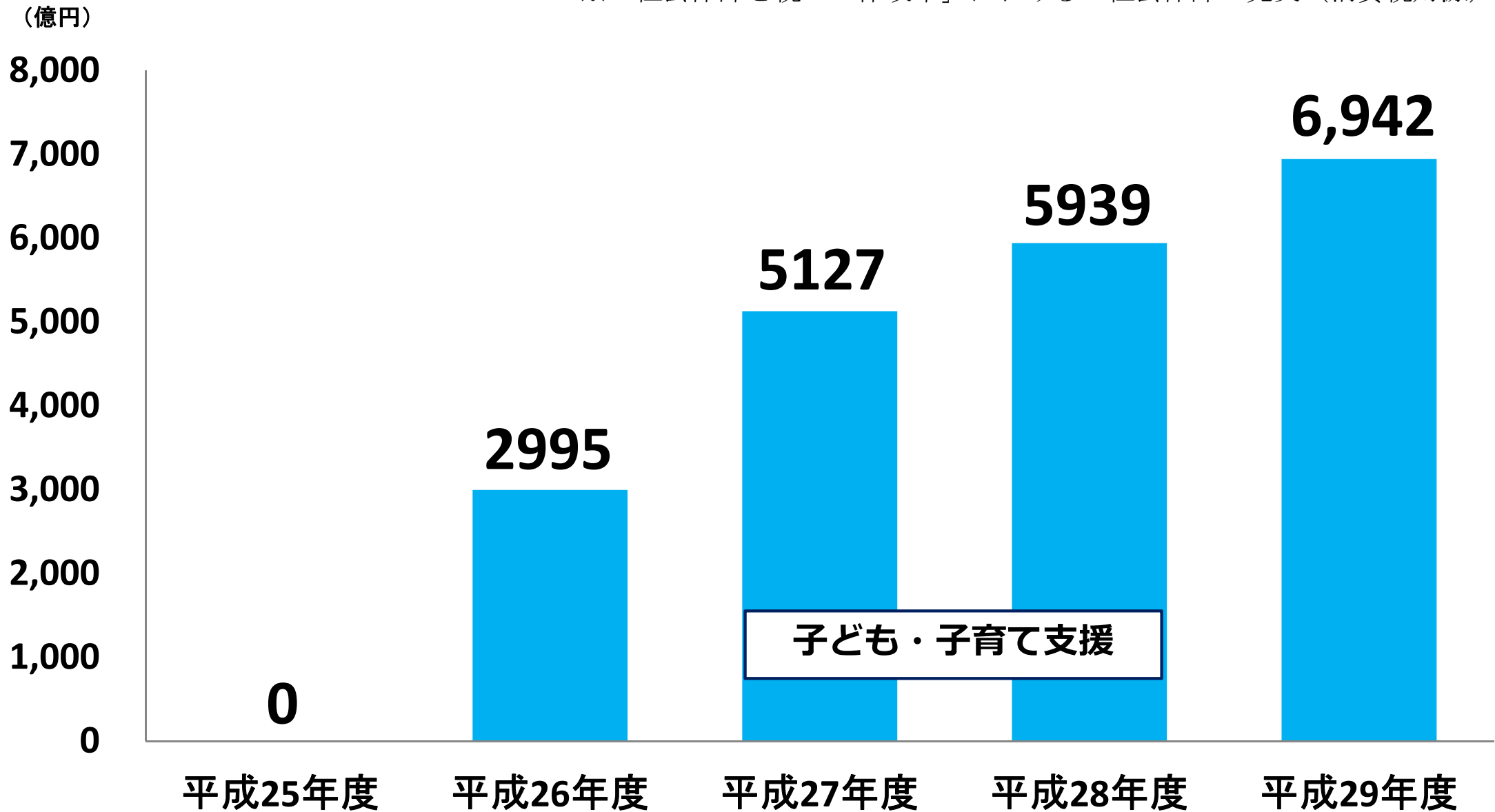
(子ども・子育て支援法・児童福祉法関係)



- ※ 児童手当は、公務員分を含む。
- ※ 上記には、施設整備費を含まない。
- ※ 上記のほか、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当(1,784億円)などがある。

「社会保障の充実（※）」における子ども・子育て支援の予算額の推移

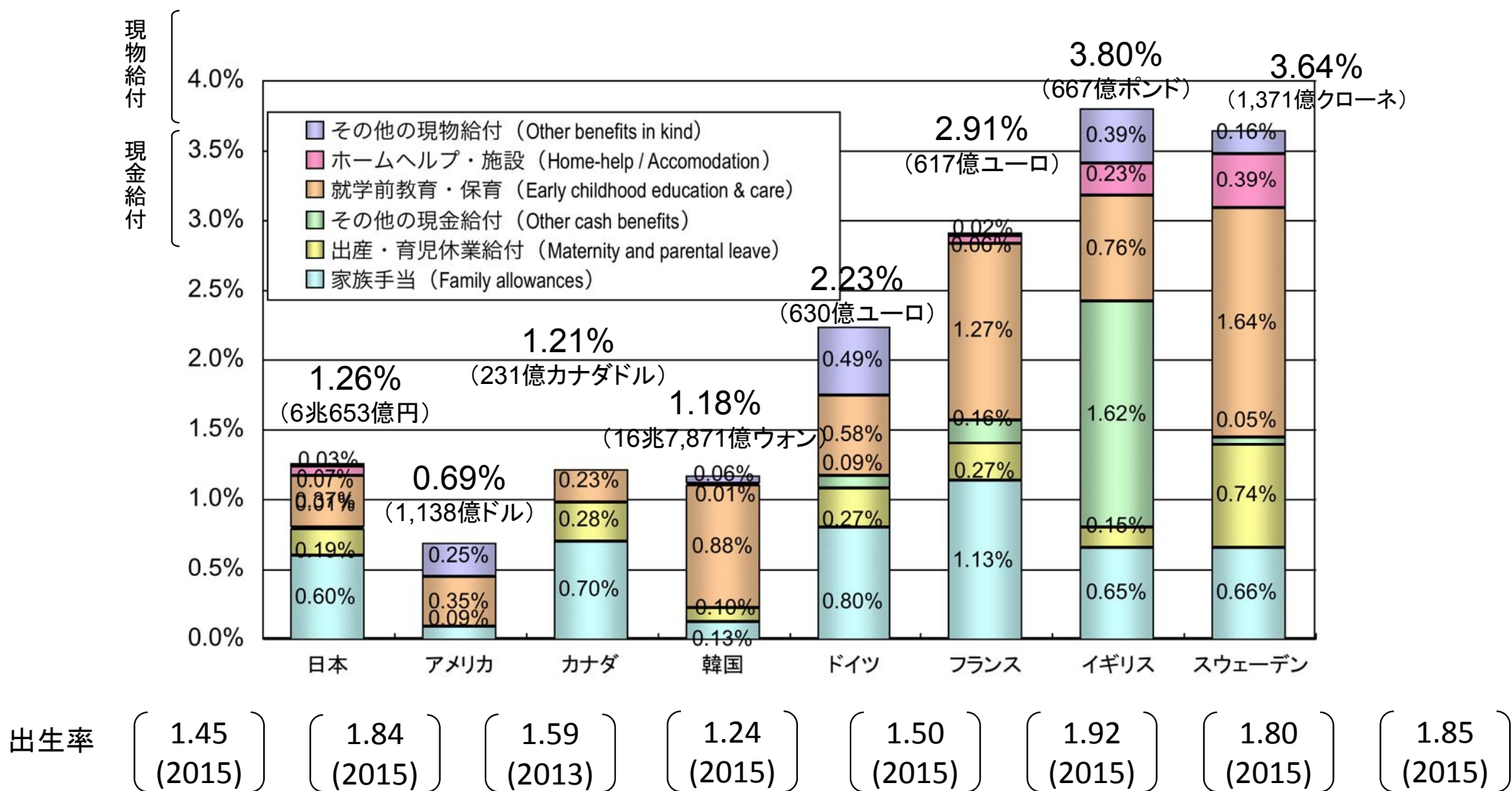
※「社会保障と税の一体改革」における「社会保障の充実（消費税財源）」



※上記子ども・子育て支援の予算額には、子ども・子育て支援新制度の実施、社会的養護の充実分が含まれている。

※金額は公費（国及び地方の合計額）。

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2013年)



※資料: OECD Social Expenditure Database 2017年5月取得データより作成

出生率については、日本は「人口動態統計」、諸外国はOECD Social Expenditure Database 2017年5月取得データによる

〔Ⅱ〕 内閣府「少子化克服戦略会議」では．．．

第1回会議(30.1.22)事務局資料「検討の論点(案)」 → 第2回＝30.2.8

1. 現在、政府において、待機児童の解消、幼児教育の無償化を始めとする各種の少子化対策に複層的に取り組む中で、相乗的に効果を高めるために、社会全体でどのような点に注目して取組を強化していくべきか。
2. 子育てに関わる様々な課題を解決していくためには、個々の取組のみならず、少子化対策を面的に進めることが重要ではないか。
その際、国・自治体のみならず、個人・企業・NPOなどそれぞれの役割分担の中で、社会の多様な担い手として参画・協働していくにあたり、どのような取組が考えられるか。
3. 少子化に歯止めをかけるためには、従来の発想にとらわれない視点からの検討が必要ではないか。人口減少社会の到来や科学技術の進展などの社会環境の変化を、子育てに関する課題解決のため、新たなリソースとして活かすアプローチとしてどのような可能性が考えられるか。
(例) 活力ある高齢者、空き地・空き家、働き方改革により生み出される時間、IT・AIなどの科学技術 等

※ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局／内閣府地方創生推進事務局HP

[Ⅲ] ここ数年、同じようなことを言っていますが....

1. 「健康寿命」延伸のために「健康づくり」「地域包括ケア構築」を総合的に進め、人々の「ウェルビーイング」につながる「地域共生」を目指す。
2. その上で、当面する**社会サービス分野**の改革では、
 - ① 地域におけるサービス展開、総合化・包括化・効率化
 - ② 充実すべき個別サービス、その質・マネジメント
 - ③ 持続可能性強化（ヒューマンパワー・財源）
 - ④ 提供主体改革（社会福祉法人・医療法人など）が**同時並行的**に進行。
3. さらに、
 - ① 意識改革（行政・提供者・利用者・住民）
 - ② 人づくり・人育て、**も早急に進める必要。**→ それは「地域／コミュニティづくり」そのものでは。

<これも使い回しのスライドですが> 地域包括ケアの「肝」

- 病院／在宅、施設／在宅の二元論から
「循環型システム」への意識改革
 - 地域包括ケアの縦軸は「医療と介護の連携」
横軸は「生活支援とまちづくり」
 - 地域包括ケアは「ご当地システム」
- 制度ではなく、実践が形作るネットワーク／
マネジメント。 だから規範的統合が大事

加えて「子ども・子育て支援」分野では

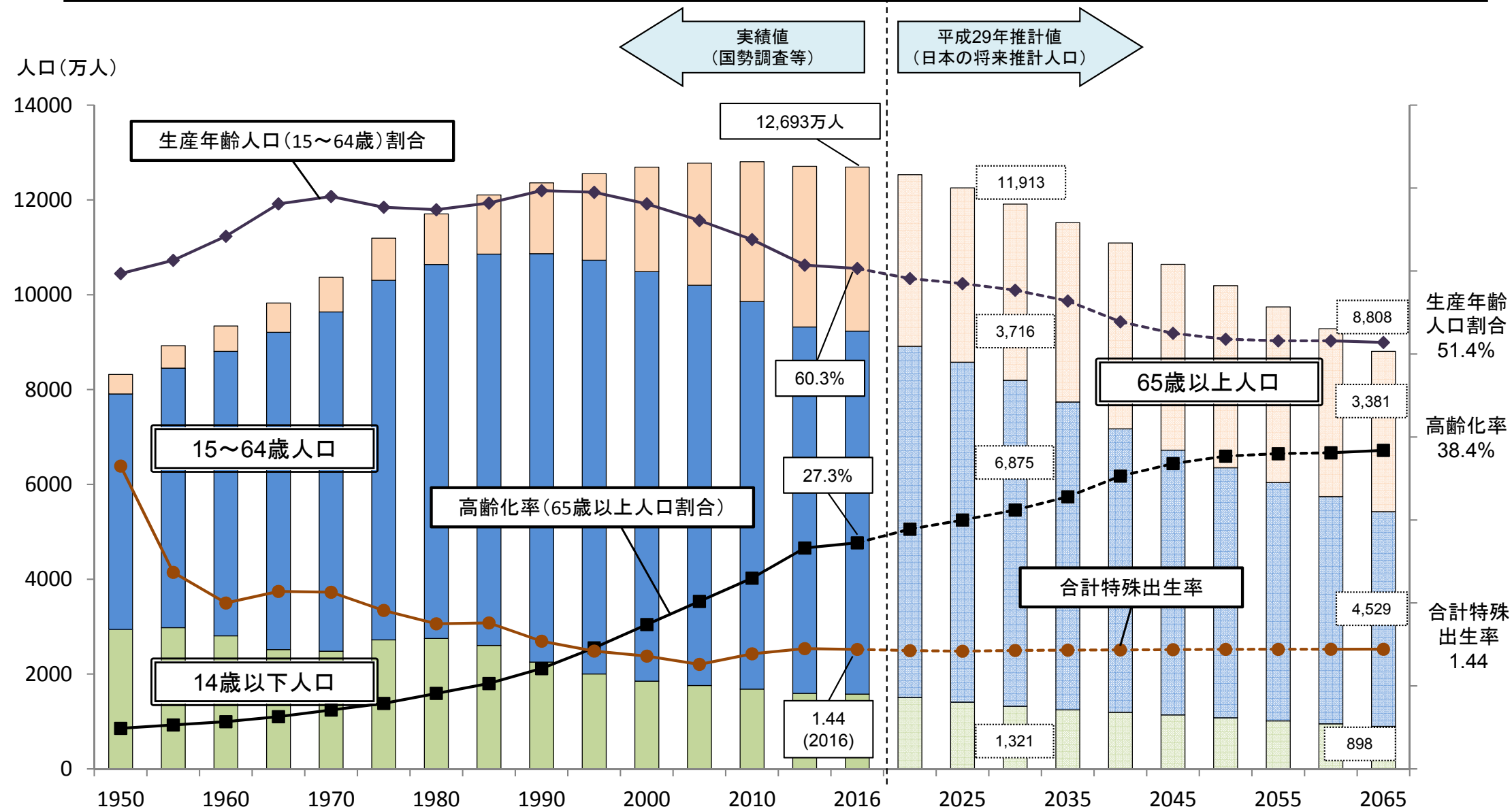
例えば....

- 子どもの権利・主体性／親権
- 成長・発達、愛着形成 → 全国均一志向
- 養育、ソーシャルワーク機能
- 教育との連携・接続
- サービス人材
- 行政の関与（児童相談所、都道府県／市町村）

(1) まず「現状」を再確認した上で

日本の人口の推移

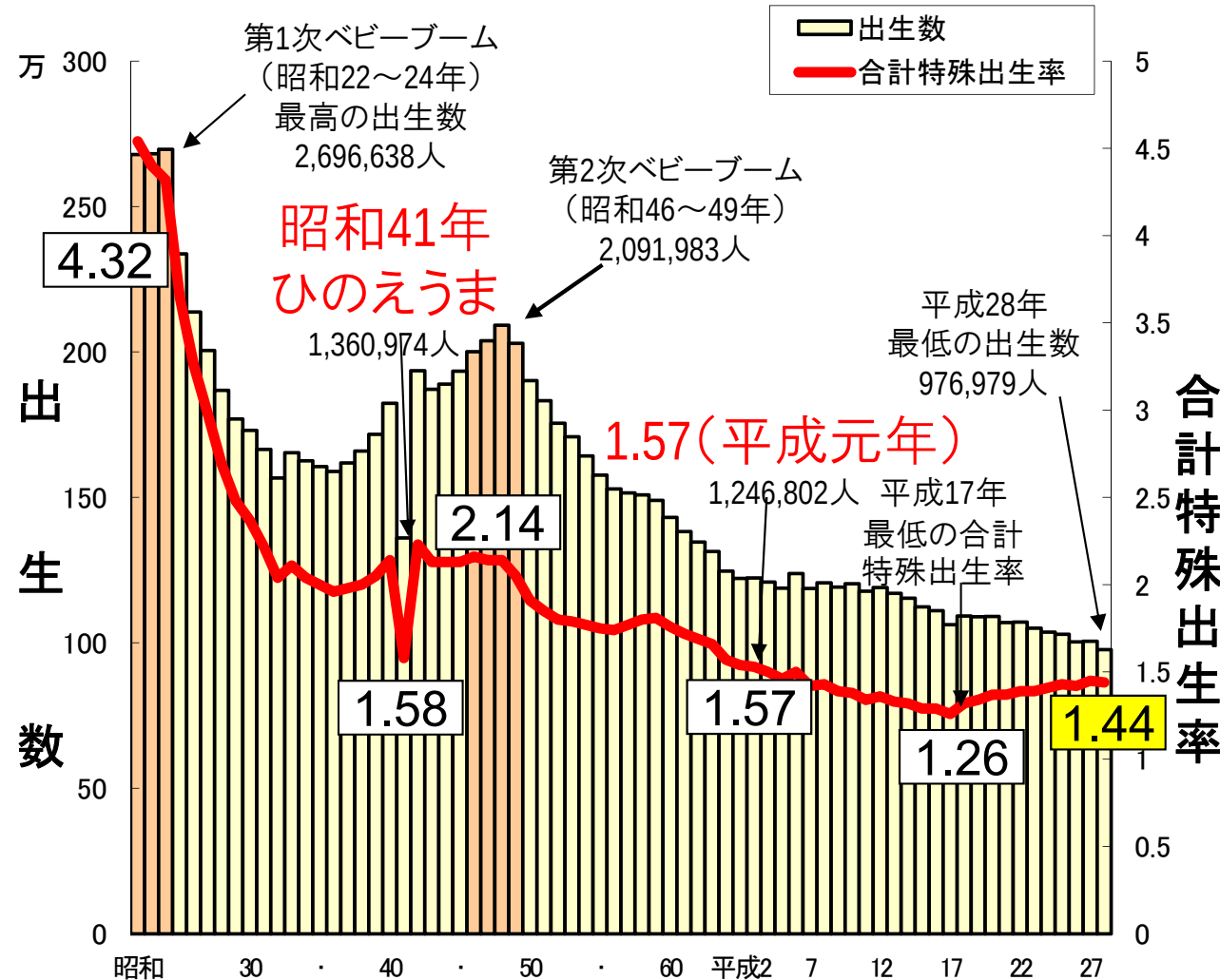
○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



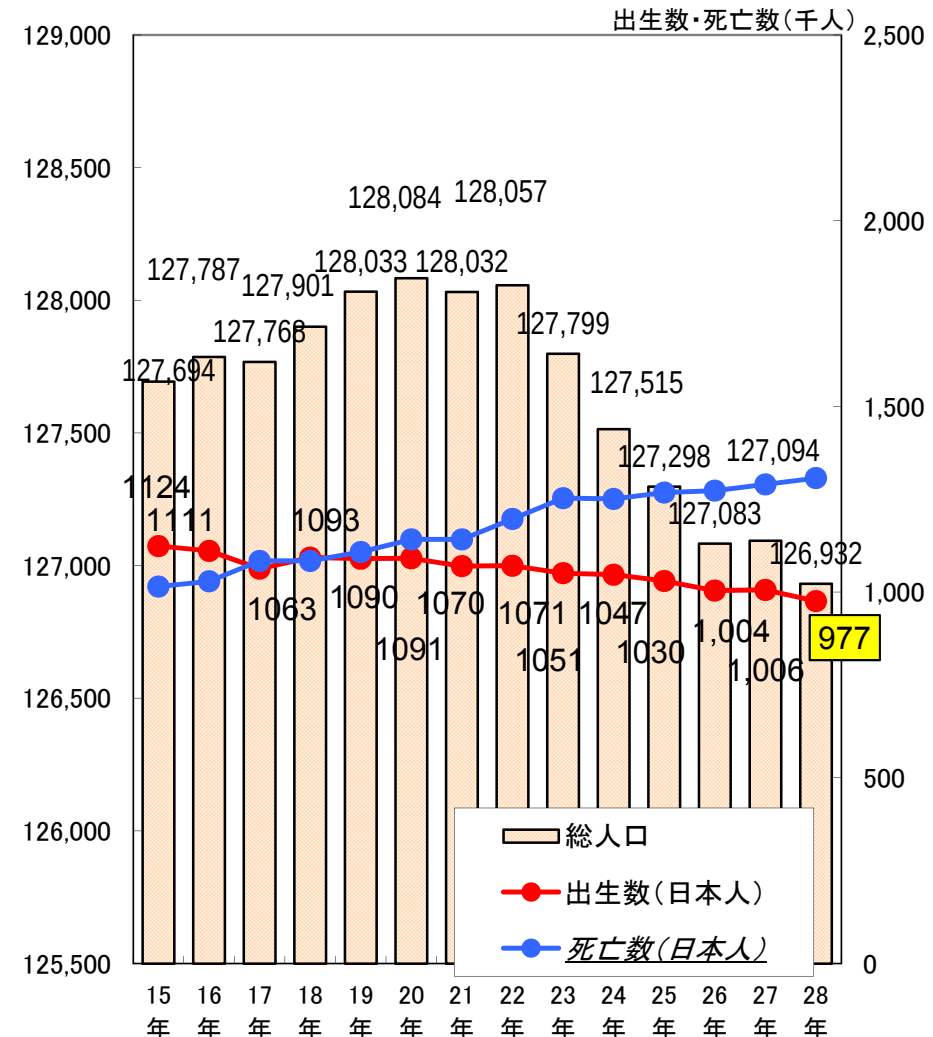
(出所) 2016年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」、2016年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」(※2015年までは確定値、2016年は概数)、2017年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

少子化の進行と人口減少社会の到来

- 平成28年の出生数は97万6,979人で、過去最少であった。合計特殊出生率は平成17年に1.26を底として、やや持ち直しの傾向が見られる。
- 平成17年には死亡数が出生数を上回り、我が国の人口は減少局面に入った。



資料: 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「人口推計」



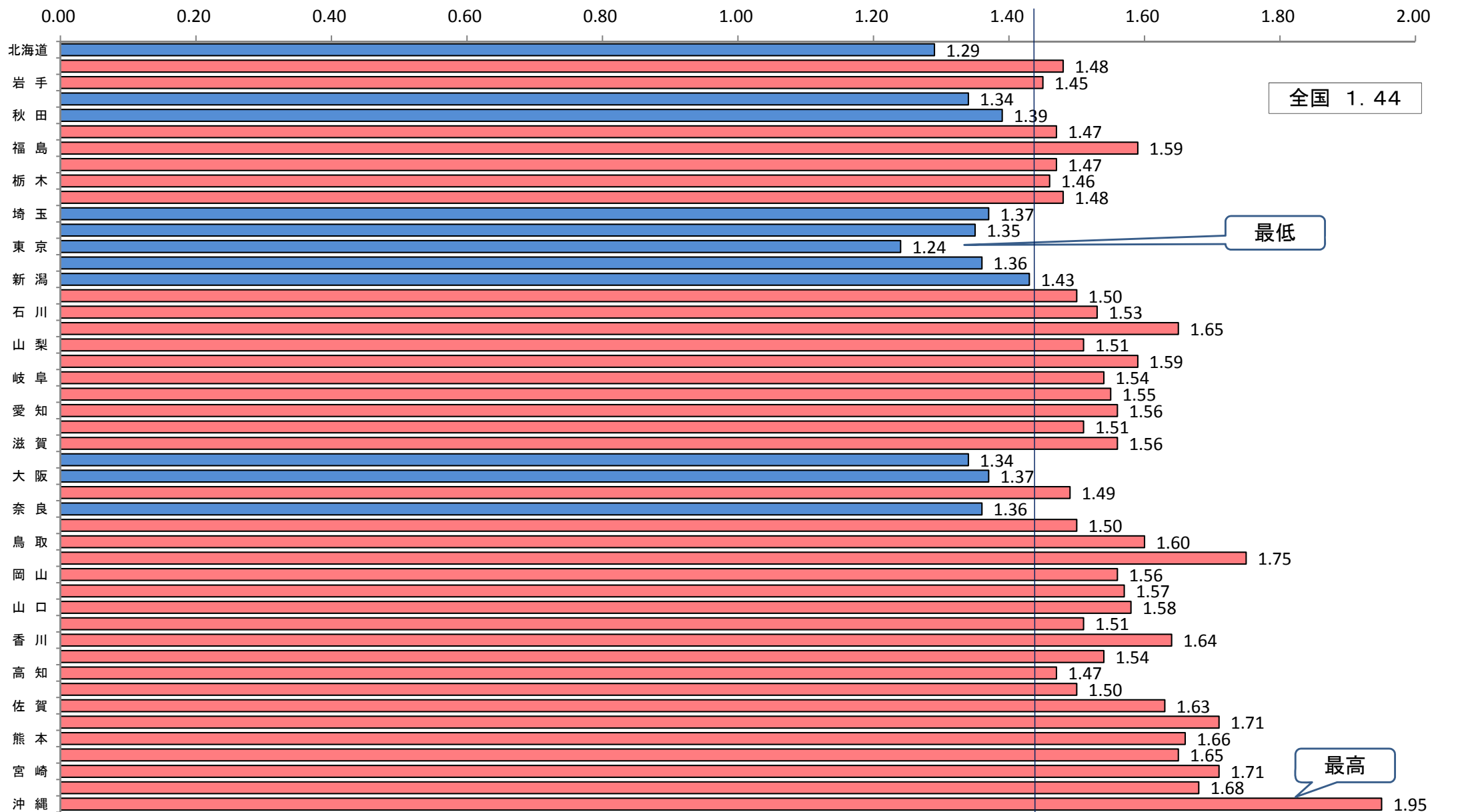
注1: 出生数及び死亡数については、日本における日本人の数値

注2: 総人口については、日本における外国人を含む。

注3: 総人口の増減は、自然増減(出生数及び死亡数)のほか、社会増減(国内外の流入・流出)等を含む。

都道府県別合計特殊出生率(2016年)

都道府県によって、出生率は差がある。合計特殊出生率が最も低いのは、東京都1.24であり、最も高いのは沖縄県1.95であった。



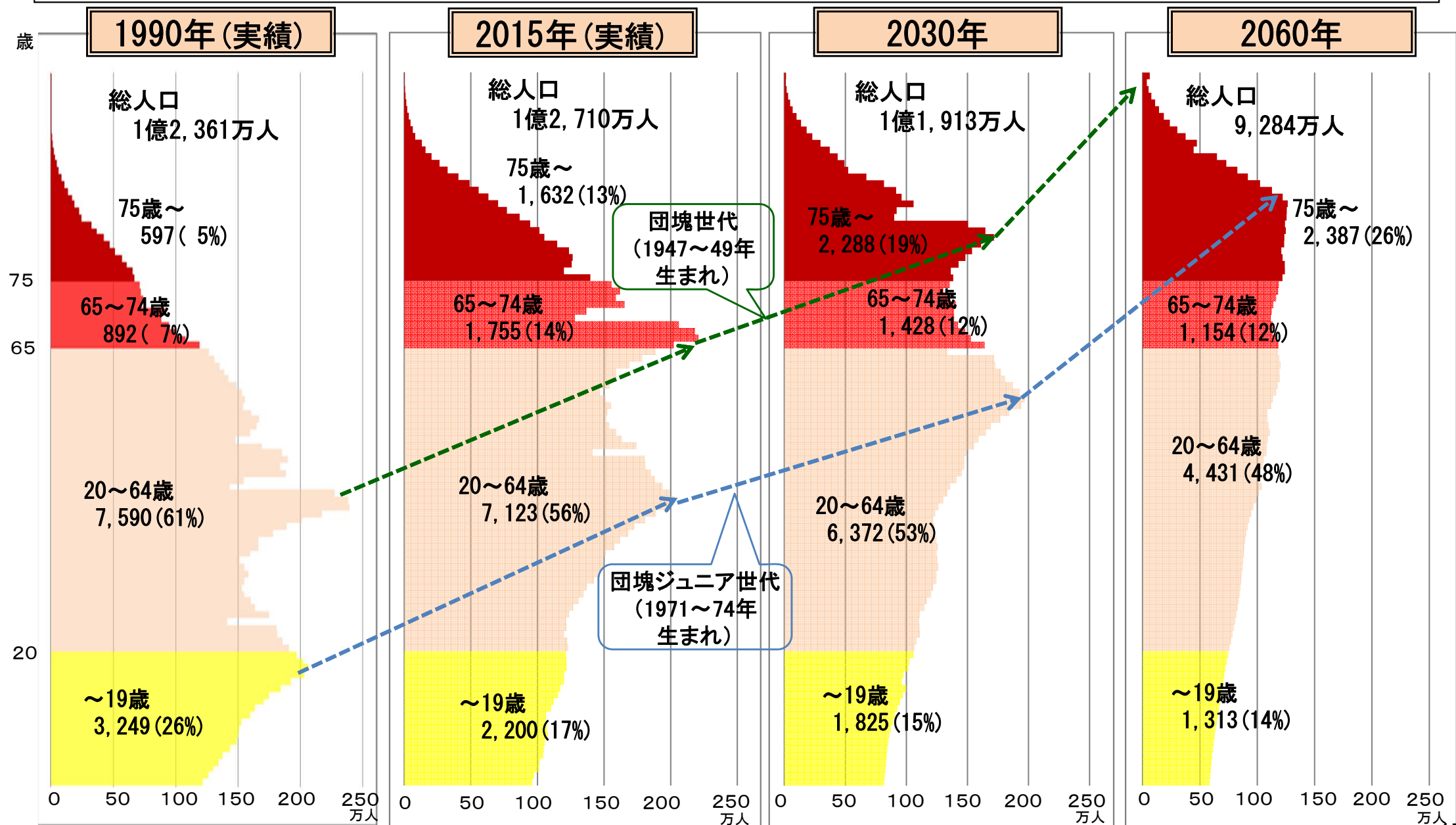
資料：平成28年(2016)人口動態統計（確定数）

全国平均 1.44

日本の人口ピラミッドの変化

○団塊の世代が全て75歳となる2030年には、75歳以上が全人口の19%となる。

○2060年には、人口は9,284万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約38%となる。

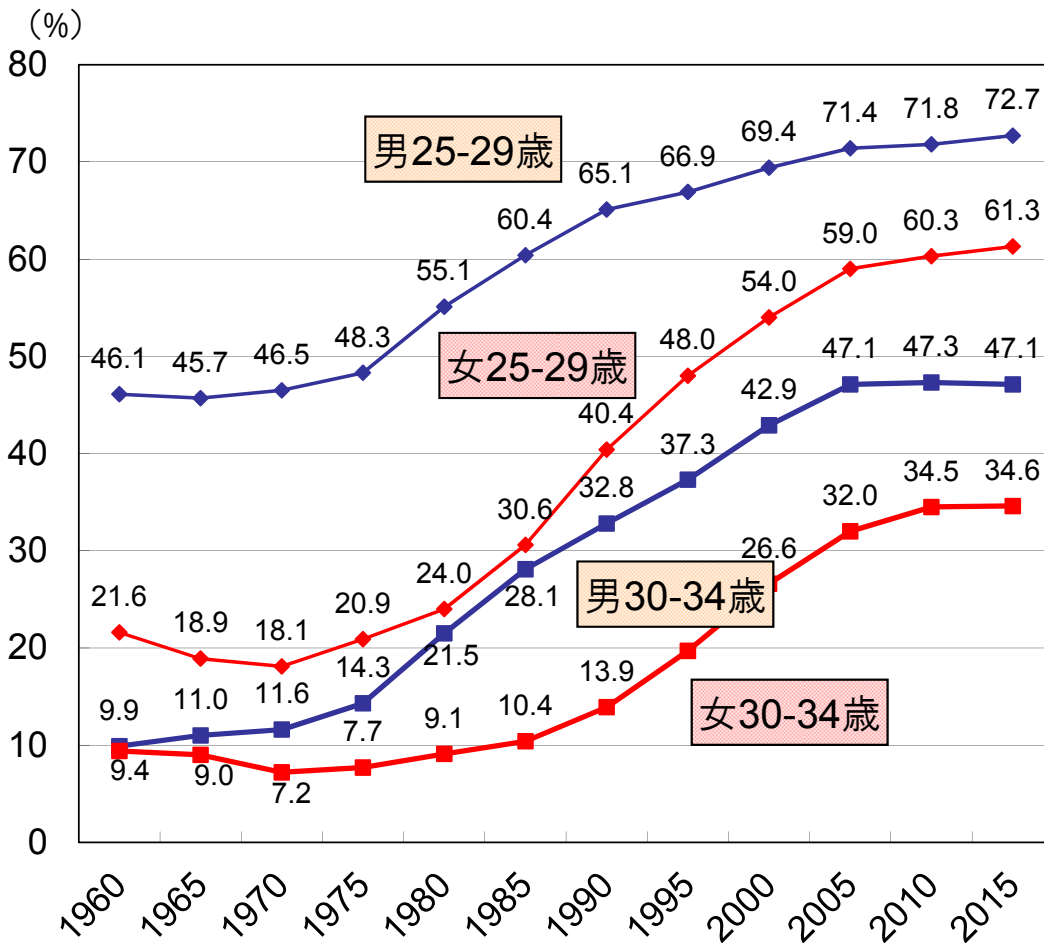


〔出典〕総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）：出生中位・死亡中位推計（各年10月1日現在人口）」

出生率低下の要因

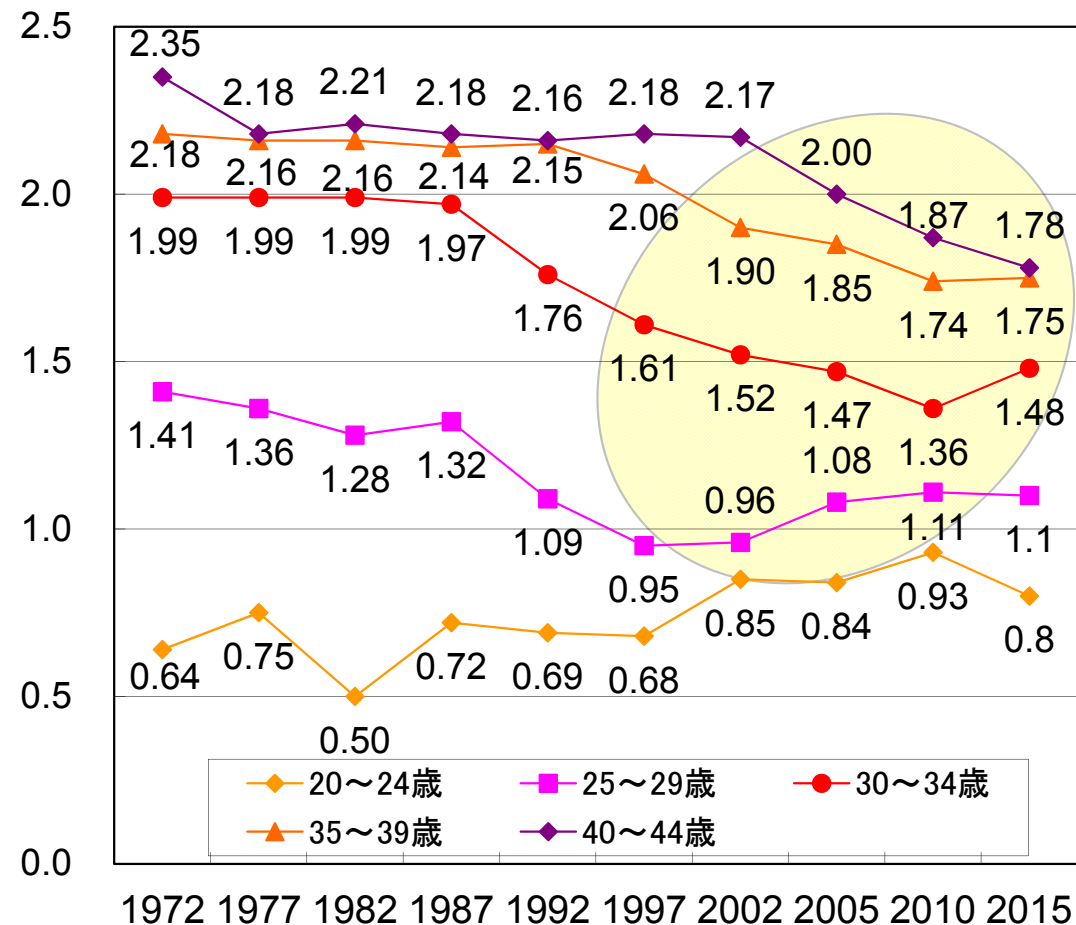
- 出生率低下の人口学的な主な要因は、「晩婚化の進行」と「夫婦出生児数の減少」。
- 未婚率は男女とも依然上昇傾向にあり、晩婚化の進行は継続。
- 結婚した夫婦からの出生児数が1990年代以降減少傾向。1960年代生まれ以降の世代では、これまでのように最終的な夫婦出生児数が2人に達しない可能性も。

○年齢別未婚率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査報告」

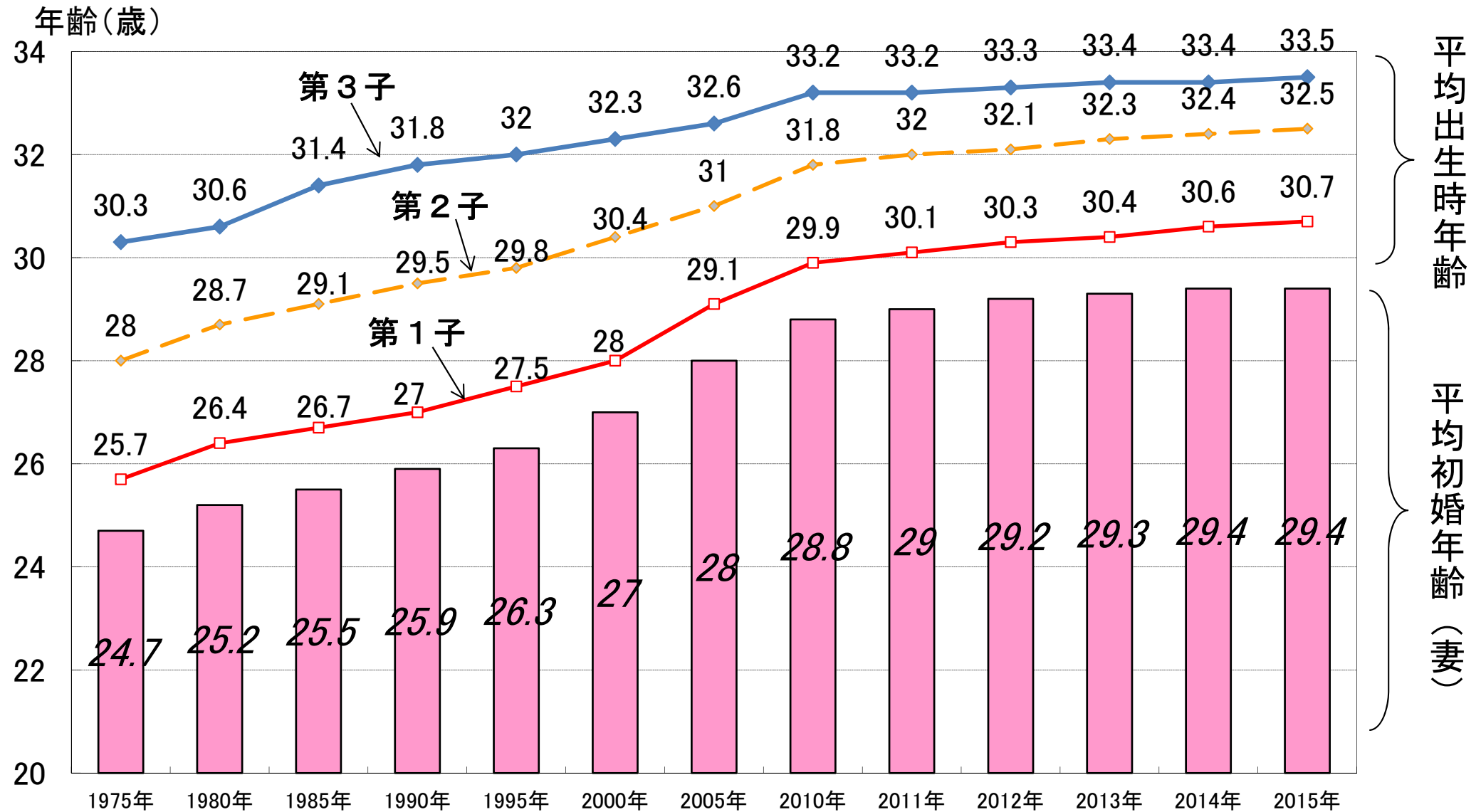
○夫婦出生児数の推移(妻の年齢別)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出産力調査」・「出生動向基本調査」 18

平均初婚年齢・平均出生時年齢の推移

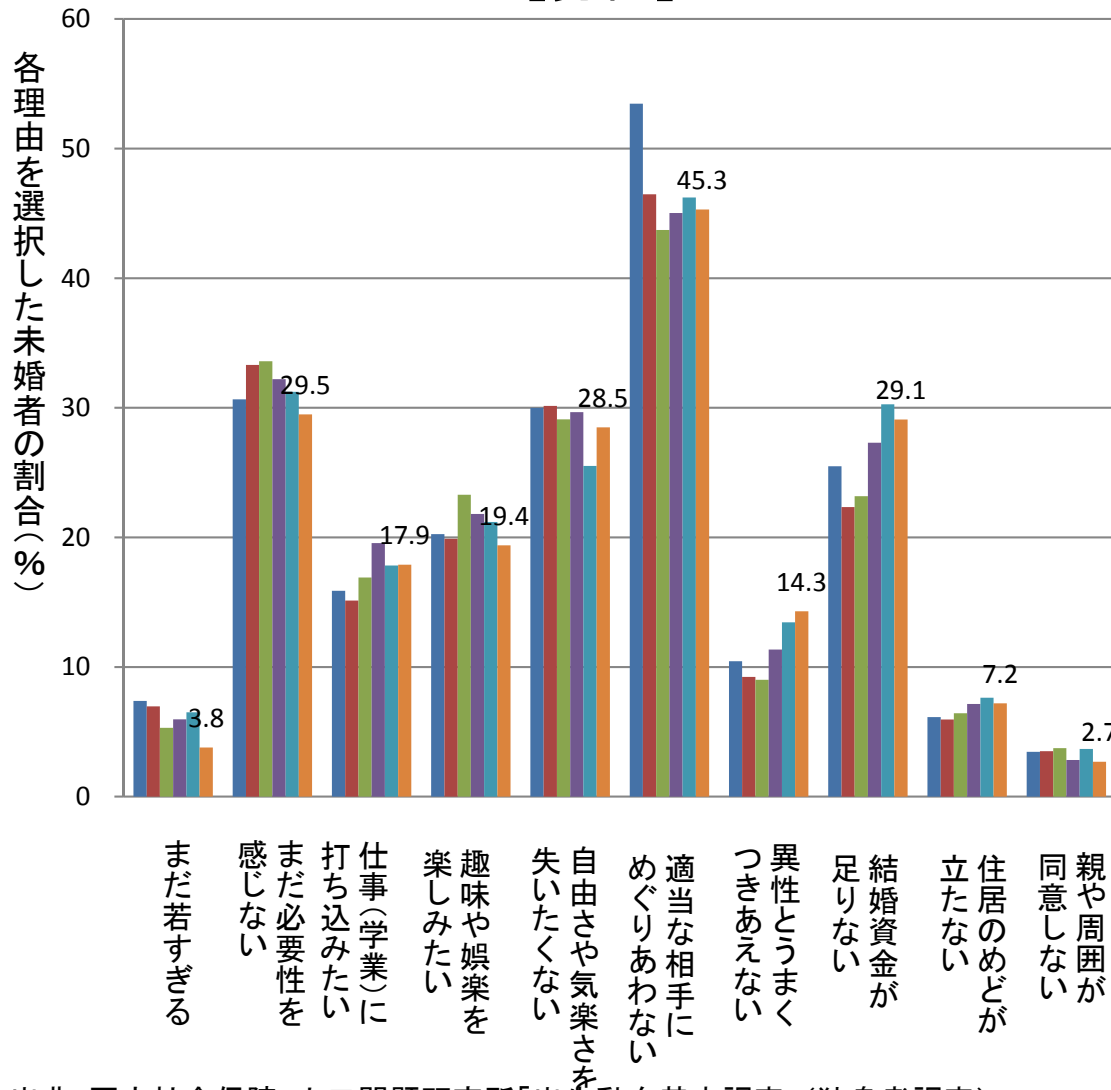
○ 晩婚化に伴い子どもを産む母の平均年齢は上昇傾向にある。



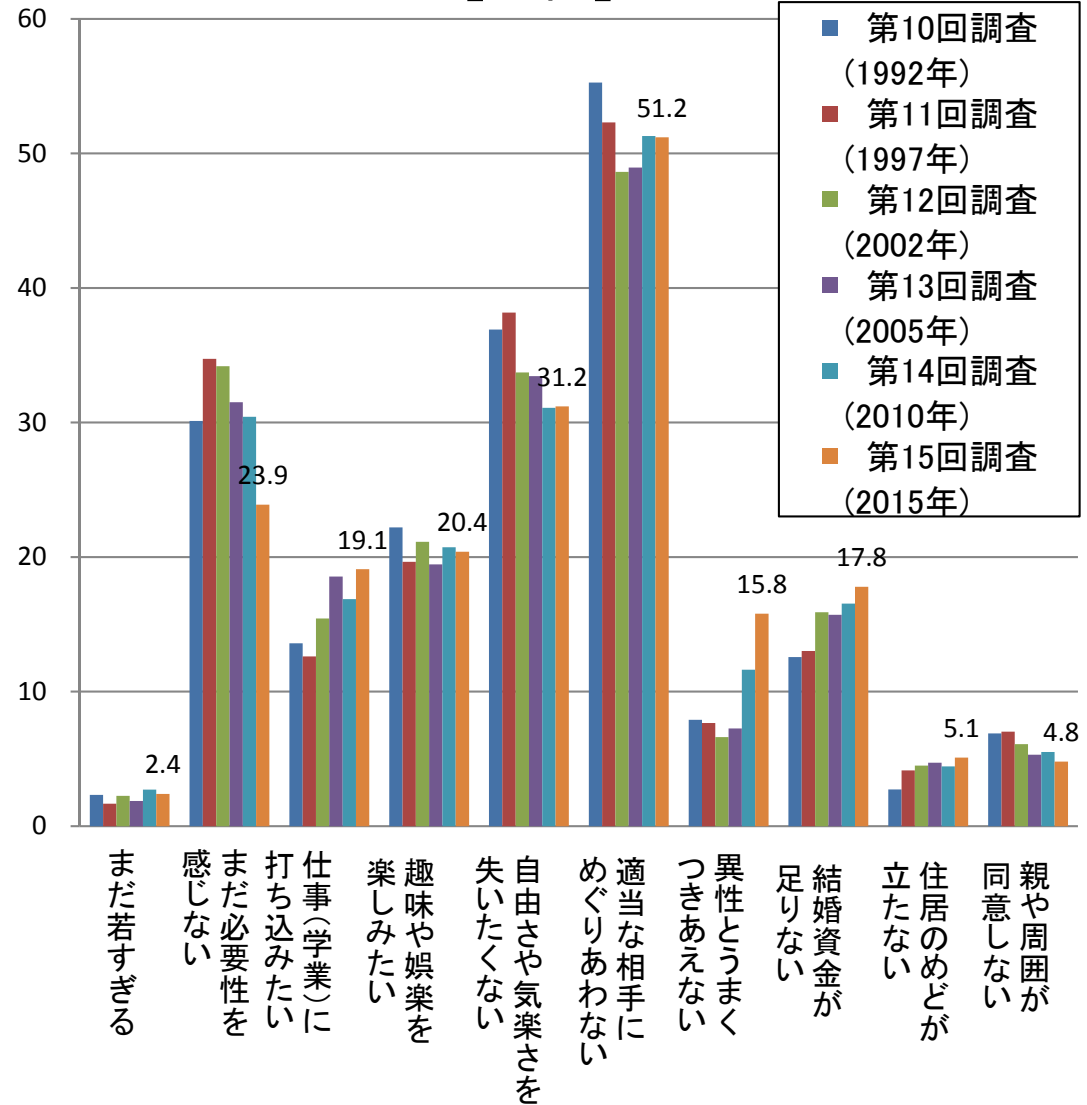
若者が結婚しない理由

- 25～34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねると、男女とも、「適当な相手にめぐりあわない」が最も多い。
- 次いで、男性については、「まだ必要性を感じない」「結婚資金が足りない」が多く、女性については、「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」が多い。

【男性】



【女性】



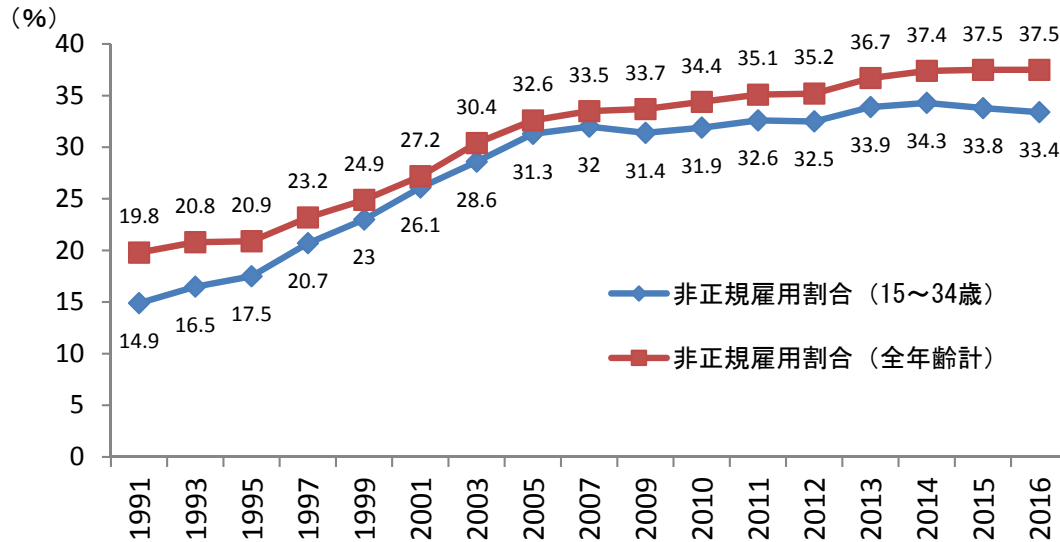
出典: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(独身者調査)

注: 対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(三つまで選択可)としてあげているかを示す。グラフ上の数値は第15回調査の結果。

<参考>結婚や出産を取り巻く状況 (1)若年者の非正規雇用の増加

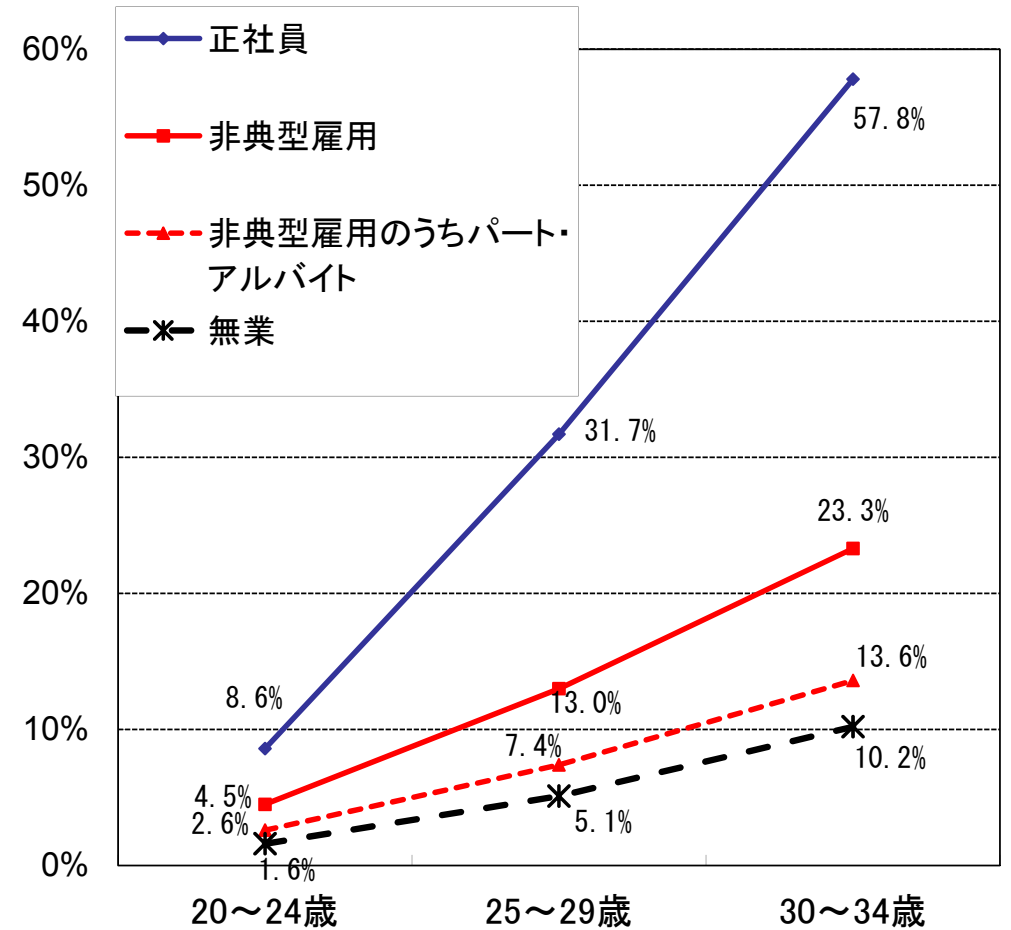
- 若年者の非正規雇用割合は依然として高く、非正規雇用の給与は正規雇用と比較して低い。
- 非正規雇用の有配偶率は低く、雇用の不安定が結婚に当たっての「壁」となっている。

若年者の非正規雇用割合の推移



資料：総務省統計局：「労働力調査」、「労働力調査特別調査」
 (注)1.非正規雇用割合については、2001年度までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」による。
 調査月(2001年までは各年2月、2002年以降は各年の平均の値)が異なることから、時系列比較には注意を要する。
 2.労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時的困難となった。
 ここに掲載した、2011年の()内の数値は補完的に推計した値(2005年国勢調査基準)である。
 3.年齢区分(15~34歳)の数値については、「労働力調査特別調査」及び「労働力調査(詳細集計)」をもとに、厚生労働省において計算

就労形態別配偶者のいる割合(男性)



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2014年)
 注：就労形態分類については、「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」における定義(下記)による。
 ・非典型雇用
 パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託など、正社員以外の呼称で働いている被雇用者

正規雇用と非正規雇用の1人当たり平均給与

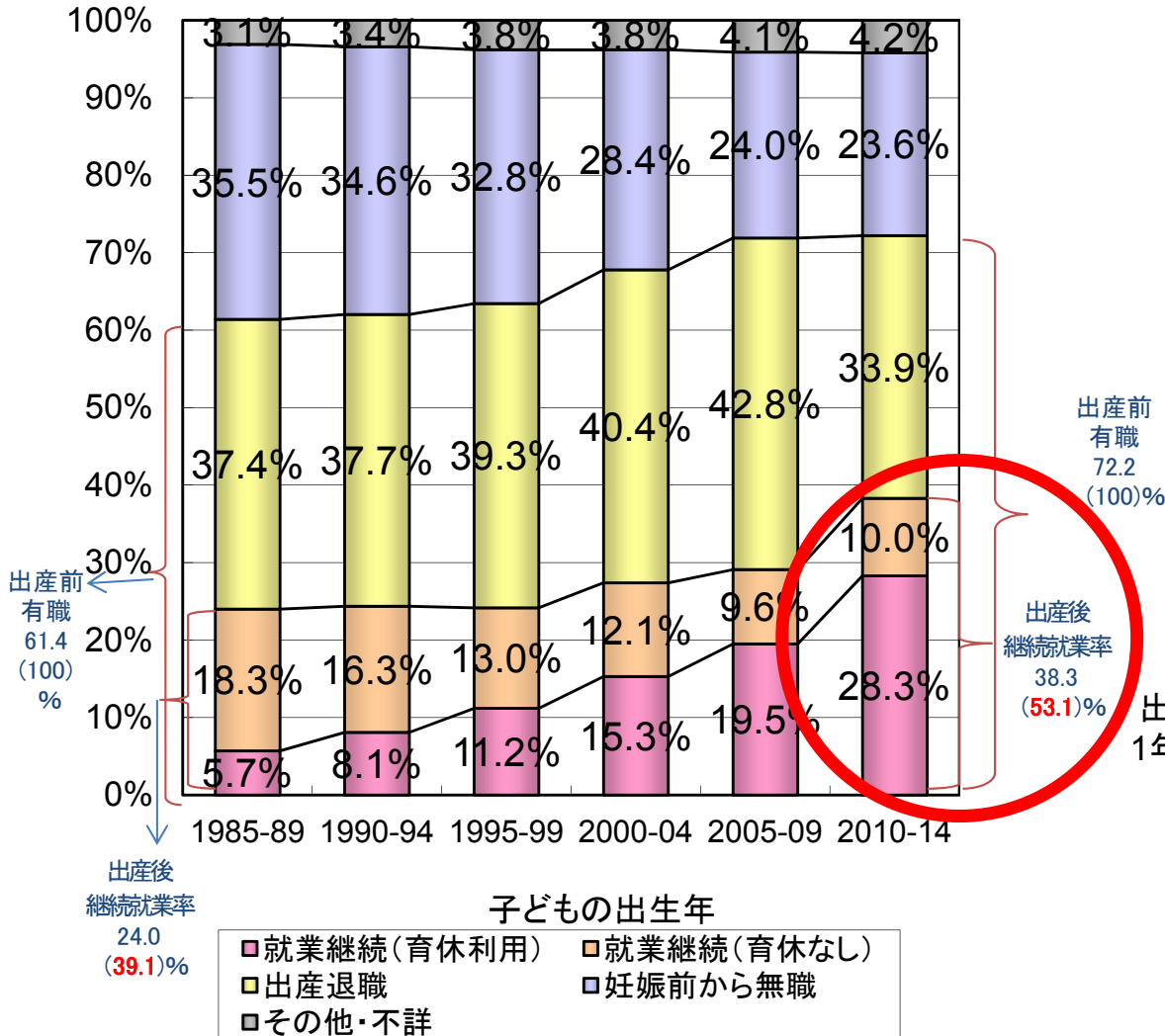
	平均給与	うち正規	うち非正規
計	420万円	485万円	171万円
男	521万円	539万円	226万円
女	276万円	367万円	147万円

資料：国税庁「民間給与実態統計調査」(2015年)

<参考>結婚や出産を取り巻く状況 (2)女性の就業継続の現状

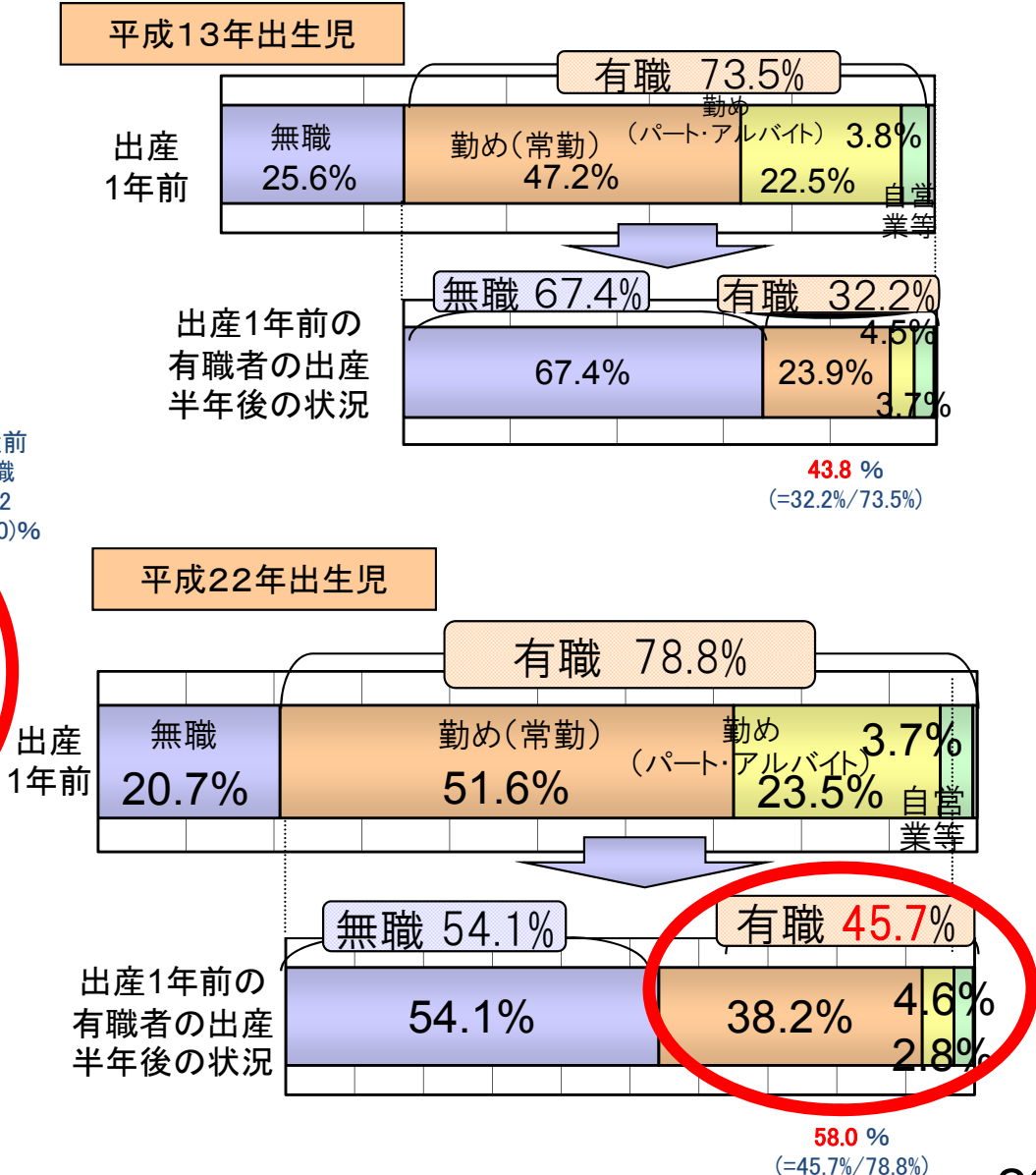
○ 出産・育児後に就業継続する女性の割合は増加している状況。(特に育休利用者)

○子どもの出生年別、第1子出産前後の妻の就業経歴



(資料)国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

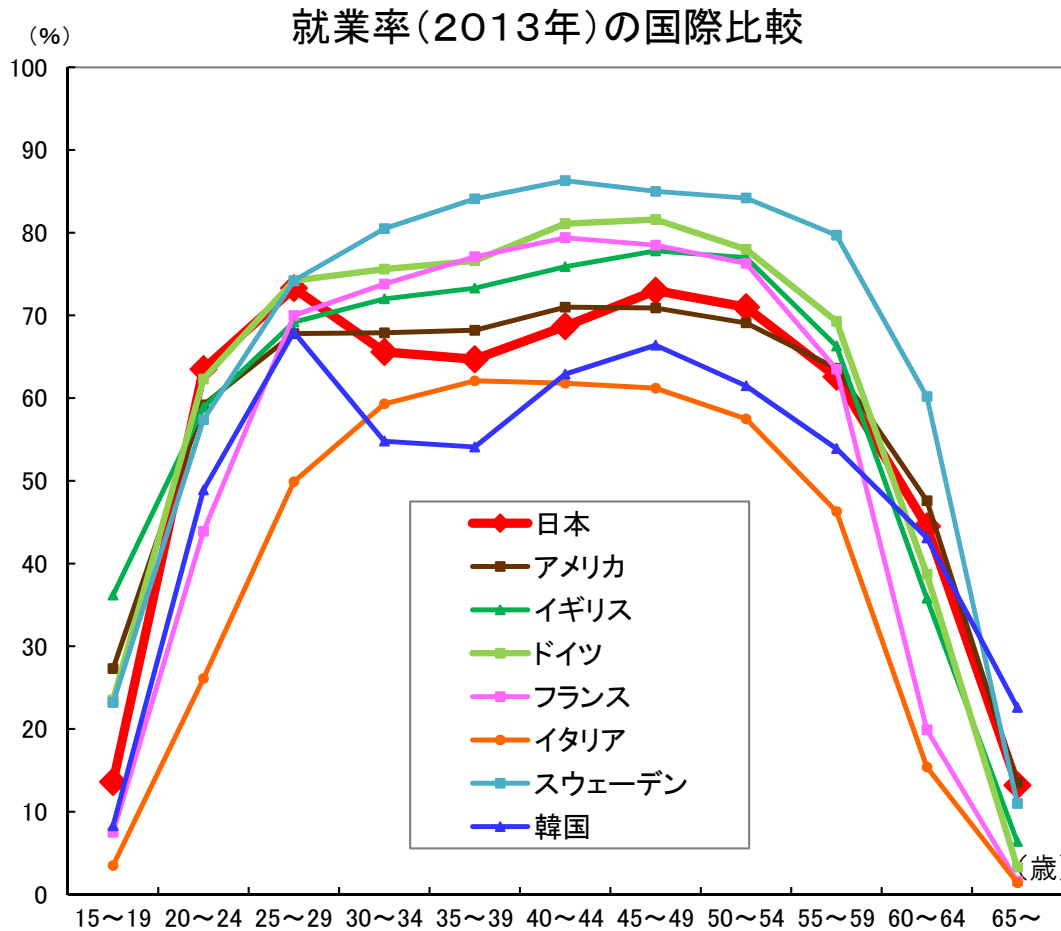
○第1子出産前後の女性の就業状況の変化



(資料)厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査結果」(平成22年)

諸外国の女性の就業率(日本のM字カーブ)と合計特殊出生率

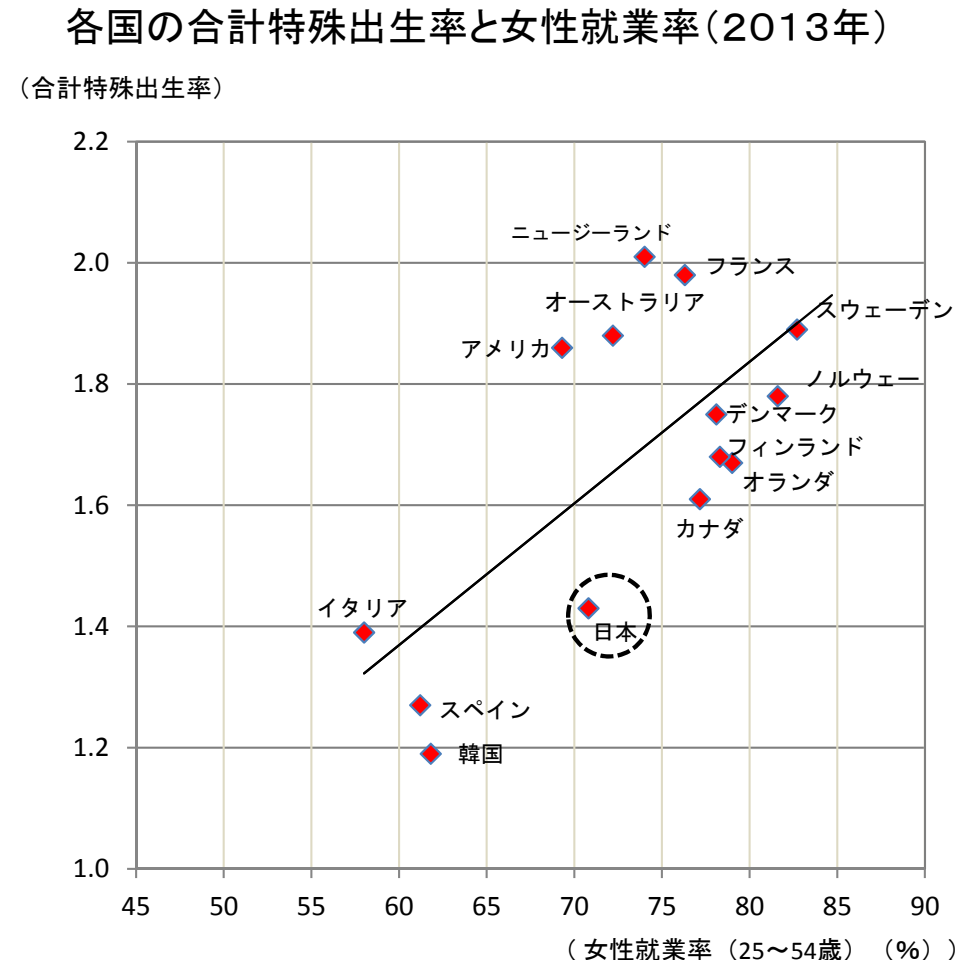
- 日本の女性の就業率は、先進国に比べるとM字カーブの傾向が顕著である。
- 女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率も高い傾向にある。



資料出所: 日本 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成25年)

その他 OECD Database「LFS by sex and age」

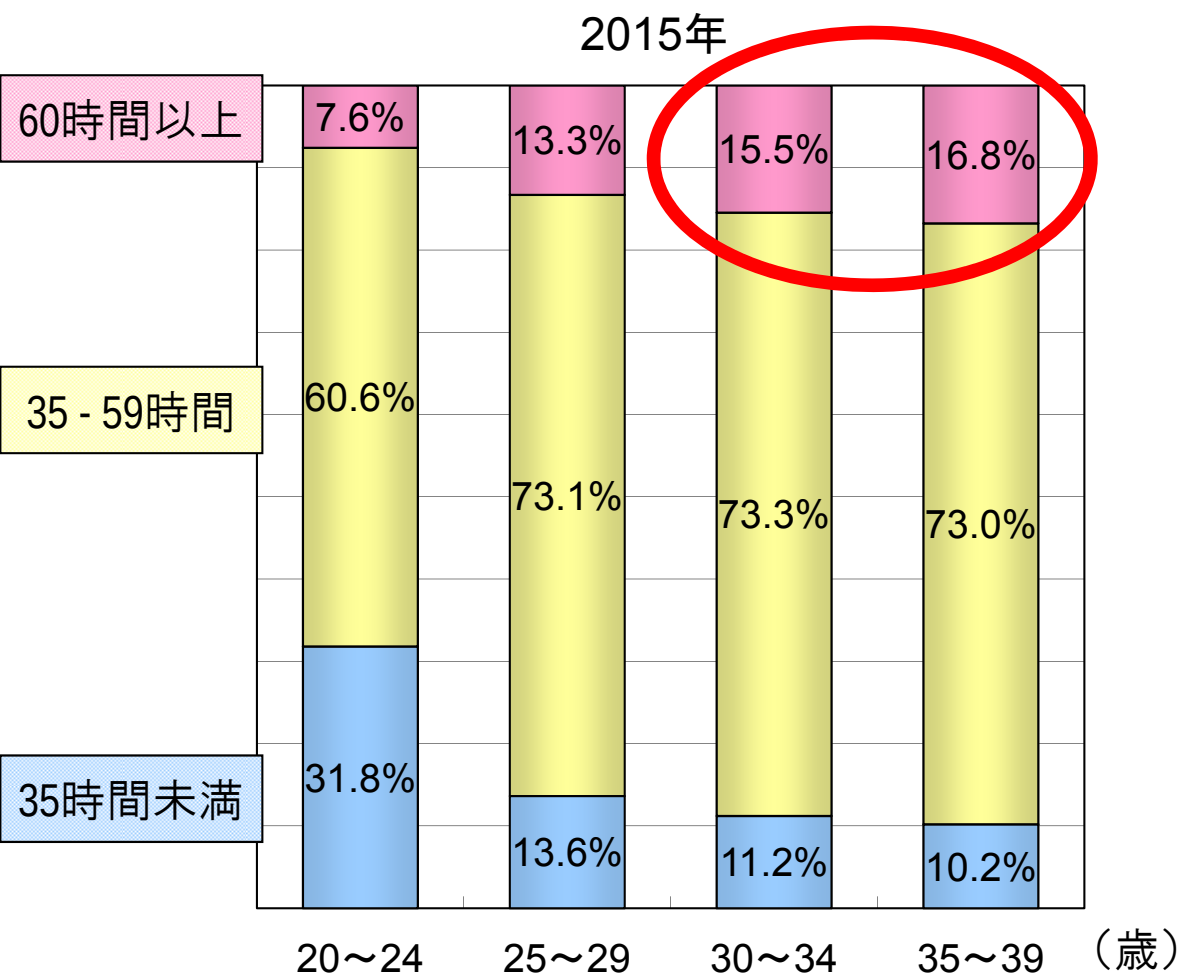
注) アメリカ、イギリス、スウェーデンの「15~19」は「16~19」のデータ、スウェーデンの「65~」は「65~74」のデータである。



<参考>結婚や出産を取り巻く状況 (3)子育て世代の男性の長時間労働

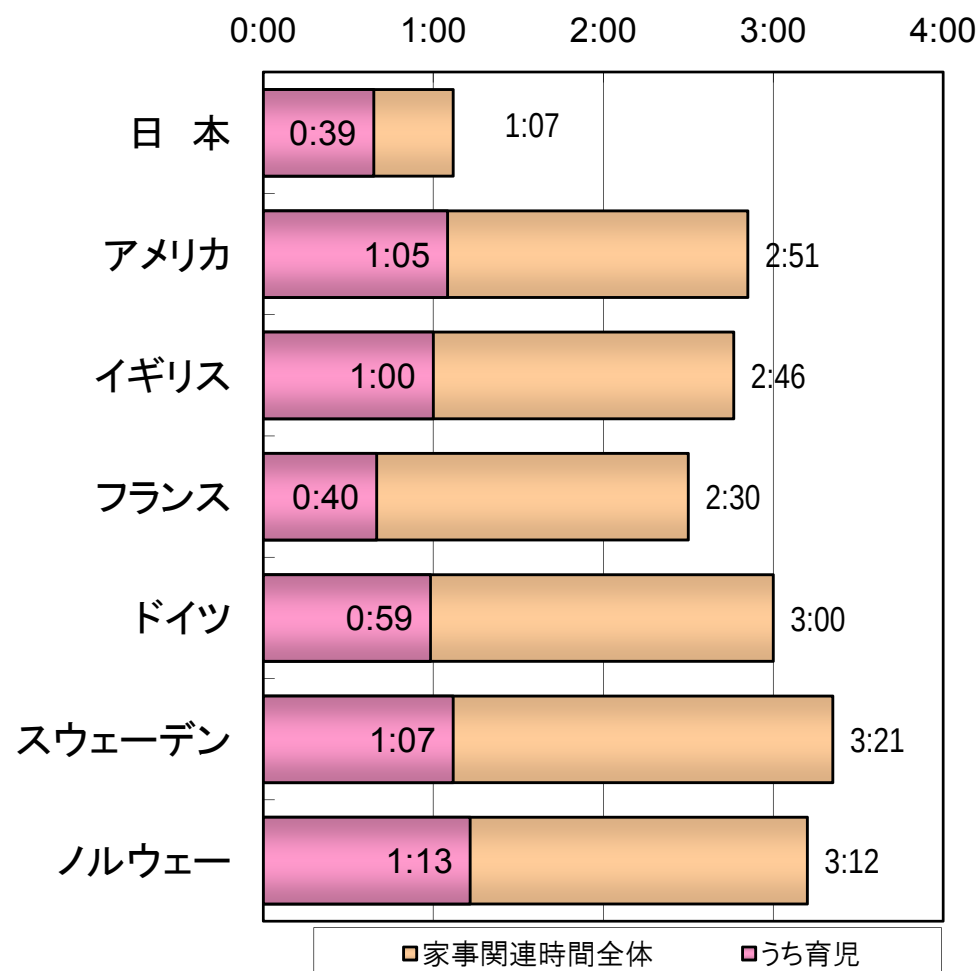
- 我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準。
- 子育て期にある30歳代男性の約6人に1人は週60時間以上就業。父親の育児参加を妨げている「働き方の改革」が急務となっている。

男性就業者(非農林業)の1週間の就業時間



資料:総務省「労働力調査」(平成27年)

6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間



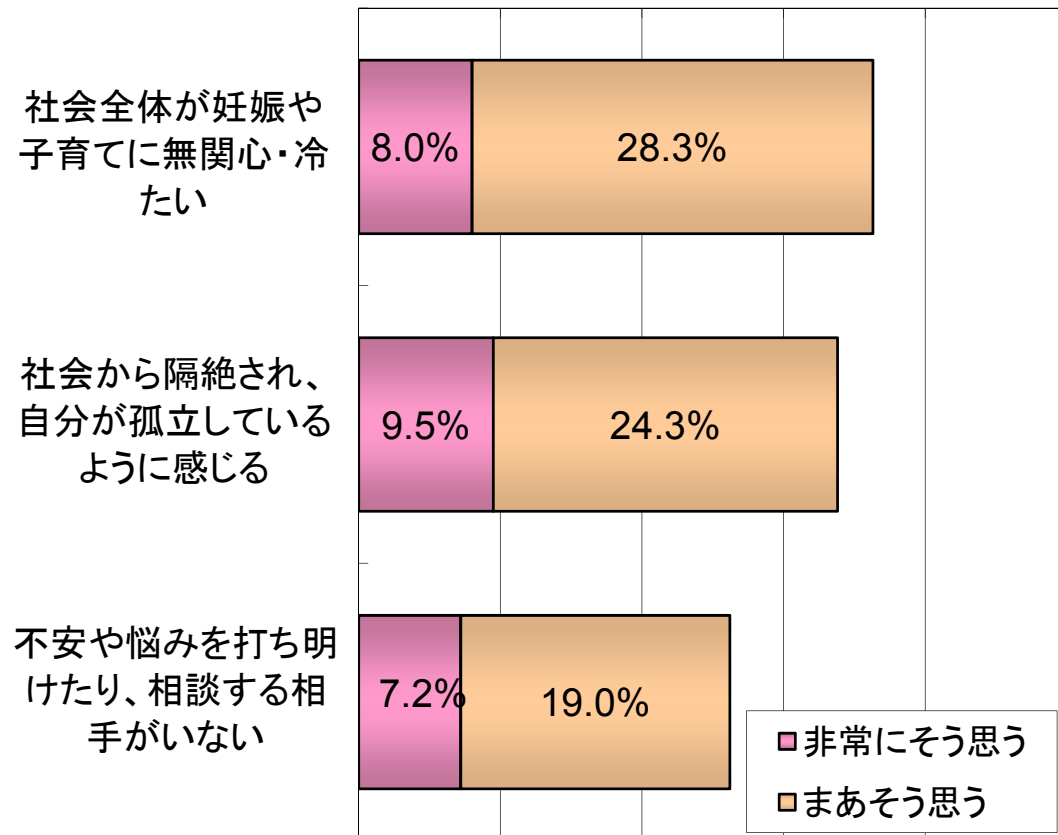
資料:Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2011)、総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

<参考>結婚や出産を取り巻く状況 (4)子育ての孤立化と負担感の増加

- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている 母親の周囲や世間の人々に対する意識

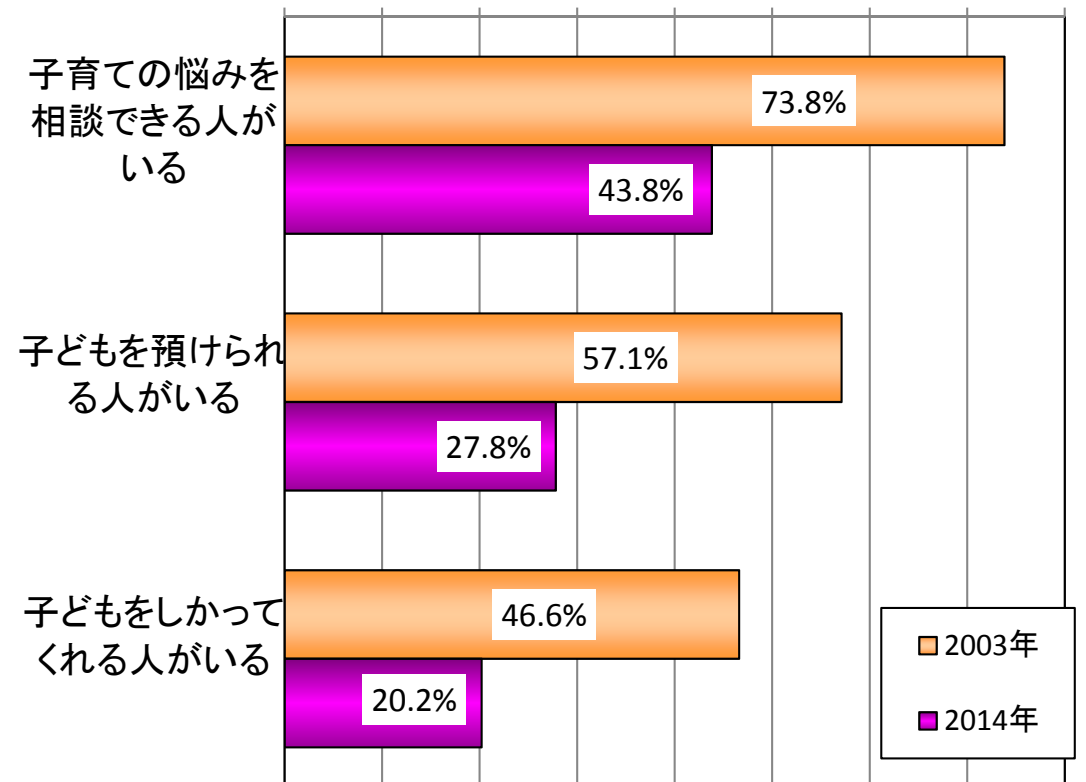
0% 10% 20% 30% 40% 50%



資料：財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

地域の中での子どもを通じたつきあい

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%

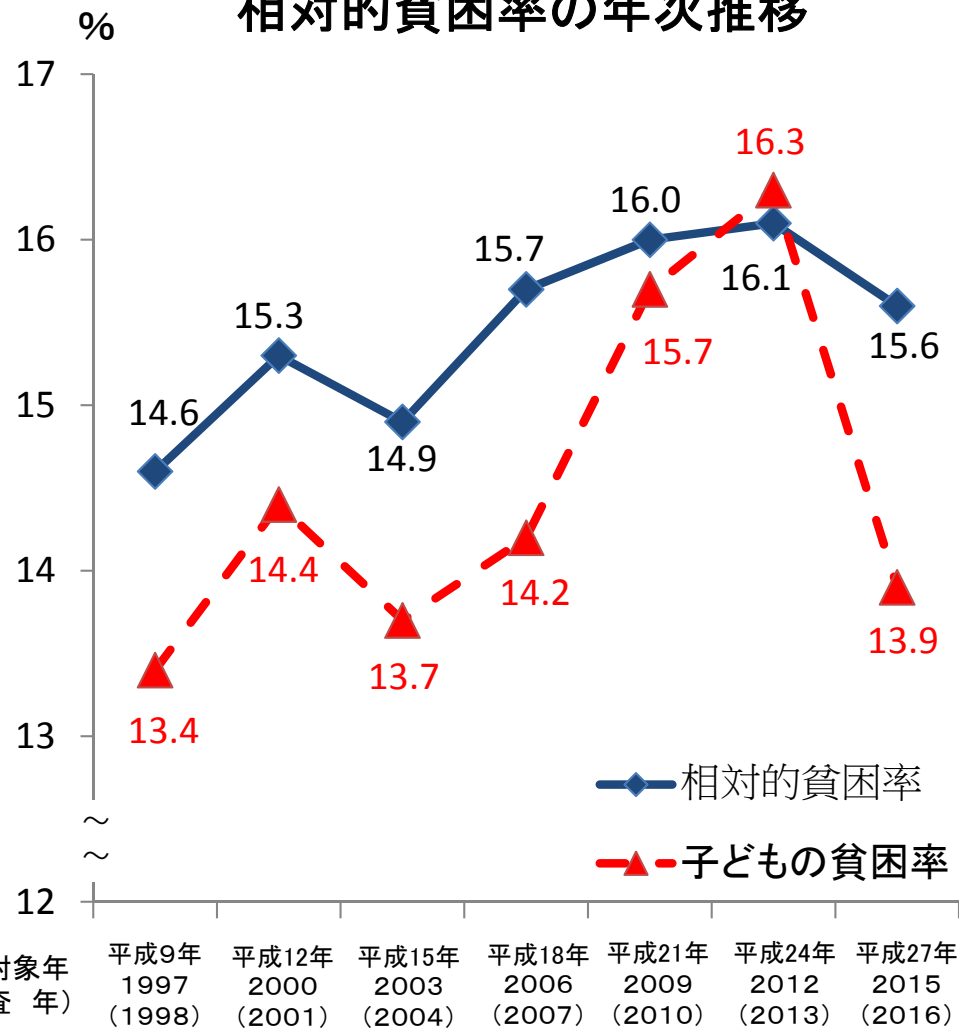


資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)

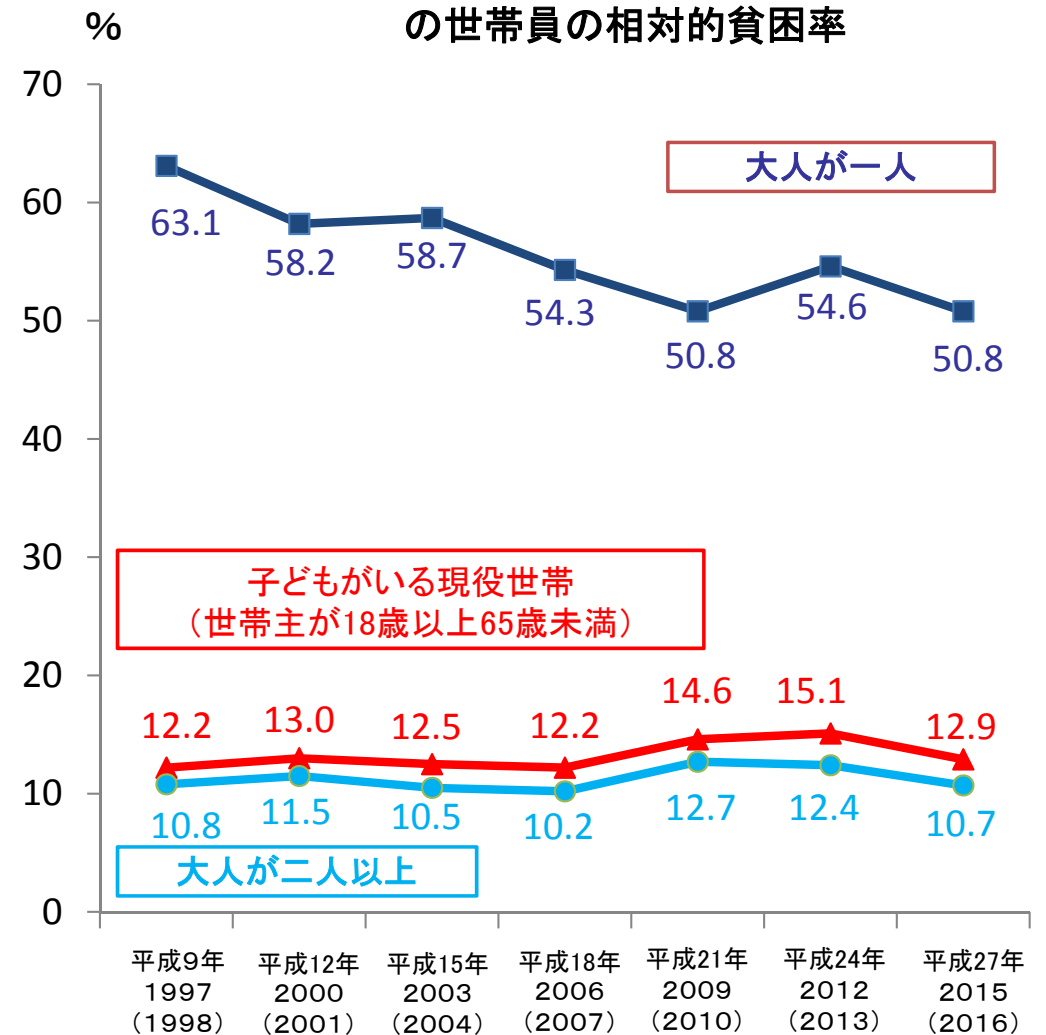
相対的貧困率の推移

- 最新(2016年調査)の相対的貧困率は、全体で15.6%、子どもで**13.9%**
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で**50.8%**

相対的貧困率の年次推移

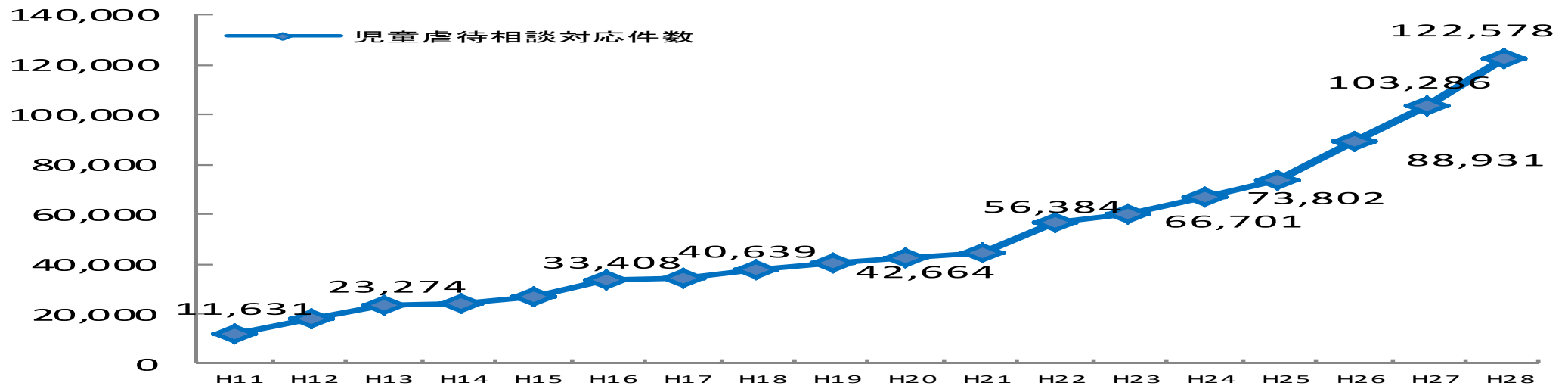


子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率



児童虐待相談の対応件数・相談内容・相談経路

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成28年度 (速報値)	31,927 (26.0%) (+3,306)	25,842 (21.1%) (+1,398)	1,622 (1.3%) (+101)	63,187 (51.5%) (+14,487)	122,578 (100.0%) (+19,292)

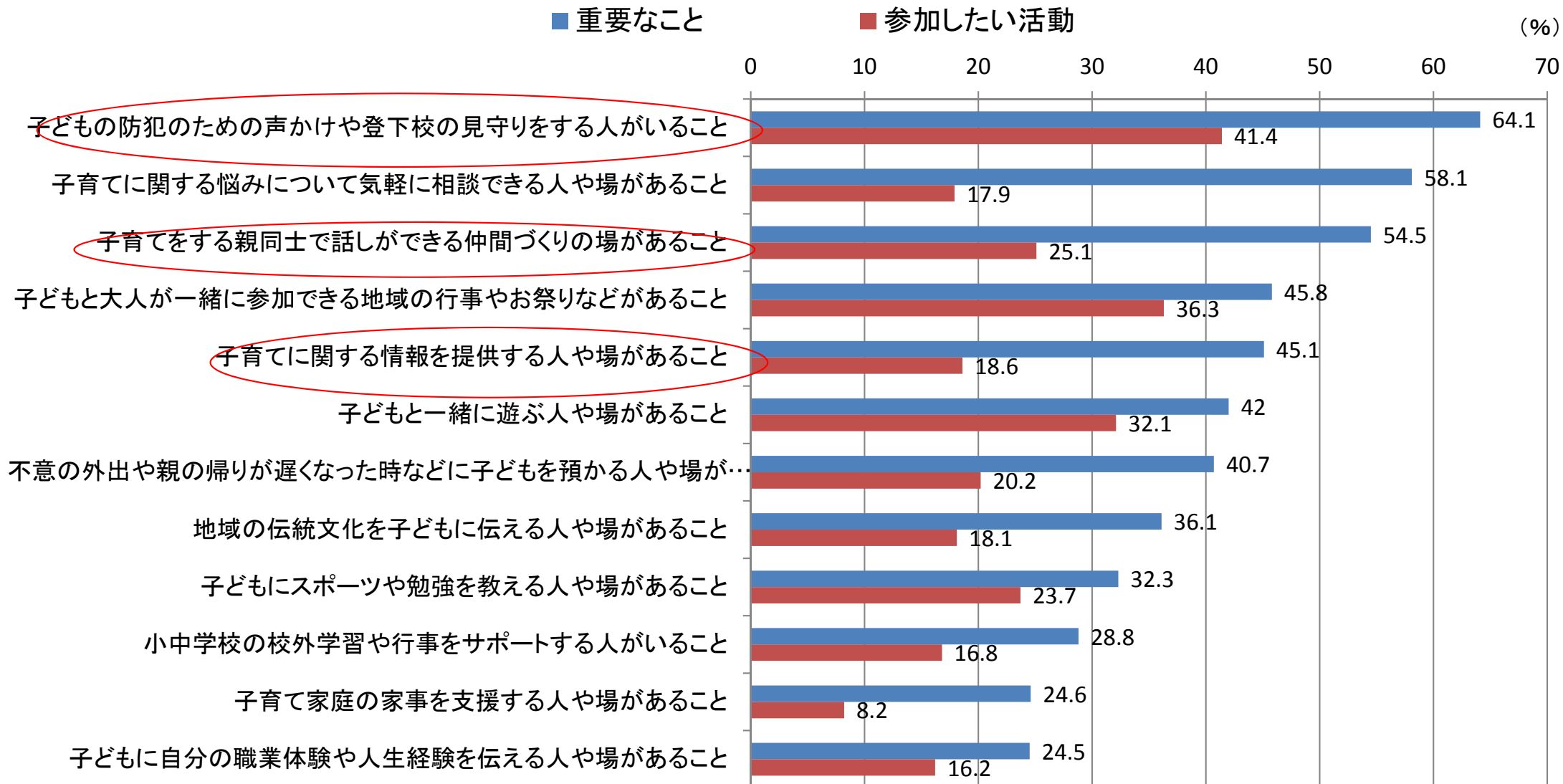
○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総 数
28年度 (速報値)	9,539 (8%) (+662)	1,997 (2%) (-62)	17,428 (14%) (+13)	1,109 (1%) (+179)	7,673 (6%) (+537)	235 (0%) (-11)	202 (0%) (+10)	3,109 (3%) (+31)	1,772 (1%) (+47)	54,813 (45%) (+16,289)	8,851 (7%) (+668)	15,850 (13%) (+929)	122,578 (100%) (+19,292)

地域で子育てを支えるために重要なこと(意識調査)

意識調査の結果では、「気軽に相談できる人・場」、「仲間づくりの場」、「情報を提供する人・場」の必要性をあげる声は多いが、そうした活動への参加意識は低め。

⇒ 放置しては展開が望めず、政策として、こうした場・機会を地域に「つくる」ことが必要



(2) 施策の枠組みは総合的に

「子ども・子育て支援」に関するこれまでの流れ

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議(H19. 2～12)取りまとめ

「就労」と「結婚・出産」の二者択一構造を変え、「女性をはじめとする働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現」しつつ、「国民の希望する結婚・出産・子育てを可能」とする。

「働き方の改革」による仕事と生活の調和の実現

「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みの構築

仕事と生活の調和推進官民トップ会議

「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
(H19. 12策定、H22. 6改定)

「社会保障国民会議最終報告」(H20. 11)

- ・働き方は憲章・行動指針に基づき取り組む
- ・サービスについては質量の抜本的な拡充を図るための制度体系を構築することが不可欠

安心社会実現会議報告「安心と活力の日本へ」(H21. 6)

- ・次世代支援新システムの構築を進める。

子ども・子育てビジョン(H22. 1閣議決定)

少子化危機突破のための緊急対策(H24. 3)

少子化社会対策大綱(H27. 3閣議決定)

子ども・子育て支援法等
成立(H24. 8)

子ども・子育て支援法等施行(H27. 4)

新三本の矢(H27. 9)「夢を紡ぐ子育て支援」

働き方改革実行計画(H29. 3)

労働基準法改正(H22. 4施行)

- ・法定割増賃金率の引き上げ(大企業のみ。60時間超は25%→50%)

雇用保険法改正(H22. 4施行)

- ・育休を取得しやすくするため、休業中と復帰後6ヶ月に分けて支給していた給付を統合し、全額を休業中に支給

育児・介護休業法改正(H22. 6施行)

- ・パパママ育休プラス

次世代育成推進法改正(H27.4施行)

- ・プラチナくるみん制度

育児・介護休業法28年／29年改正
(H29.1+29.10施行)

< 子育て支援をめぐる最近の動き ① >

- (1) 少子化社会対策大綱 (H27.3 閣議決定)
→ 結婚、妊娠、子ども・子育てに暖かい社会
- (2) 子ども・子育て支援制度 (H27.4 施行)
→ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を「市町村」で総合的に推進
- (3) すくすくサポート・プロジェクト
(H27.12「子どもの貧困対策会議」決定)

< 子育て支援をめぐる最近の動き ② >

(4) ニッポン一億総活躍プラン

「夢を紡ぐ子育て支援」(H28.6 閣議決定)

→ 「希望出生率1.8」

(5) 平成28年児童福祉法改正 (H28.6 成立)

→ 「子どもの権利」を法律に明記

→ 国・都道府県・市町村の役割／責任を明確化し、虐待対応体制を強化。

→ 子育て世代包括支援センターの法定化

< 子育て支援をめぐる最近の動き ③ >

(6) 働き方改革実行計画

(H29.3「働き方改革実現会議」決定)

(7) 地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(H30.4 施行)

- 「地域共生社会」に向けた住民と行政の協働による包括的支援体制作り。
- 共生型サービス(高齢者・障がい者)の法定化。

第2の矢.「夢を紡ぐ子育て支援」(基本的な考え方)

平成27年11月12日 第2回一億総活躍
国民会議 提出資料(一部改変)

希望実現阻害要因

- ・脆弱な経済的基盤による結婚不安
- ・長時間労働等による仕事と家庭の両立困難等
- ・男性の家事・育児分担の不足

- ・0～2歳の保育サービス量の不足・多様な働き方への対応不足
- ・放課後児童クラブの不足
- ・出産・子育ての不安・孤立等

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」に

「二者択一」の構造から「**同時実現**」の構造へ転換を図るために

働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに
支援する社会的基盤の構築

「就業と子育ての両立」の実現

二つの大きな取組を「車の両輪」として進め、
国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現する

「希望出生率1.8」について

国民希望出生率

$$\begin{aligned} &= \left(\text{有配偶者割合} \times \text{夫婦の予定子ども数} \right. \\ &\quad + \text{独身者割合} \times \text{独身者のうち結婚を希望する者の割合} \\ &\quad \times \text{独身者の希望子ども数} \left. \right) \\ &\quad \times \text{離死別等の影響} \end{aligned}$$

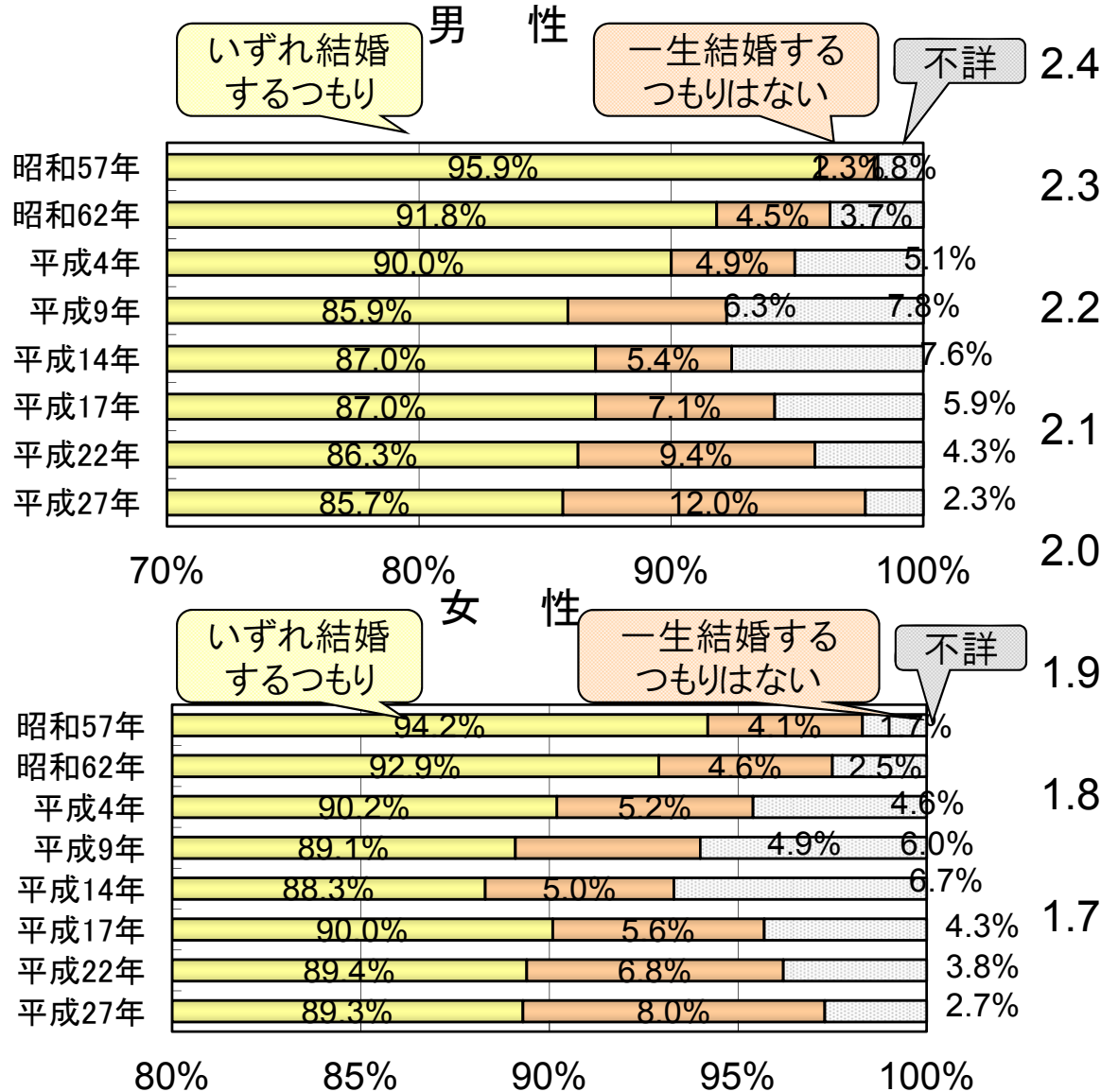
$$\begin{aligned} &= (34\% \times \underline{2.07人} + 66\% \times 89\% \times \underline{2.12人}) \times 0.938 \\ &= 1.83 \div 1.8 \text{ 程度} \end{aligned}$$

○国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（H22年）によると、18～34歳の独身者では、男女ともに約9割は「いずれ結婚するつもり」であり、結婚した場合の希望子ども数は男性2.04人、女性2.12人となっている。また、夫婦の予定子ども数は2.07人（同調査）となっている。

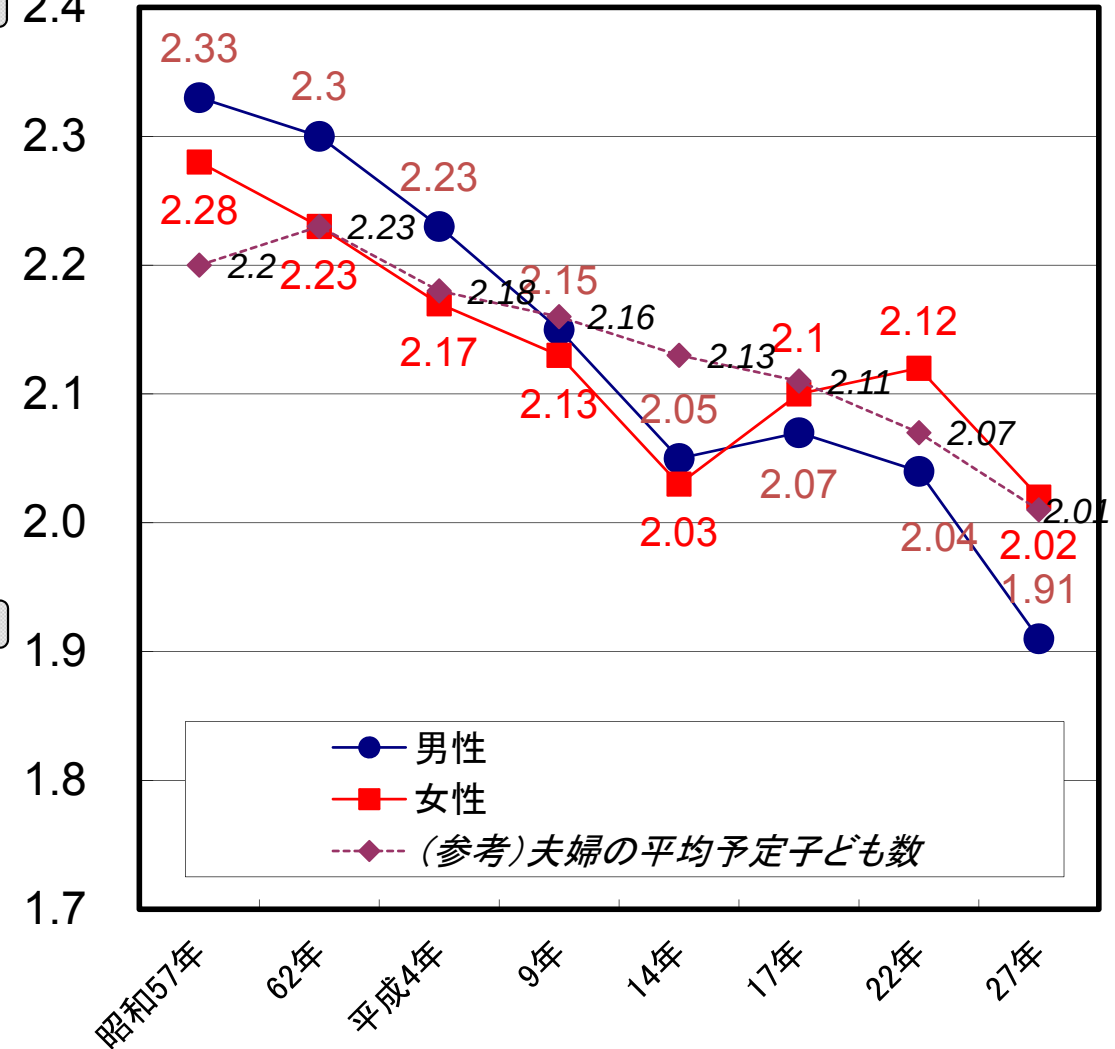
国民の結婚や出産に対する希望

独身男女の約9割は結婚意思を持っており、希望子ども数も男女とも2人以上。

○「生涯の結婚意思」について



○「いずれ結婚するつもり」の未婚男女の希望子ども数



地域の実情に応じた子育て支援の展開

人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

子ども・子育て支援新制度

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、**一定規模の子ども集団を確保**しつつ、教育・保育の提供が可能

① 認定こども園制度の改善

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
- ・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、**待機児童の解消**が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、**身近な場所で保育の場の維持**が可能

② 小規模保育等への財政支援の創設

- ・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、**機動的な待機児童対策**を講じることが可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、**在宅の子育て家庭に対する支援**を中心に展開
※取組を容易とするための見直し

③ 地域の実情に応じた子育て支援の充実

- ・地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
- ・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、**多様な保育ニーズに応える事業**を中心に展開

④ 市町村が実施主体

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる**仕組みを整えつつ、**生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

(参考) ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

○ 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向

- 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届ける。
- **一人一人に寄り添って**支援する。
- 生活支援だけでなく、学習支援も含めて、**総合的に**支援する。
- 安定した就労により、自立を実現する。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

働き方改革実行計画（H29.3.28 働き方改革実現会議決定）

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義

2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

3. 賃金引上げと労働生産性向上

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備

7. 病気の治療と仕事の両立

8. 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労

9. 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転換・再就職支援

10. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備

11. 高齢者の就業促進

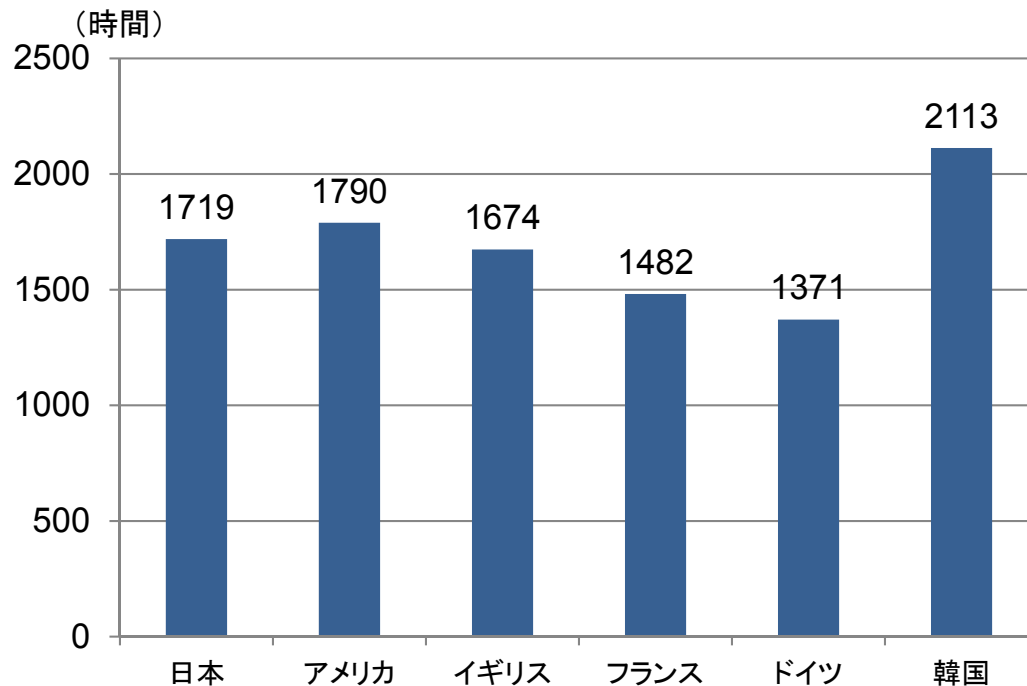
12. 外国人材の受入れ

13. 10年先の未来を見据えたロードマップ

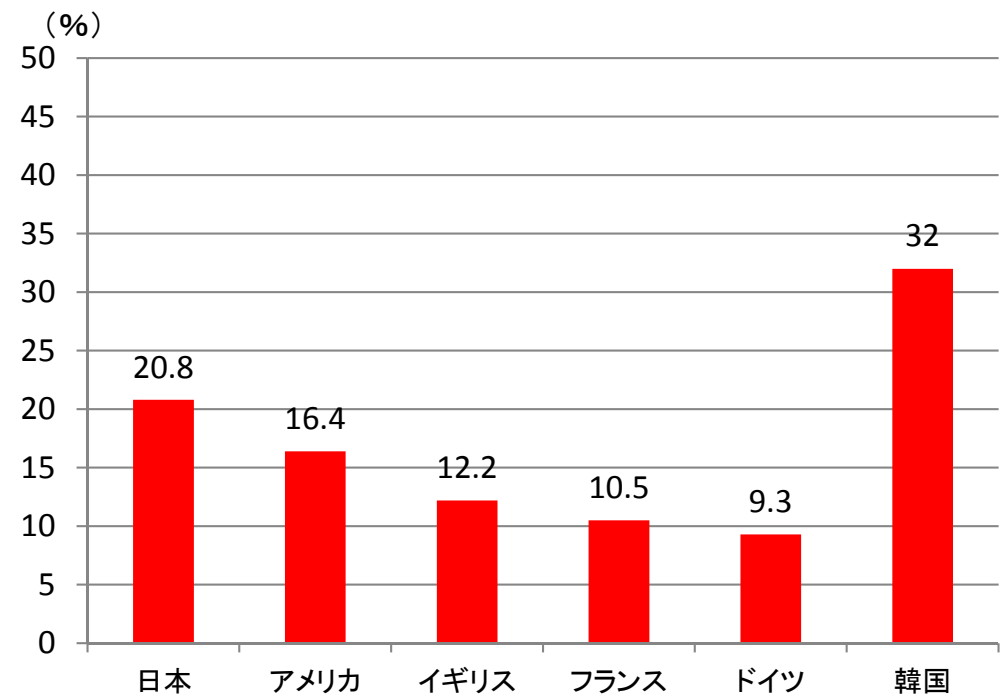
年平均労働時間と長時間労働者の各国比較

- 日本は欧州諸国と比較して、年平均労働時間が長い。
- また、49時間/週以上働いている労働者の割合が高い。

○ 年平均労働時間



○ 49時間/週以上働いている労働者の割合



<事務局注>

- ※ 年平均労働時間は、2015年の各国の就業者一人当たりの年間労働時間を示す。
- ※ フランスのみ推計値

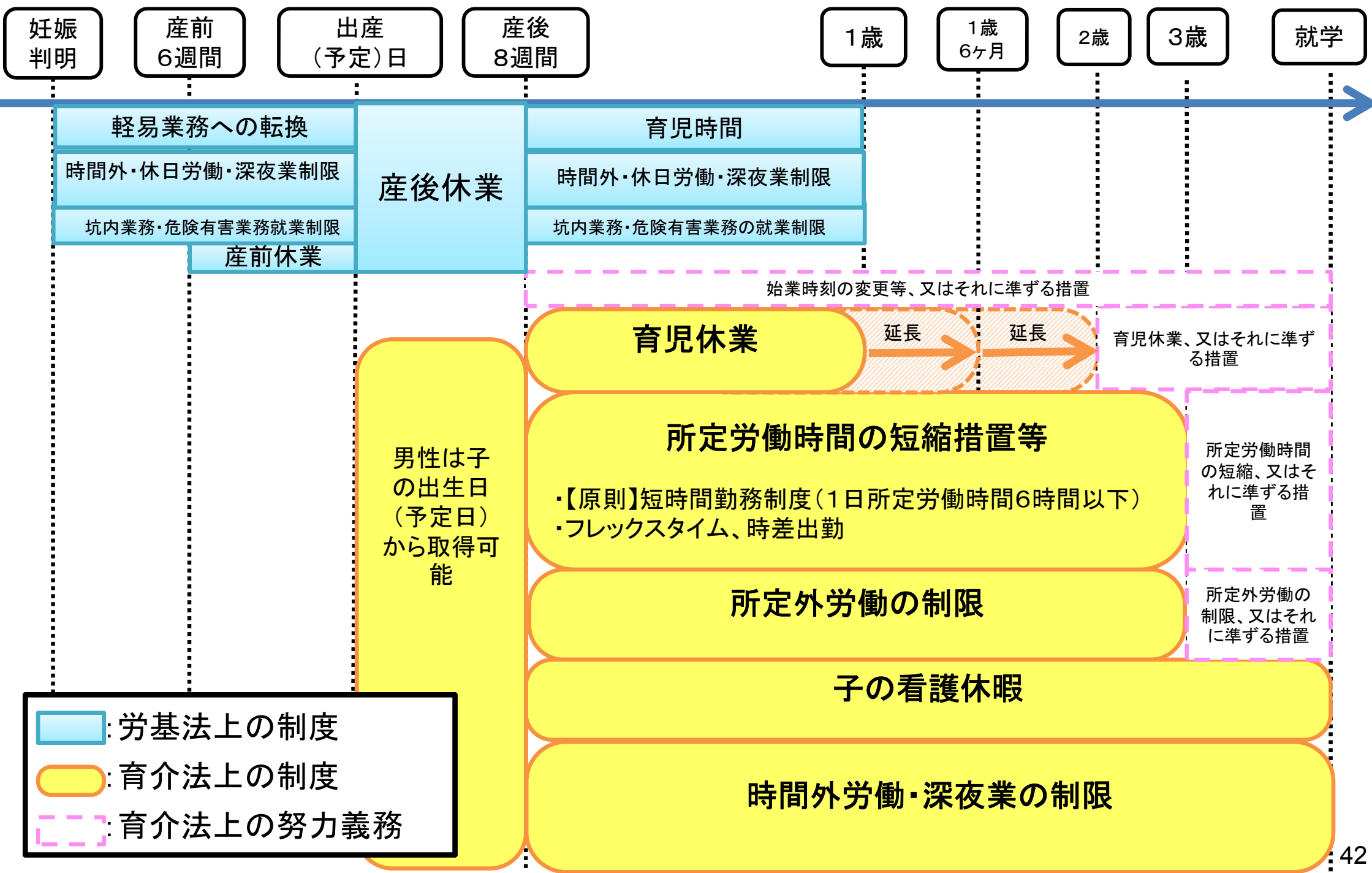
(資料出所) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2017」

<事務局注>

- ※ 2016年の各国の就業者一人当たりの週労働時間が49時間以上の割合を示す(アメリカは2013年、日本・韓国は2015年)。

(資料出所) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2017」
ILO「ILOSTAT Database」(日本は総務省「労働力調査」)

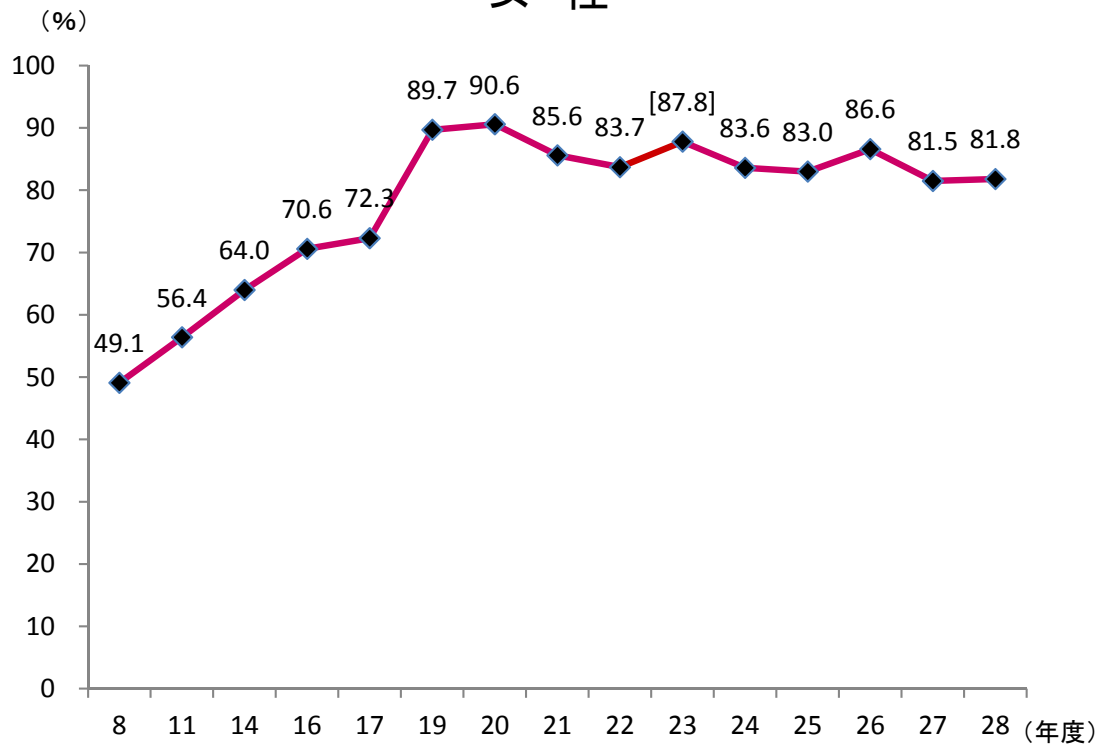
妊娠・出産・育児期の両立支援制度



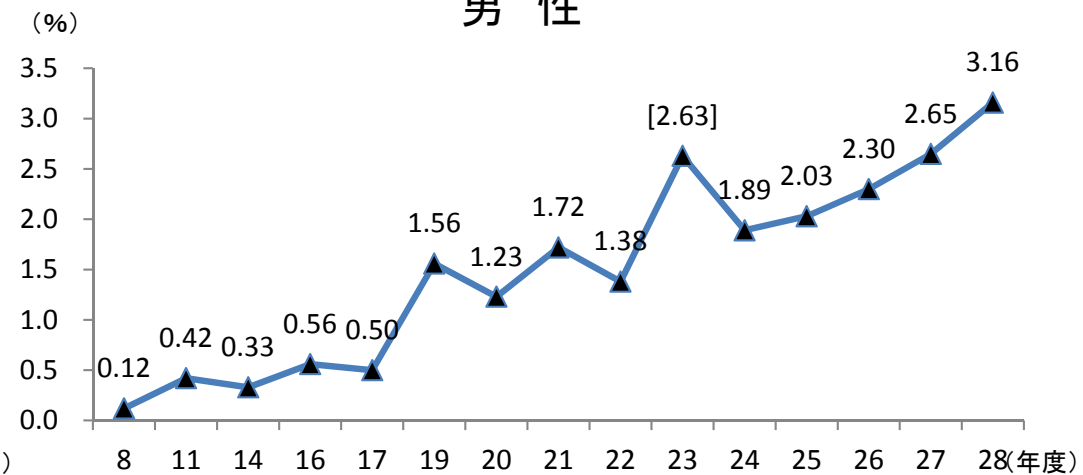
育児休業取得率の推移

○育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性の育児休業取得率は、長期的には上昇傾向にあるものの、3.16%と依然として低水準にある。

女 性



男 性



育児休業取得率＝ $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年度1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

（※）平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間。

注）平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定（一部改変）

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

H29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

H30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

H31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭
全面展開

(3) 「2兆円規模のパッケージ」

【新しい経済政策パッケージ(2017.12.8)閣議決定】

- 本格実施は消費税引上げ(2019年10月)とともに
- 保育の受け皿整備は2018年度から前倒し
- 無償化措置の対象範囲等は来年度夏までに結論

9月25日安倍内閣総理大臣記者会見

○「人づくり革命」と「生産性革命」の2本の柱を具体化。年内に新しい政策パッケージを策定。

○「**人づくり革命**」－ 2兆円規模の大胆な政策を実行

① 大学などの高等教育無償化

所得が低い家庭の子供たちに限って実現。給付型奨学金や授業料減免措置を大幅増。

② 幼児教育無償化の加速

2020年度までに、3～5歳はすべての子供たちの幼稚園保育所の費用を無償化。

0～2歳児も所得の低い家庭を無償化。

③ 「子育て安心プラン」の前倒し

6月に策定した「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の受け皿を整備。

④ 介護離職ゼロに向けた介護人材確保

他の産業との賃金格差をなくしていくため更なる処遇改善。

⑤ リカレント教育の推進

⑥ 大学などの高等教育改革

○ 人づくり革命の財源

2019年10月に引き上げる予定の消費税による財源を活用、子育て世代への投資と社会保障の安定化にバランスよく充当し、あわせて財政再建も確実に実現。保険方式などの制度改革についても与党の議論を踏まえつつ検討。

プライマリーバランスの黒字化を目指す目標自体はしっかりと堅持。歳出・歳入両面からの改革を続け、今後達成に向けた具体的な計画を策定。

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)の「人づくり革命」部分のポイント

1. 幼児教育の無償化

- ・幼児教育の無償化を一気に加速。3歳から5歳までのすべての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。
- ・0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化。
- ・消費税率上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施。

3. 高等教育の無償化

- ・授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。
- ・支援措置の対象は、低所得世帯に限定。
- ・住民税非課税世帯の子供たちに対しては、
 - ー授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免除。私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除。
 - ー給付型奨学金については、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。
- ・住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。
- ・支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認。他方、大学等(大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校)への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、GPA(平均成績)の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切る。
- ・支援措置の対象となる大学等は、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置、②外部人材の理事への任命が一定割合を超えている、③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定。
- ・2020年4月から実施。

2. 待機児童の解消

- ・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備。
- ・2018年度(来年度)から早急に実施。
- ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む。今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ。

4. 私立高等学校の授業料の実質無償化

- ・年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化(現行の高等学校等就学支援金の拡充)については、消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。(具体的には、平成29年度予算ベースで、①住民税非課税世帯については、実質無償化、②年収約350万円未満の世帯については、最大35万円の支給、③年収約590万円未満の世帯については、最大25万円の支給ができる財源を確保する。)
- ・その上で、消費税使途変更後の2020年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

5. 介護人材の処遇改善

- ・介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善。
- ・消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施。

6. これらの施策を実現するための安定財源

- ・社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる増収分を①教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、②財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当。①について新たに生まれる1.7兆円程度を、上記1、2、3及び5に充てる。人づくり革命の政策は、消費税率10%への引上げを前提として、実行。
- ・子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額。法律で定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費に充てることとし、そのための**子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出**。

7. 財政健全化との関連

- ・財政健全化の旗は決して降ろさず、不断の歳入・歳出改革努力を徹底し、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標自体はしっかり堅持。
- ・この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、来年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性の高い計画を示す。

8. 来年夏に向けての検討継続事項

(1)リカレント教育

- ・人生100年時代を見据え、その鍵であるリカレント教育を抜本的に拡充するとともに、現役世代のキャリアアップ、中高年の再就職支援など、誰もがいくつになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備を、雇用保険制度等の活用も含めて、来年夏に向けて検討。

(2)HECS等諸外国の事例を参考とした検討

- ・今後、引き続き、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、オーストラリアのHECS等諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続。

(3)全世代型社会保障の更なる検討

- ・今後、2019年10月の消費税増税後の全世代型社会保障の更なる実現に向け、少子化対策として更に必要な施策を検討する一方、その財源についても、「社会全体で負担する」との理念のもと、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用、企業負担のあるべき姿を含め併せて検討。

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」概要（今通常国会に内閣府から提出）

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

概要

1. 事業主拠出金の率の上限の引上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金率の**上限を0.25%から0.45%に**引き上げる。
 - ※ 平成30年度は**0.29%（現行+0.06%、追加拠出金額1,000億円程度）**とする予定（政令で規定）。

2. 事業主拠出金の充当対象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充ててことを可能とする観点から、事業主拠出金の充当対象に**子どものための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）**を加える。

3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。
- ※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

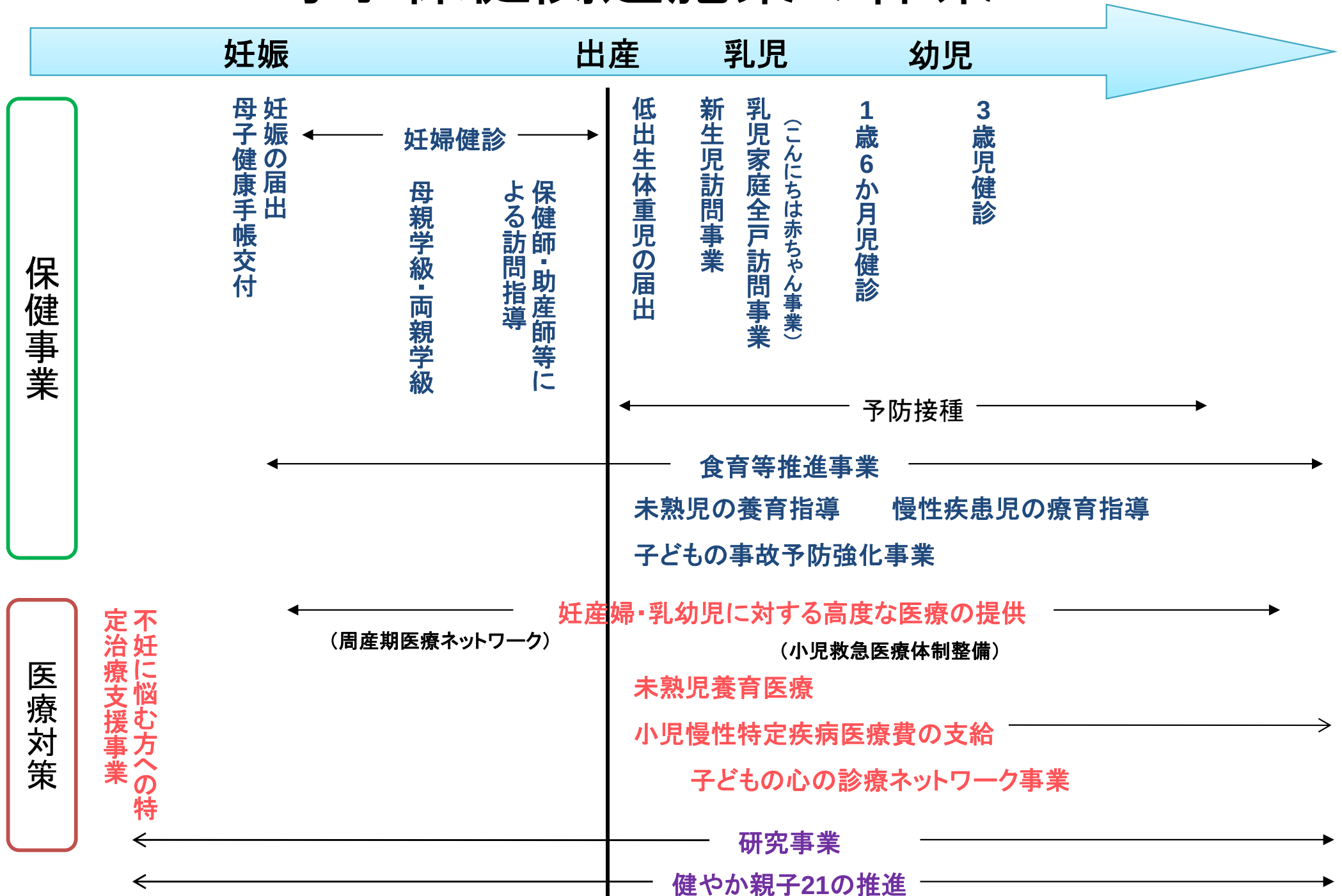
施行期日

平成30年4月1日（予定）

(4) いくつか個別事業をみると....

- ① 母子保健、健やか親子21
- ② 子育て世代包括支援センター
- ③ 待機児童対策、保育人材確保
- ④ 放課後対策
- ⑤ 地域子育て拠点事業～利用者支援事業
- ⑥ 児童虐待対策、社会的養育
- ⑦ 児童手当

母子保健関連施策の体系



健やか親子21(第2次)

「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したものの
- 第1次計画(平成13年～平成26年)・**第2次計画(平成27年度～平成36年度)**



すべての子どもが健やかに育つ社会

子育て・健康支援

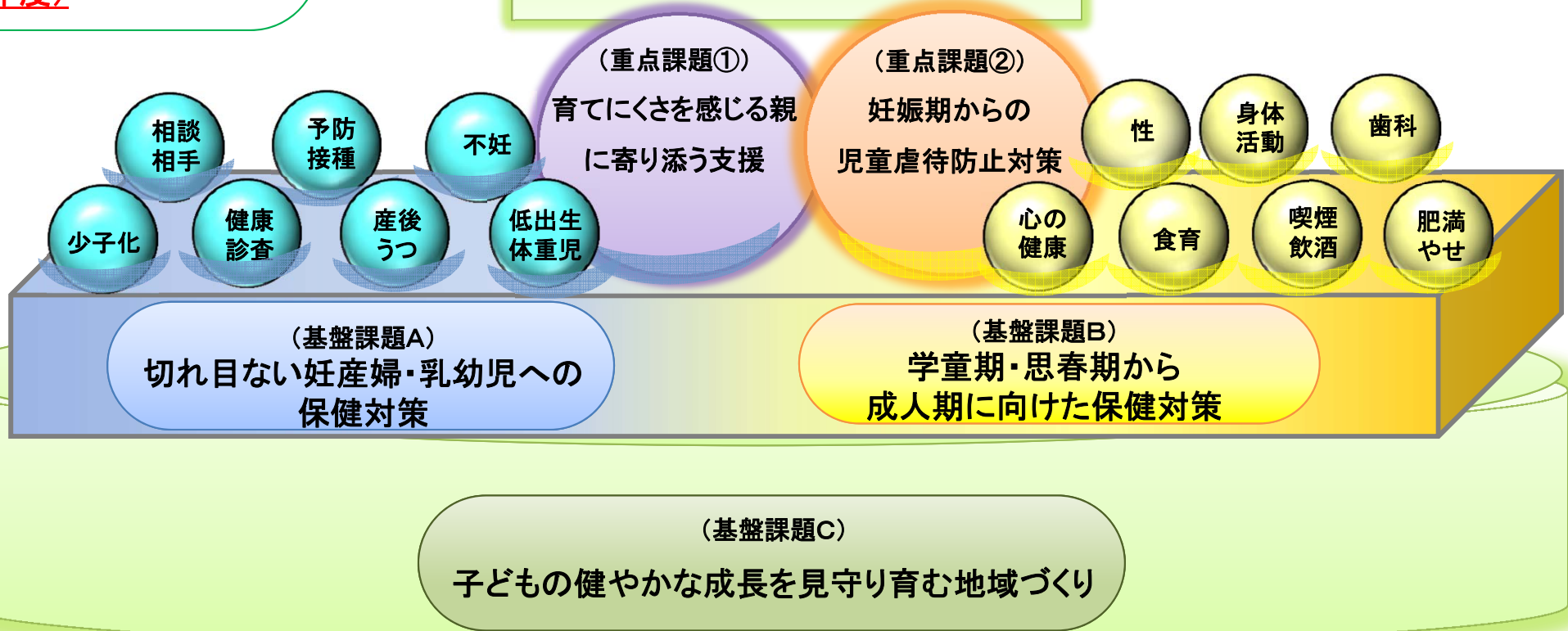
健やか親子21推進協議会

会長 五十嵐 隆

(国立成育医療研究センター理事長)

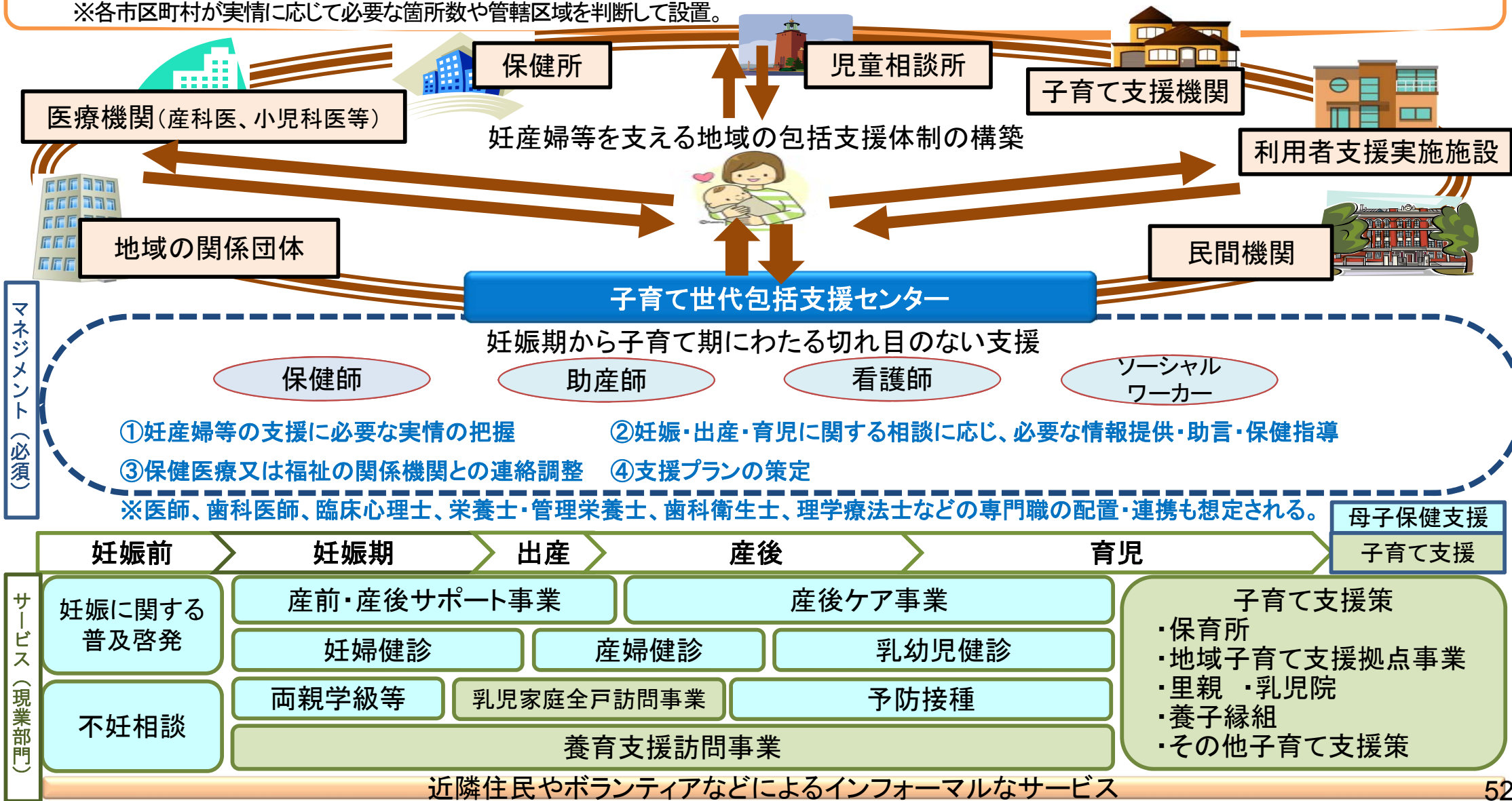
参加団体(計88団体)

- ◇(一般社団)日本小児科医会
- ◇(公益社団)日本小児科学会
- ◇日本小児救急医学会
- ◇(公益社団)日本小児保健協会
- ◇(公益社団)日本医師会 等



子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
 - 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 - 実施市町村数:296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) ➢ 平成32年度末までに全国展開を目指す。
- ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



産前・産後サポート事業

事業目的等

○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

○市町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる）

対象者

○身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
- ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

○実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ（パートナー）型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス（参加）型」・・・・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

○実施担当者

- (1)助産師、保健師又は看護師
- (2)子育て経験者、シニア世代の者等

（事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい）

○予算額等 29年度予算 895百万円

（29' 基準額 1市町村11,419千円）（補助率 国1/2、市町村1/2）

（平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成28年度は182市町村において実施）

産後ケア事業

事業目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

実施主体等

○市町村 （本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

対象者

○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者
(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)
原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)

②褥婦に対する療養上の世話

④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

③産婦及び乳児に対する保健指導

⑤育児に関する指導や育児サポート等

○実施方法・実施場所等

(1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
(原則として、利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育等を有する施設)

(2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。

(3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

○予算額等 29年度予算 2,326百万円

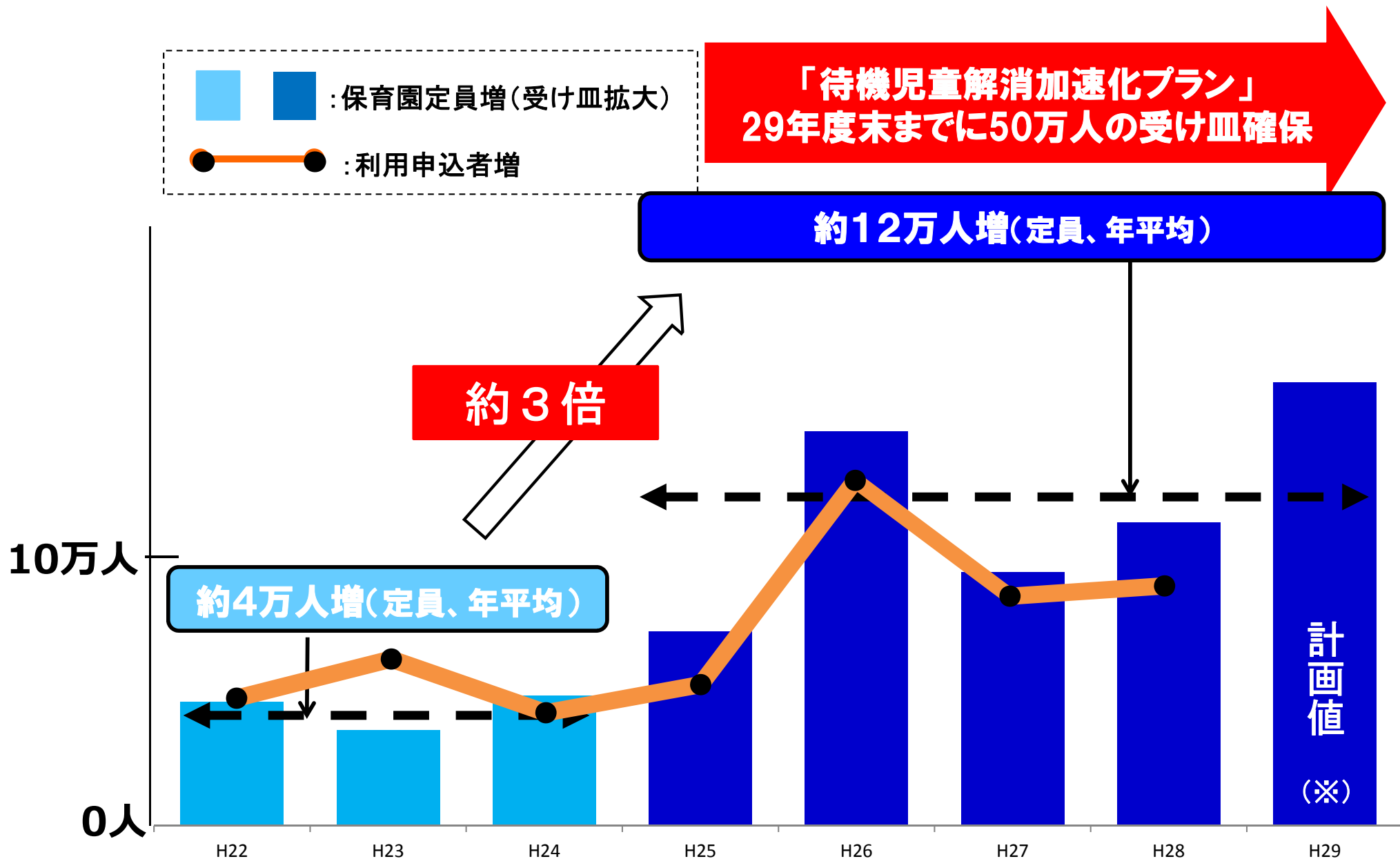
(29‘基準額 1市町村24,829千円)(補助率 国1/2、市町村1/2)(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収)

(平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成28年度は179市町村において実施)

(4) いくつか個別事業をみると....

- ① 母子保健、健やか親子21
- ② 子育て世代包括支援センター
- ③ 待機児童対策、保育人材確保
- ④ 放課後対策
- ⑤ 地域子育て拠点事業～利用者支援事業
- ⑥ 児童虐待対策、社会的養育
- ⑦ 児童手当

「保育園の定員」と「利用申込者」の増加数



※保育園の定員は年度単位(H28・29は企業主導型保育分約7万人を含む)、利用申込者は4月1日時点
 ※「保育園」とは、保育園以外にも、認定こども園、小規模保育事業等を含む

※各自治体の保育拡大量の見直しにより、
 平成25～29年度までの5年間の受け皿拡大量の合計は、約59万人分に拡大する見込み。

平成29年4月1日時点保育所等整備量・待機児童数 (H 29.9.1公表)

保育所等整備量

- 今回の公表では、市区町村の整備量の見直しにより、平成25年度から平成29年度末までの5年間で、昨年に公表した数値(48.3万人分)を約4万人分上回る52.3万人分の保育の受け皿を拡大見込み。
- さらに、企業主導型保育事業(平成28年度から実施)の受け皿拡大量を約5万人分から約7万人分に上積みした結果を合わせると、平成25年度から29年度末までの5年間で約59.3万人分が拡大できる見込み。

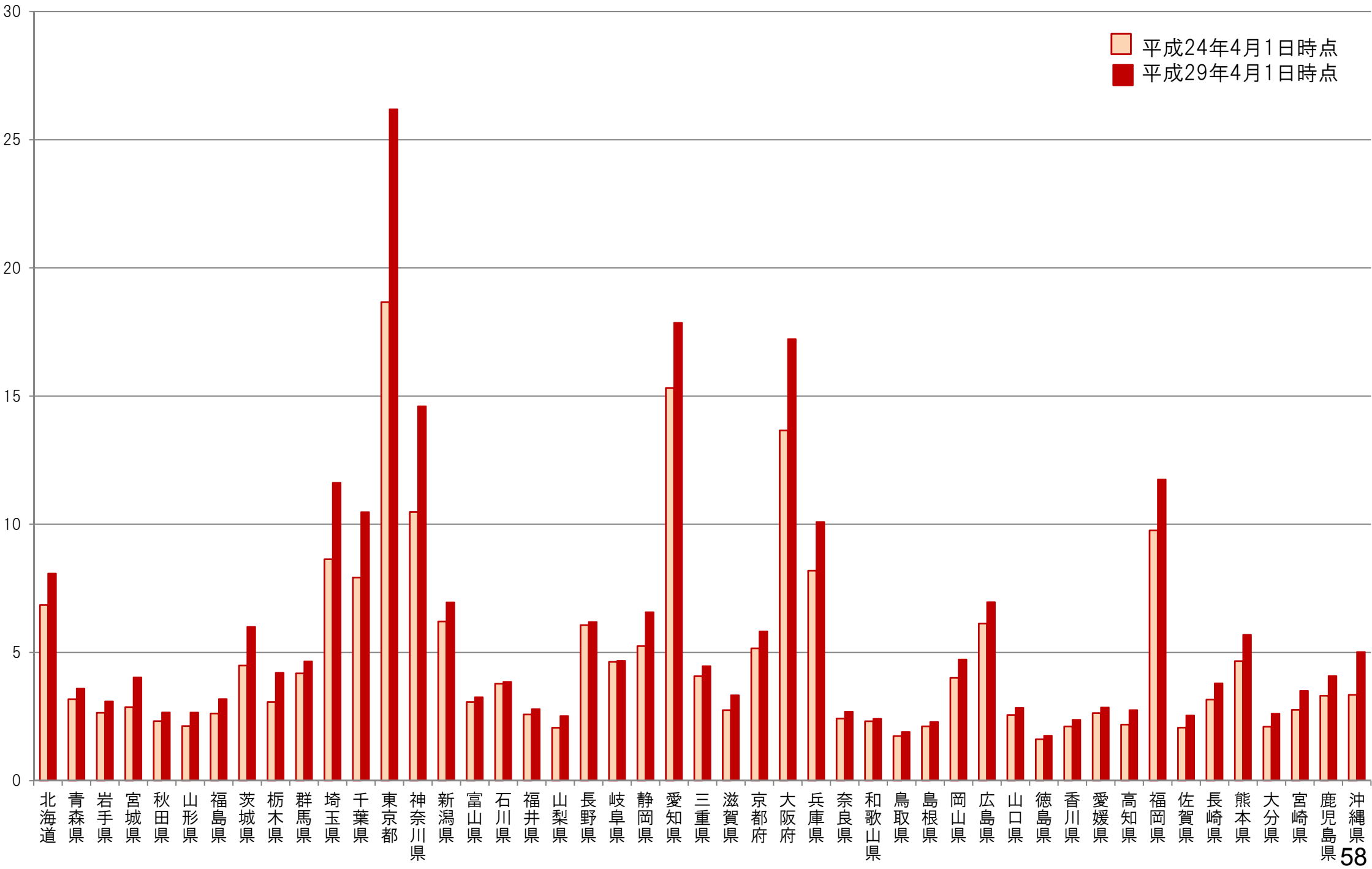
待機児童数

- 女性の就業率は年々上昇し、これに伴い保育の申込者数は年々増加(昨年から10万人近い増加)。着実な保育の受け皿拡大により、保育利用率(利用児童数／就学前児童数)は年々上昇。
※保育の申込者数 : 255.9万人(平成28年4月) → 265.0万人(平成29年4月)
※1、2歳児の保育利用率 : 42.2%(平成28年4月) → 45.7%(平成29年4月)
- 平成29年4月時点の待機児童数は2.6万人(昨年度は2.4万人)。
- 待機児童数が100人以上増減した自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組が待機児童の改善に表れている。

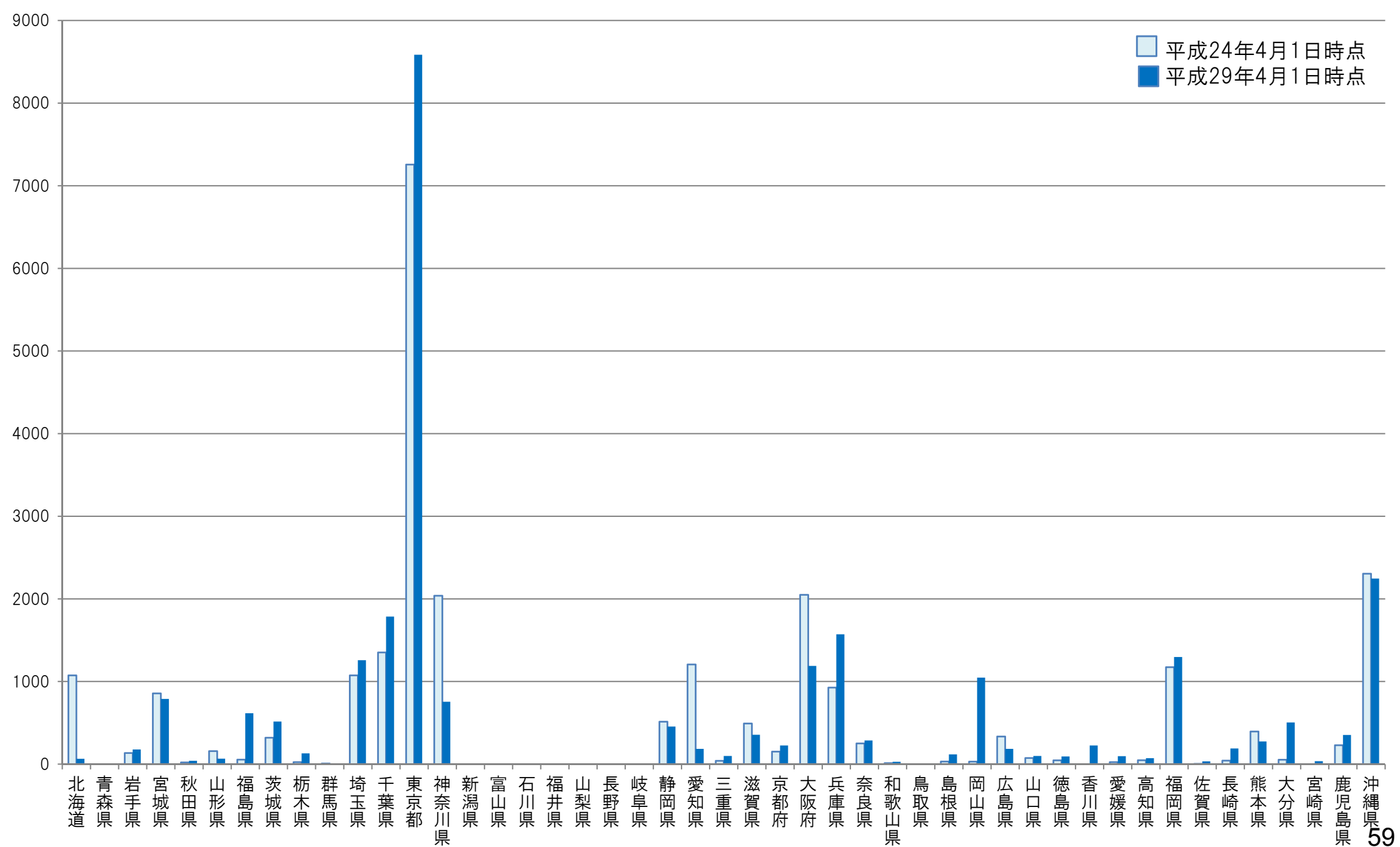
※待機児童解消に向けた取組状況の『見える化』

- 各市区町村は、申込児童数(保育ニーズ)、利用定員数(整備量)及び待機児童数について要因等を分析の上、各年度の見込値と実績値を国のホームページ等を通じて、今後公表することにより、「子育て安心プラン」による各市区町村の待機児童対策を強力に推進。

都道府県別保育所等定員数

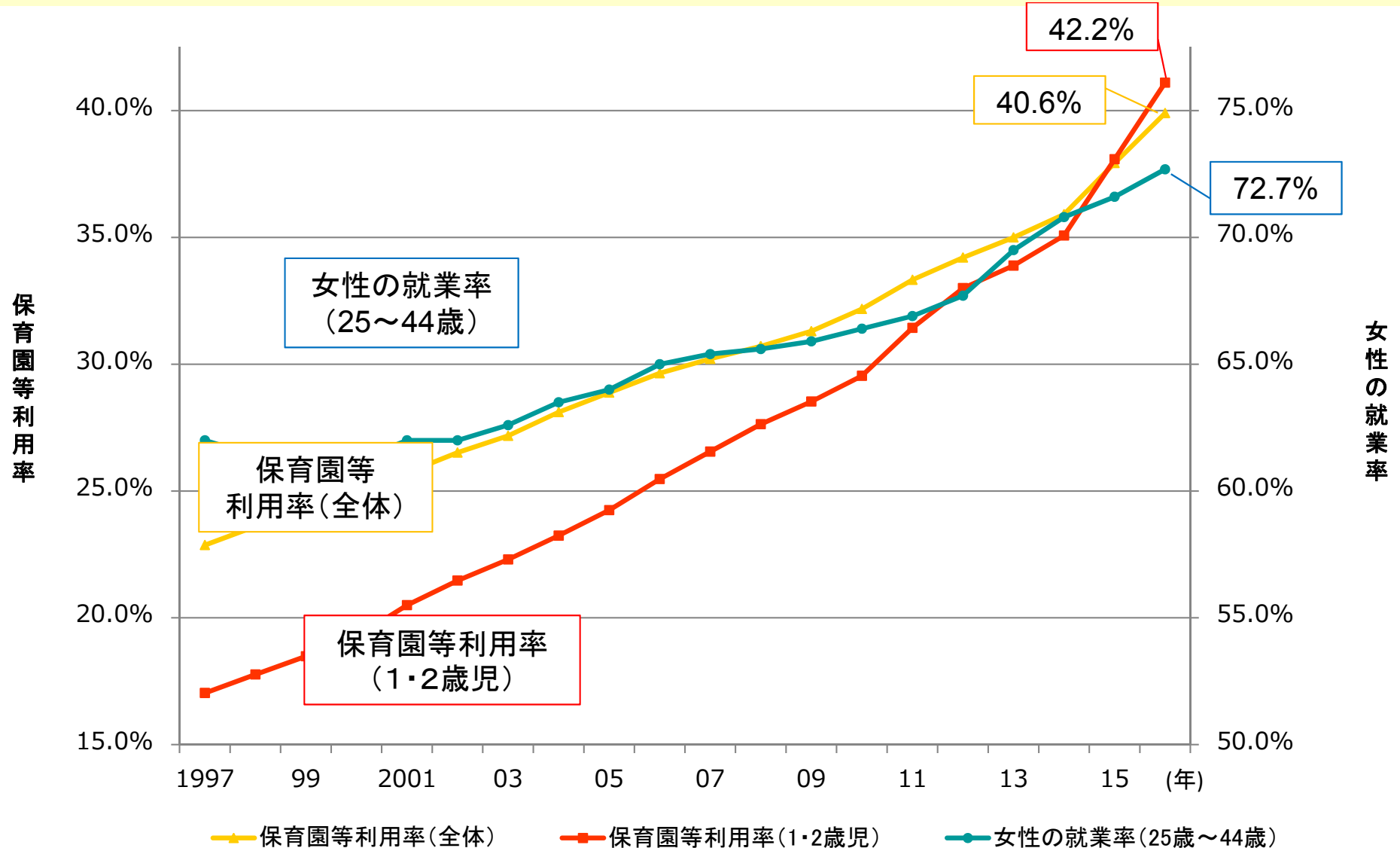


都道府県別待機児童数



女性就業率(25～44歳)と保育園等の利用率の推移

○ 女性の就業率(25～44歳)と保育利用率(1・2歳児保育利用率を含む)ともに、年々上昇傾向。



出典: 女性の就業率 : 総務省「労働力調査」

※2011年は東日本大震災の影響により、全国結果ではなく、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。

保育園等利用率 : 厚生労働省調べ

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ。

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

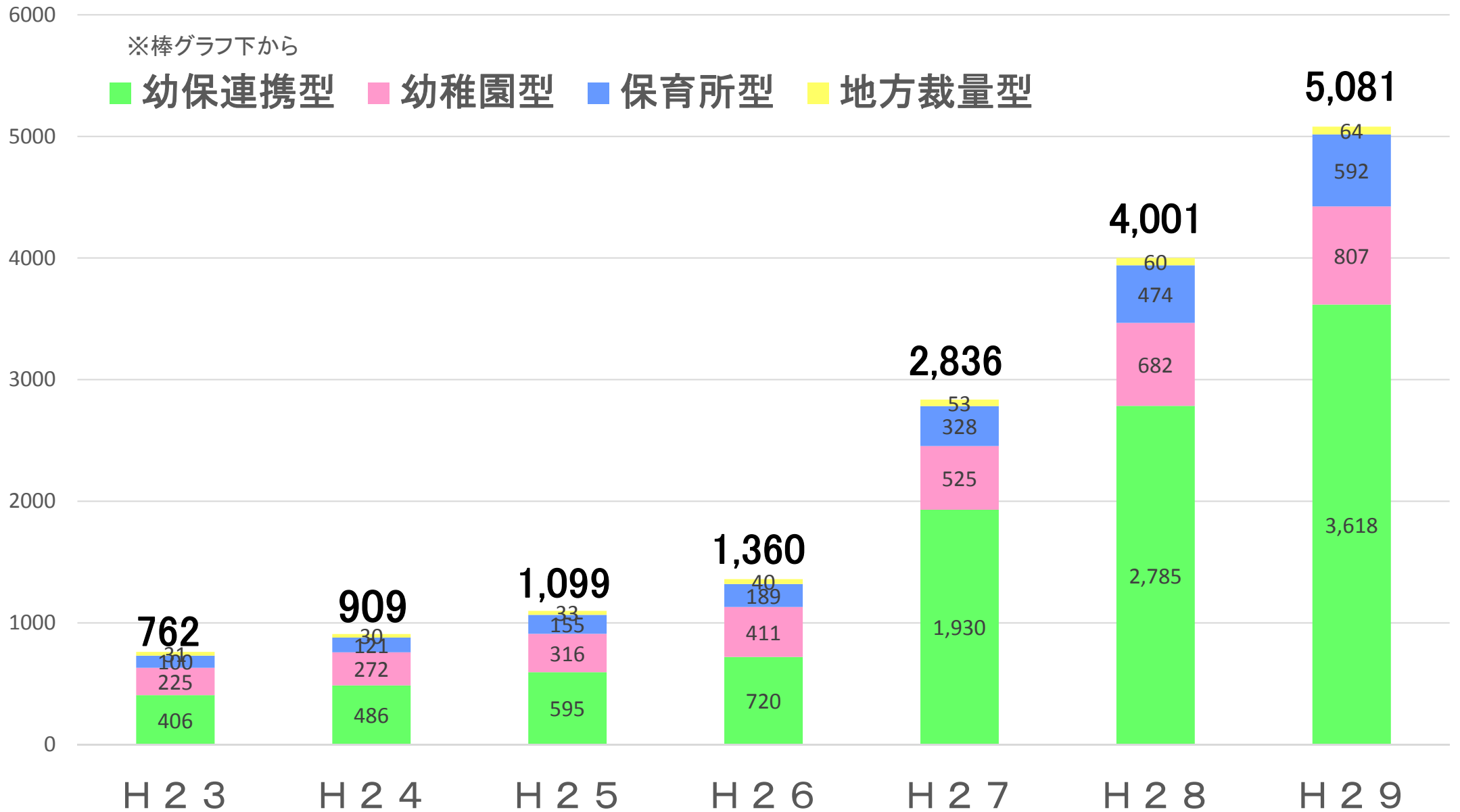
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
5,081 H28 (4,001)	3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H28	H29		H28	H29		H28	H29
北海道	206	284	石川県	118	145	岡山県	49	62
青森県	208	237	福井県	74	88	広島県	80	111
岩手県	54	63	山梨県	40	50	山口県	39	46
宮城県	26	30	長野県	36	59	徳島県	39	46
秋田県	69	81	岐阜県	59	87	香川県	23	33
山形県	44	60	静岡県	147	194	愛媛県	46	60
福島県	67	76	愛知県	81	123	高知県	32	34
茨城県	181	185	三重県	17	27	福岡県	77	93
栃木県	81	101	滋賀県	58	71	佐賀県	53	66
群馬県	113	159	京都府	38	49	長崎県	104	119
埼玉県	54	70	大阪府	376	505	熊本県	88	110
千葉県	67	103	兵庫県	322	400	大分県	102	113
東京都	109	120	奈良県	31	47	宮崎県	127	160
神奈川県	78	100	和歌山県	31	42	鹿児島県	126	156
新潟県	82	116	鳥取県	32	34	沖縄県	20	37
富山県	68	88	島根県	29	41	合 計	4,001	5,081

認定こども園数の推移



(平成29年4月1日現在)

「子育て安心プラン」

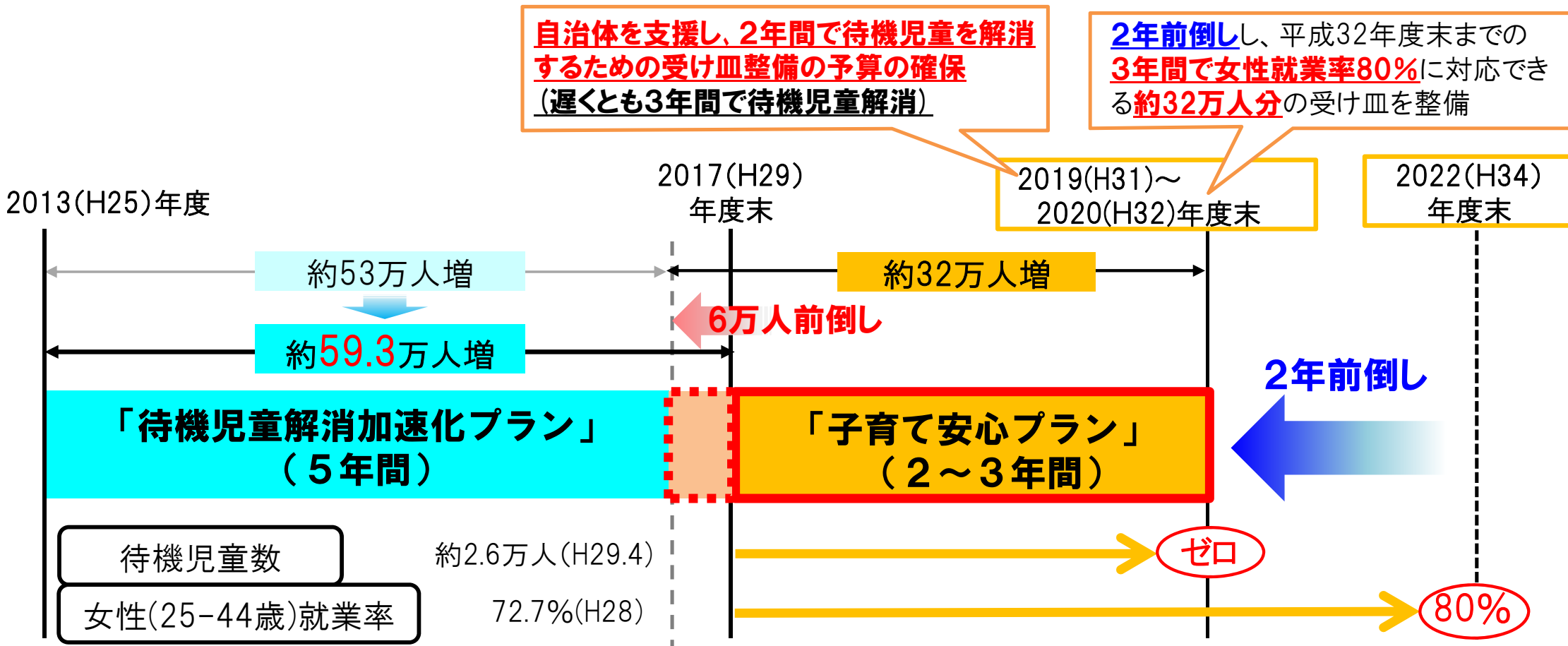
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を**平成30年度から平成31年度末までの**2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2013）



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

6つの支援パッケージの主な内容

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

～二ーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

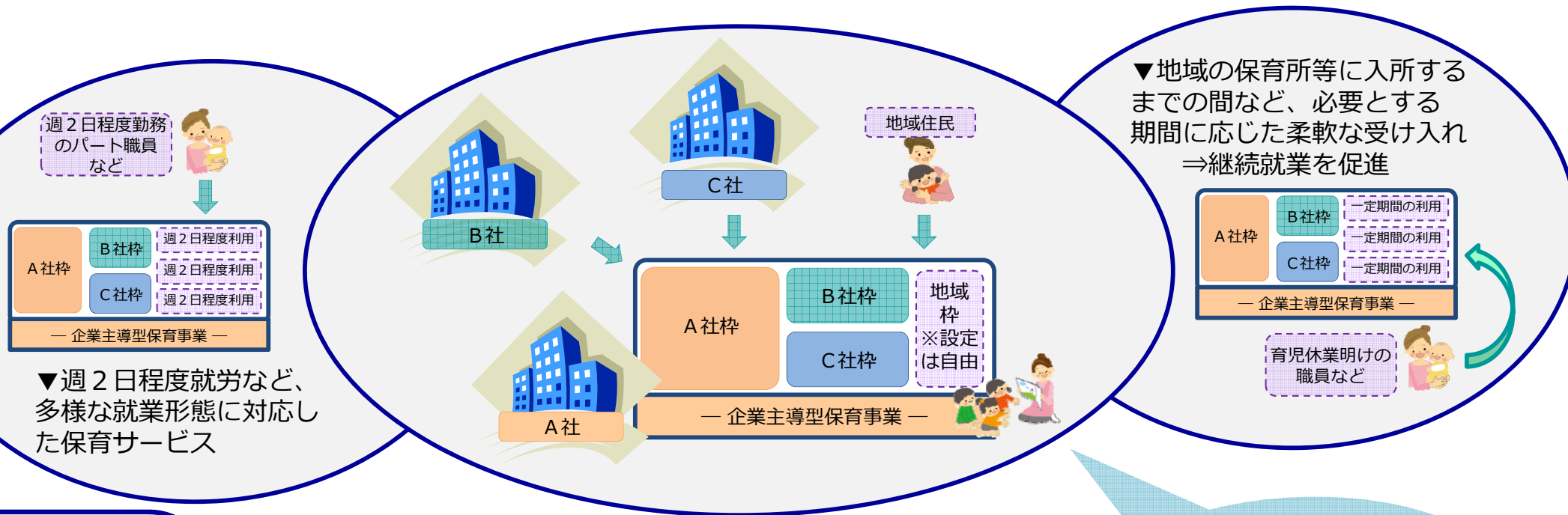
企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

◎ 企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービス。

→ 平成29年度末までの受け皿整備の目標のうち、**7万人を整備**。

平成28年度予算: 拠出金 + 0.5% (約800億円)

平成29年度予算: 拠出金 + 0.8% (約1,300億円)



本事業の特徴

- 設置に**市区町村**の関与なし
- 利用も**直接契約**
- **地域枠**設定も自由
- **複数企業**の共同利用も自由
- **多様な勤務形態**に対応した多様な保育サービスも可能
- **整備費・運営費**を補助

多様な就労形態に対応した延長保育、夜間保育、休日保育等多様な預かりを必要に応じて実施

地域型保育事業

○ 平成28年4月1日現在の地域型保育事業の数は全国で3,719件となり、前年と比べて979件の増加。内訳は、家庭的保育事業958件(27件増)、小規模保育事業2,429件(774件増)、居宅訪問型保育事業9件(5件増)、事業所内保育事業323件(173件増)。

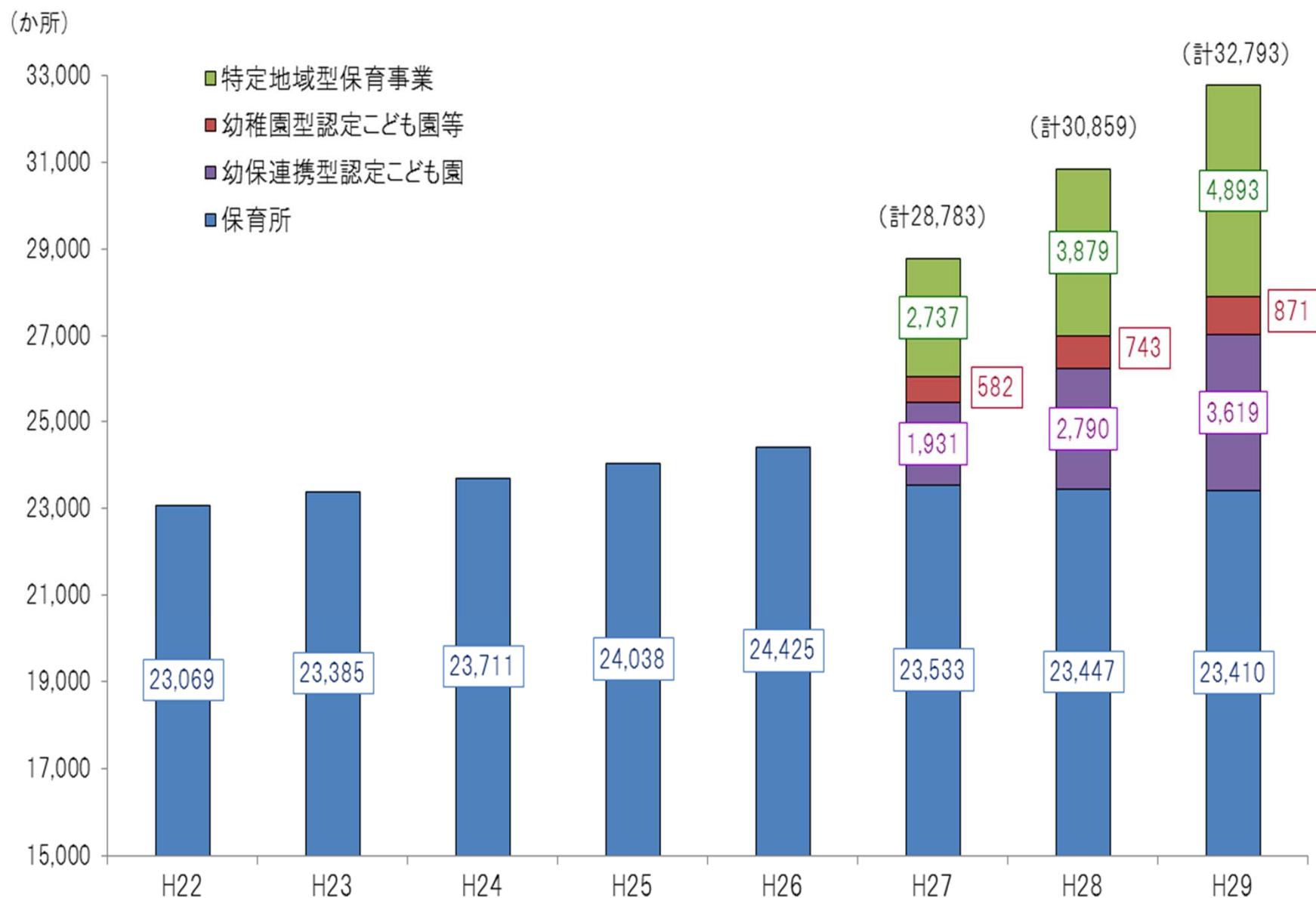
事業		件数	(公私の内訳)		(設置主体別内訳) [対前年差]			
			公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他
家庭的保育事業		958	117	841	31 [+ 3]	13 [+ 2]	756 [+ 31]	41 [+ 31]
小規模保育事業		2,429	64	2,365	363 [+143]	1,015 [+456]	470 [0]	517 [+171]
	(A型)	(1,711)	(33)	(1,678)	(290 [+129])	(753 [+434])	(242 [+ 23])	(393 [+162])
	(B型)	(595)	(21)	(574)	(57 [+ 13])	(237 [+ 22])	(176 [- 25])	(104 [+ 10])
	(C型)	(123)	(10)	(113)	(16 [+ 1])	(25 [0])	(52 [+ 2])	(20 [- 1])
居宅訪問型保育事業		9	0	9	1 [+ 1]	6 [+ 4]	0 [0]	2 [0]
事業所内保育事業		323	2	321	87 [+ 48]	106 [+ 56]	4 [+ 2]	124 [+ 68]
計		3,719	183	3,536	482 [+195]	1,140 [+518]	1,230 [+33]	684 [+270]

【(参考)地域型保育事業の件数の推移】([]内は対前年差)

年	家庭的 保育事業	小規模保育事業				居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業	計
			A型	B型	C型			
平成27年	931	1,655	(962)	(572)	(121)	4	150	2,740
平成28年	958 [+27]	2,429 [+774]	(1,711) [+749]	(595) [+23]	(123) [+2]	9 [+5]	323 [+173]	3,719 [+979]

(出典)厚生労働省「保育所の認可状況及び公有施設等を活用した保育所の設置状況の報告(平成28年4月1日現在)」

保育園等数の推移



病児保育事業の概要

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）
根拠法：児童福祉法第6条の3第13項

1. 事業概要

病児・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する

体調不良児対応型

保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する

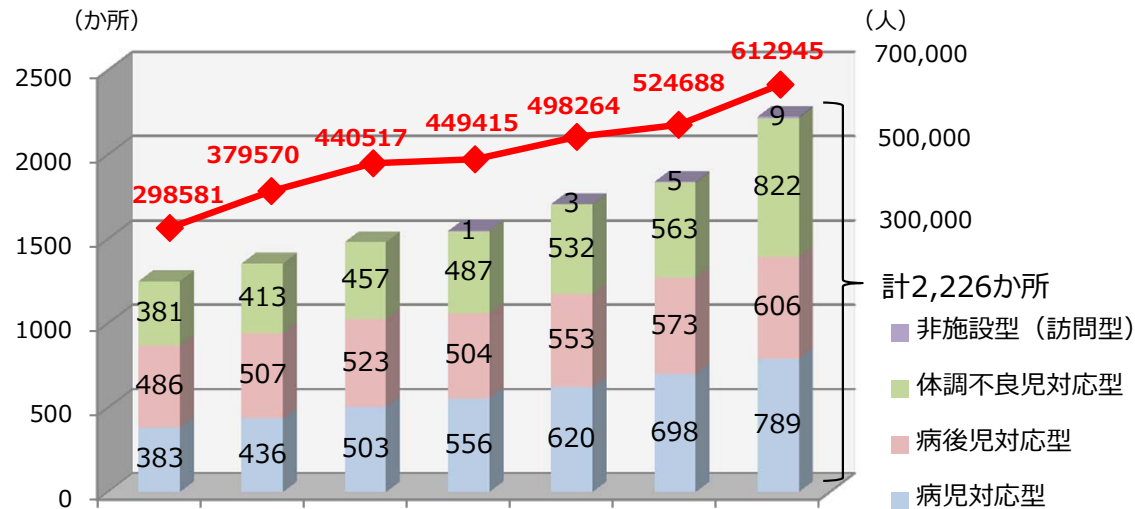
非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する
※平成23年度から実施

送迎対応

保育所等において、保育中に「体調不良」となった児童を送迎し、病院・診療所等に付された専用スペース等で一時的に保育する

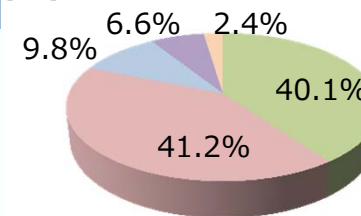
2. 実施か所数及び延べ利用児童数



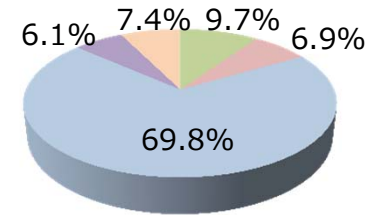
※延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
※平成27年度は交付決定ベース

3. 実施場所

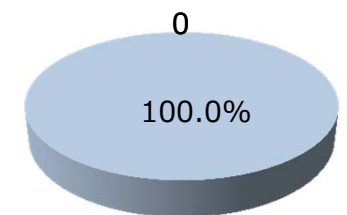
(1) 病児対応型



(2) 病後児対応型



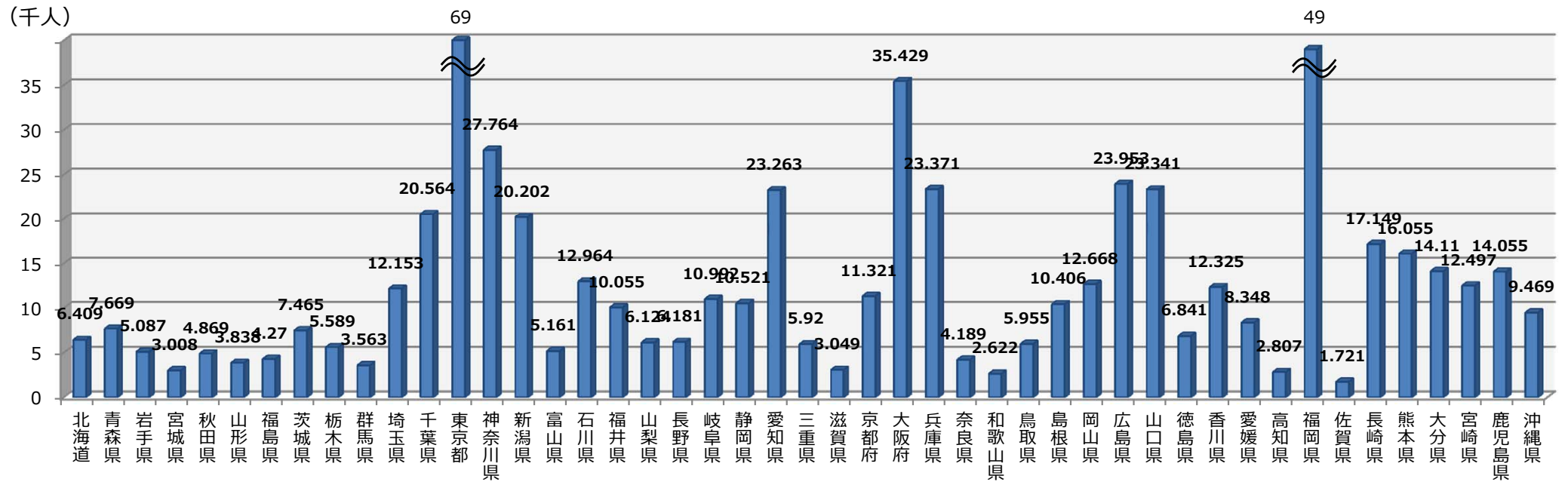
(3) 体調不良児対応型



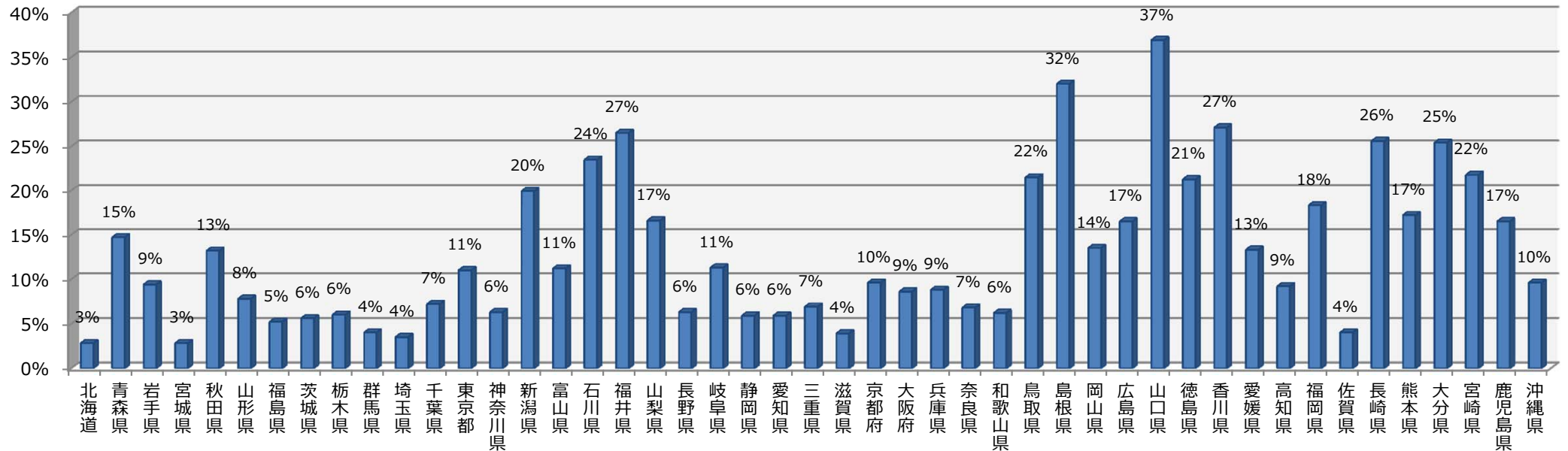
※平成27年度交付決定ベース
※端数処理の関係から合計は100%にならない場合がある

病児保育利用延べ児童数（都道府県別）

（１）平成27年度延べ利用児童数（延べ1人あたりの平均交付額（公費ベース）：21千円）



（２）未就学児における病児保育事業の利用率（延べ利用児童数／未就学児人口）



※平成27年度交付決定ベース

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆保育人材の確保については、処遇改善のほか、就業促進や離職の防止なども含めて、総合的に取り組んでいくことが重要。
- ◆平成25年時点で、保育所等勤務保育士は、37.8万人であり、平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材(約9万人)の確保を目指す。(平成28年時点で約86万人いる潜在保育士(※)の活用も図る。)

※ 保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者

<平成29年度における取組>

【6.9万人の確保】

(受け皿拡大40万人ベース)

これまでの保育人材確保策
(保育士確保プラン)

○保育士資格の新規取得者の確保

- ・保育士試験の年2回実施
→ 27年度：4府県で実施
(国家戦略特区)

28年度：46都道府県及び
1政令市に拡大

29年度：全ての都道府県で実施

- ・修学資金貸付 など

○保育士の就業継続支援

- ・処遇改善
→ 消費税を活用し、3%改善
- ・保育士宿舍借り上げ支援 など

○離職者の再就職支援

- ・保育士・保育園支援センターや
ハローワークによるマッチング支援 など

+

【2万人程度の確保】

(受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

- インターンシップや保育園見学の機会の提供等により、新卒の人材確保に取り組む市町村への支援 【29予算】

- 保育士宿舍借り上げ支援事業の対象者拡大
(採用されてから5年以内の者→10年以内の者)
【29予算】

保育士の就業継続支援

- 保育補助者の雇上支援の拡充
【28補正】

- 保育事業主による雇用管理改善の取組への助成
【28補正：制度要求】
【29予算】

多様な人材の活用

- 保育士配置特例による子育て支援員等の活用
【省令改正：28年度】

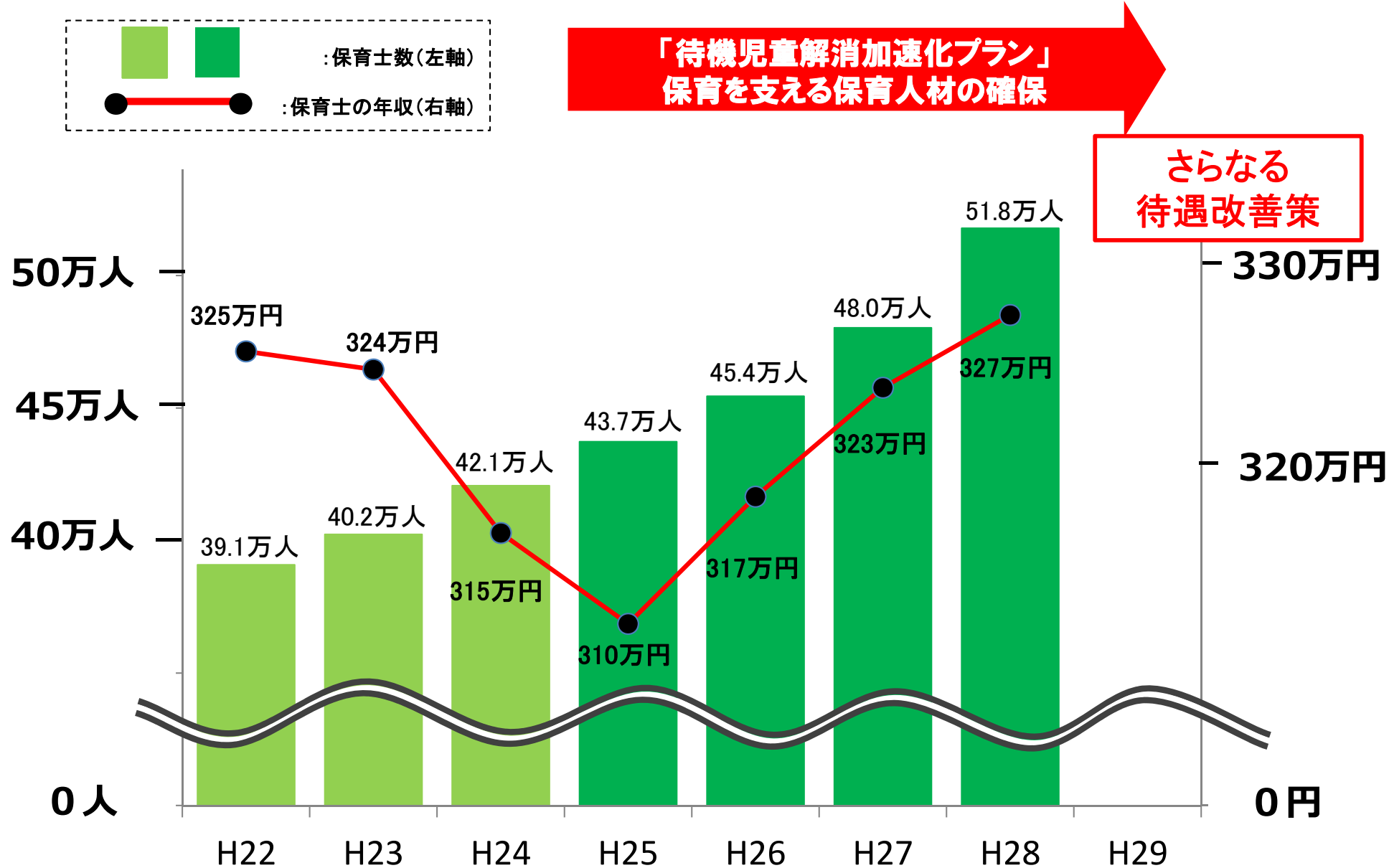
離職者の再就職支援

- 就職準備金や保育料の一部貸付による離職した保育士への支援
【27補正】 【28補正】
- 再就職のためのマッチング支援の強化
(マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置)
【29予算】

⇒ さらに「子育て安心プラン」に基づく約32万人の保育の受け皿整備に伴い、**2020年度末までに約7.7万人**の保育人材を確保するため、総合的な対策を実施。

ex) 処遇改善を踏まえたキャリアアップ支援の仕組みの構築、業務負担軽減のための保育補助者の雇い上げ支援の拡充・業務のICT化支援など

「保育士数」と「保育士の年収」の推移

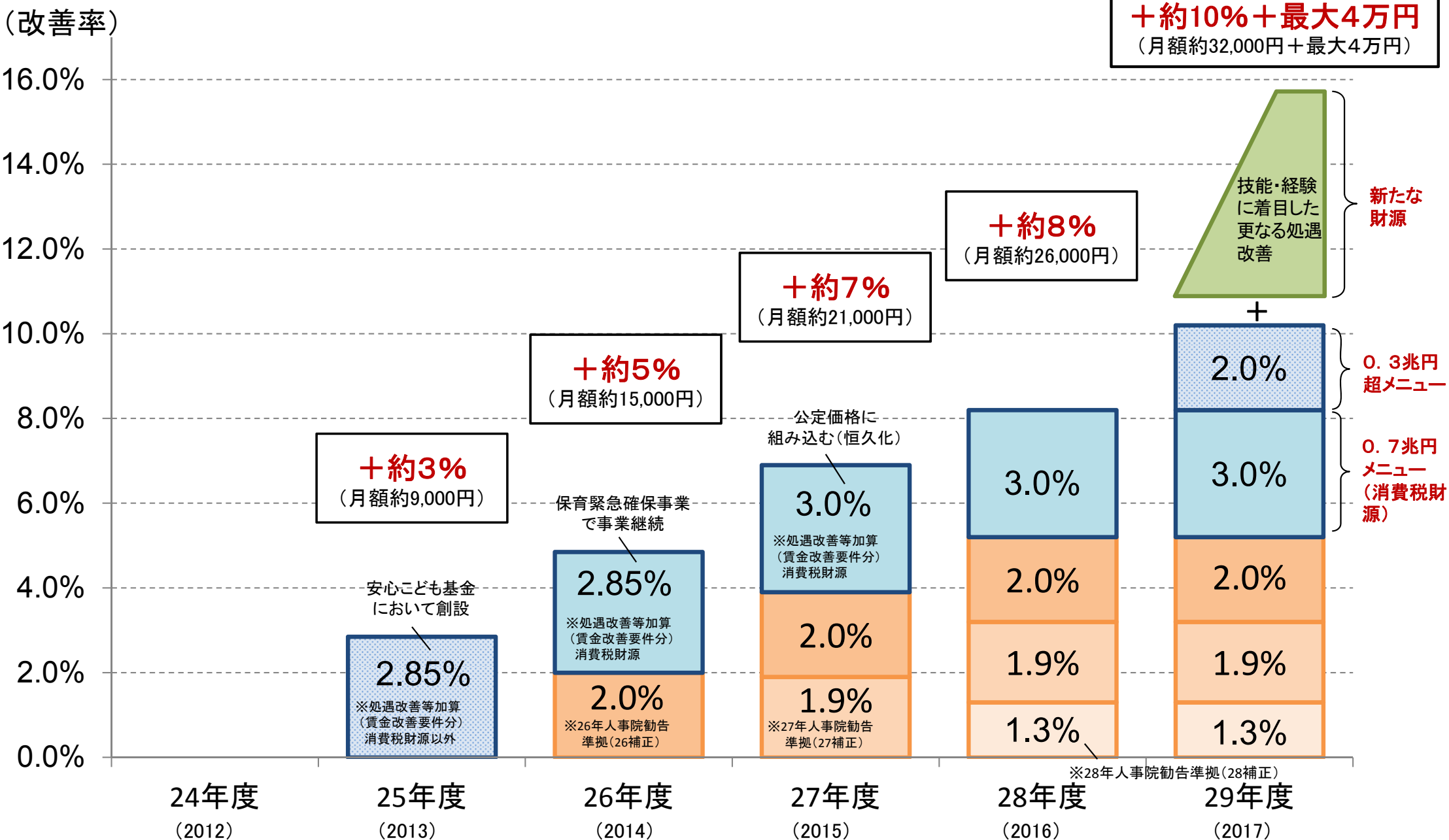


※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」による、各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(実数)

※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における6月の月収と前年の賞与から推計

※平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業所における保育従事者及び家庭的保育者のうち、保育士資格保有者の数を含む。

保育士等の処遇改善の推移（平成24年度との比較）



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の常勤保育士の給与改善額

待機児童解消等の取組支援の新たな枠組み(案)

待機児童解消を促進する方策として、**現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため**、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。**（法定）** → 今通常国会に提出中の**子ども・子育て支援法改正案**

「待機児童対策協議会(仮称)」

【主な役割（例）】

○ 都道府県単位での保育の受け皿確保

- ・ 市区町村の整備計画の精査
- ・ 企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
- ・ 多様な主体の参入促進

○ 保育所等の広域利用の推進

- ・ 市区町村間の利用調整
- ・ 広域利用のための協定の締結支援

○ 保育人材の確保・資質の向上

- ・ 必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化

○ 監査指導の効率化

- ・ 都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整

○ その他協議会で必要と定める事項 等

【構成員】 都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

改定後の「保育所保育指針」

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示（平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用）

第1章 総則

○ 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. **幼児教育を行う施設として共有すべき事項**」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- **乳児、3歳未満児**、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、**3歳以上児**の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」
「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

○ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、**キャリアパス**を見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

「放課後子ども総合プラン」の推進

【平成26年7月31日策定・公表】

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

取組の現状

	放課後子供教室（文部科学省）	放課後児童クラブ（厚生労働省）
趣 旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H29予算	64.3億円の内数（28予算額：62.9億円の内数）	725.3億円（28予算額：574.8億円）
実施か所数 （クラブ児童数）	16,027か所（平成28年10月） （一体型）3,549カ所（平成28年3月）	23,619か所（1,093,085人）（平成28年5月）
実施場所	小学校 75.5%、その他（公民館、中学校など）24.5%（平成28年10月）	小学校 53.7%、その他（児童館、公的施設など）46.3%（平成28年5月）

今後の方向性

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる 国全体の目標（平成31年度末まで）

■ **全小学校区（約2万か所）**で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち**1万か所以上**を一体型で実施

■ **放課後児童クラブ**について、**約30万人分**を新たに整備（約94万人⇒約122万人）

■ 新規開設分の**約80%を小学校内で実施**

ニッポン一億総活躍プラン
（平成28年6月2日閣議決定）
【抜粋】

追加的な受け皿整備を平成30年度末（2018年度末）に前倒して実現するための方策を検討

地域学校協働活動推進事業

(前年度予算額 6,435百万円)
30年度予定額 6,012百万円

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進する。そのため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」の配置や機能強化により、「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、地域学校協働活動の基盤となる学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜日等の教育支援の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

就学前
段階

小学校
段階

中学校
段階

高校
段階

大学等
段階

地域学校協働活動

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

土曜日等
の活用

外部人材を活用した教育支援活動

12,000箇所

民間企業等の多様な経験や技能を持つ外部人材の活用により、土曜日や休日等の特色・魅力のある教育プログラムを充実



児童の
居場所

放課後子供教室

20,000箇所

地域住民等による小学校での放課後の学習支援、体験機会の提供及び居場所づくりを拡充。

放課後児童クラブとの一体型を中心とする
放課後子ども総合プランの推進



地域未来塾

4,615箇所

地域住民の協力やICTの活用により、学習が遅れがちな中高生等の無料の学習支援を拡充。



貧困対策

地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の配置拡充、人材の育成・確保（研修の充実、質の向上、ネットワーク化）を強化

- 地域ブランドづくり学習
- 防災学習
- 課外活動補助
- ふるさと発見学習
- 地域行事への参画 等

6,000箇所

C協働本部

統括的な地域学校協働活動推進員

(市町村レベル)

- ・未実施地域における取組実施を推進
- ・地域学校協働活動推進員間の調整
- ・地域学校協働活動推進員の資質や活動の質の向上

375人

B協働本部

A協働本部

A 地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進



地域学校協働活動推進員

(学校区レベル)

- ・地域住民等や学校との連絡・調整
- ・地域学校協働活動の企画・推進等

20,000人

青少年

大人

保護者・PTA

企業

NPO

文化団体

高齢者

スポーツ団体

地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での
子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減
- ・ 地域や必要な支援
とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

**子育て中の親子が気軽に
集い、相互交流や子育ての
不安・悩みを相談できる場
を提供**



地域子育て支援拠点

4つの基本事業

- ① **子育て親子の交流の場の提供と交流の促進**
- ② **子育て等に関する相談、援助の実施**
- ③ **地域の子育て関連情報の提供**
- ④ **子育て及び子育て支援に関する講習等の実施**



○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等

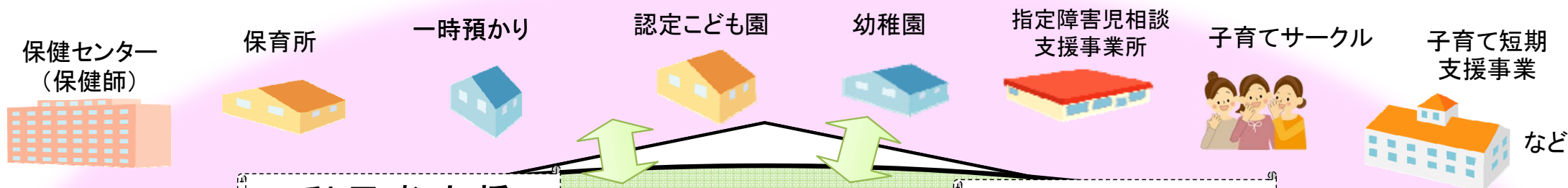
➤ 公共施設や保育所、児童館等の**地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流**や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

28年度実施か所数（交付決定ベース）
7, 0 6 3か所

「利用者支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の関係

子ども・子育て支援にかかる施設・事業



利用者支援

- ・子育て等に関する相談（＝個別ニーズの把握）
↓ ※必要に応じてアウトリーチによる支援
- 個別ニーズに応じた
- ・教育分野等も含めたより幅広い情報収集、提供
- ・施設・事業等の利用にあたっての助言・利用支援

地域連携

- 円滑な利用者支援実施のための
- ・関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制作り
- ・地域の子育て資源の育成、社会資源の開発

利用者支援事業

一体的な運営で子育て家庭支援の機能を強化！

地域子育て支援拠点事業

- ・子育て親子の交流の場の提供
- ・子育て等に関する相談、援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て・子育て支援に関する講習

⇒ 気軽に訪問して、相談や情報の取得ができる！

相談しやすい敷居
の低い場所

子育て家庭が通い
やすい場所

子育て中の親子（妊婦含む）など

(4) いくつか個別事業をみると....

- ① 母子保健、健やか親子21
- ② 子育て世代包括支援センター
- ③ 待機児童対策、保育人材確保
- ④ 放課後対策
- ⑤ 地域子育て拠点事業～利用者支援事業
- ⑥ **児童虐待対策、社会的養育**
- ⑦ 児童手当

児童虐待防止対策のこれまでの取り組みと今後の対応

【 施策の方向性 】

児童虐待の発生予防

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

被虐待児童への自立支援

被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

【 平成28年改正法による措置 】

○子育て世代包括支援センターの全国展開

- ・市町村への子育て世代包括支援センター（法律上は、母子健康包括支援センター）設置の努力義務化

○支援を要する妊婦等に関する情報の関係機関から市町村への集約

○母子保健施策が虐待の発生予防・早期発見に資することを法律上明記

- ・母子保健法の国及び市町村の責務に関する規定の改正

○児童相談所の体制強化等

- ・児童心理司等の専門職の配置、弁護士との配置又はこれに準ずる措置
- ・児童福祉司の研修受講義務化
※児童相談所強化プラン

○中核市・特別区における児童相談所の設置促進

○市町村における相談体制の強化

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置及び研修受講義務化

○親子関係再構築支援

- ・児童福祉施設への入所措置解除時における保護者等への相談支援
- ・措置解除後において関係機関が連携して子どもの安全確認等を実施

○家庭養育の推進

- ・都道府県の業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付け

○自立援助ホームについて22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加

※平成29年改正法において、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を実施

◆「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）

この報告書を踏まえ、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援、児童相談所・一時保護改革、里親への包括的支援体制の強化等を進めることとしており、今後、都道府県推進計画の見直しをすることとしている。

平成28年児童福祉法改正のポイント ①

1. 理念を明確にする。

- (1) **子どもの権利**（適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される）を明記する。
- (2) 基本姿勢として「**家庭と同様の環境**における児童の養育」を推進する。
- (3) **親子関係再構築支援**について、施設、里親、市町村、児童相談所などが連携して行うべき旨を明確化する。
- (4) 国・都道府県・市町村それぞれの**役割・責務**を明確化する。

平成28年児童福祉法改正のポイント ②

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応を作るため、 市町村・都道府県（児童相談所）の体制を充実する。

【市町村】

- 児童等に対する必要な支援を行うための「拠点」の整備に努める。
- 要保護児童対策地域協議会（要対協）の調整機関に専門職を配置する。

【児童相談所】 → 国は特別区／中核市での設置を支援

- 児童福祉司・心理司、医師・保健師に加え「弁護士」の配置又はこれに準ずる措置」を行う。
- 一貫した「里親支援」と「養子縁組に関する相談・支援」を、業務に位置付ける。

平成28年児童福祉法改正のポイント ③

3. 被虐待児童への自立支援を強化する。

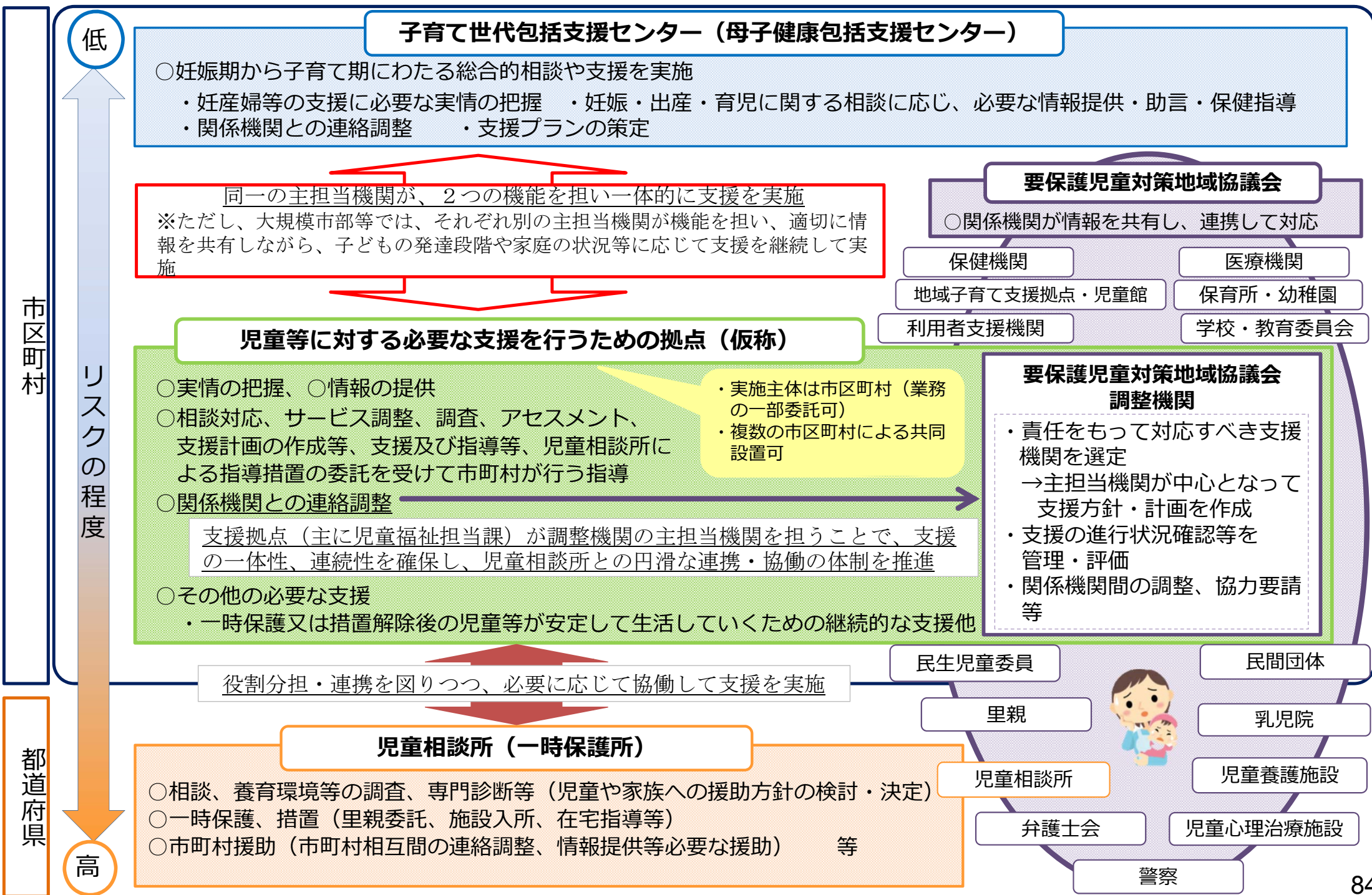
- (1) 養子縁組里親を法定化する。
- (2) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

⇒ 改正法検討規定などに「次の課題」を明記。

- ① 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- ② 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。

⇒ H29年通常国会において、さらに児童福祉法改正。 & 改正法理念を踏まえた「新しい社会的養育ビジョン」公表

(参考) 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理 (イメージ案)



児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

(平成29年法律第69号) の概要

(平成29年6月14日成立・6月21日公布)

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

改正の概要

※ 昨年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新しい社会的養育ビジョン(平成29年8月2日とりまとめ公表)

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長: 国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長)

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスティング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

都道府県市別の里親等委託率の差

6 9 都道府県市別里親等委託率（平成27年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

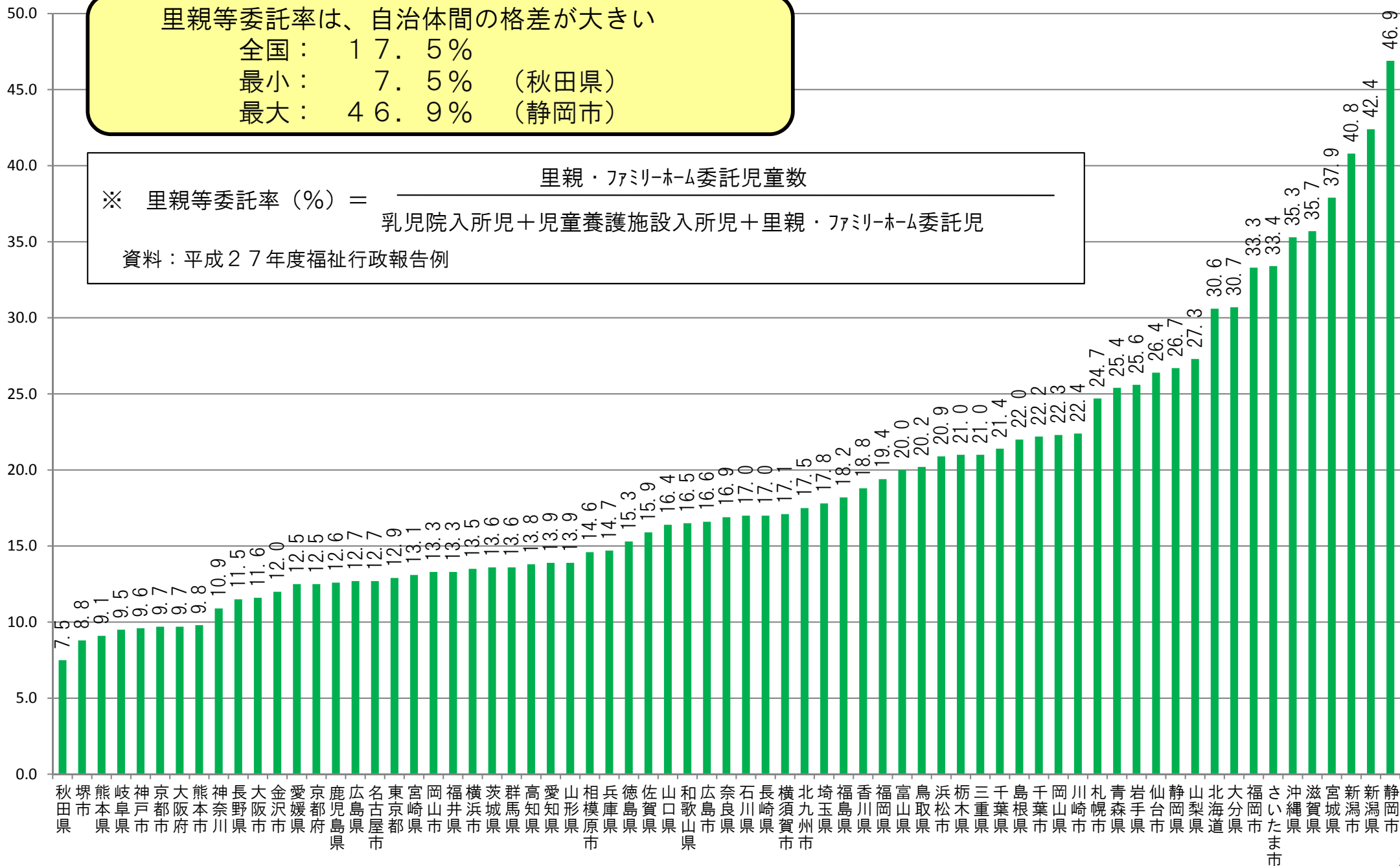
全国： 17.5%

最小： 7.5%（秋田県）

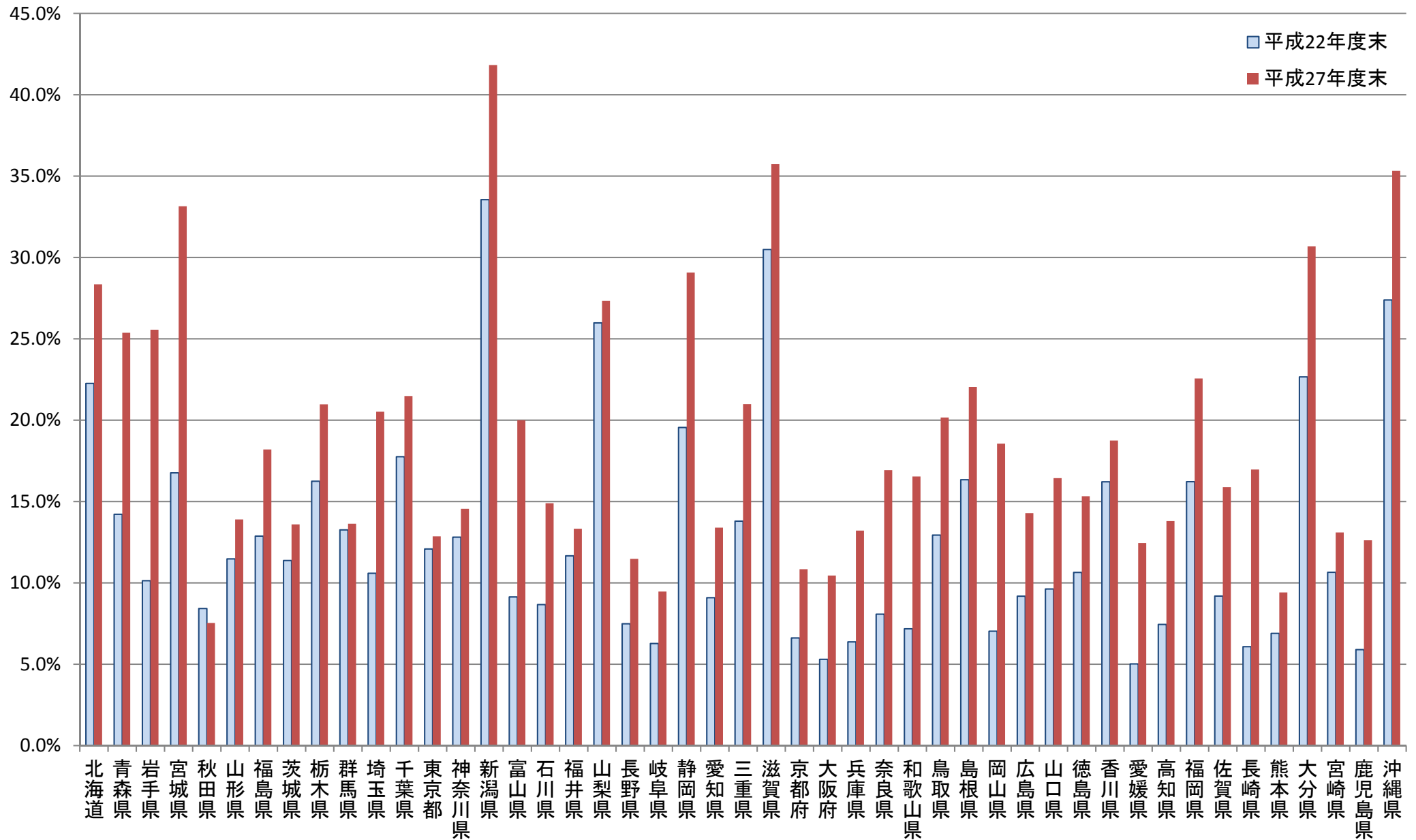
最大： 46.9%（静岡市）

※ 里親等委託率（%） =
$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：平成27年度福祉行政報告例



都道府県別里親等委託率



(4) いくつか個別事業をみると....

- ① 母子保健、健やか親子21
- ② 子育て世代包括支援センター
- ③ 待機児童対策、保育人材確保
- ④ 放課後対策
- ⑤ 地域子育て拠点事業～利用者支援事業
- ⑥ 児童虐待対策、社会的養育
- ⑦ **児童手当**

児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円） ○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）
		所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額（年収ベース） ・960万円未満
費用負担	○ 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（2.3/1000）を乗じて得た額。		
	被用者 非被用者 公務員		
	0歳～3歳未満 特例給付 (所得制限以上) 児童手当 3歳～ 中学校修了前 特例給付 (所得制限以上) 児童手当 国 2/3 地方 1/3 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45 国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3 所属庁 10/10 所属庁 10/10		
財源内訳 (29年度予算)	〔給付総額〕 2兆1,985億円 (2兆2,216億円) (内訳) 国負担分 : 1兆2,175億円 (1兆2,320億円) 地方負担分 : 6,087億円 (6,160億円) 事業主負担分 : 1,832億円 (1,835億円) 公務員分 : 1,891億円 (1,902億円) ※ () 内は28年度予算額		
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)		

児童手当制度等の主な沿革

年	沿革、改正経過		支給対象児童		手当月額
昭和47年	制度発足 第3子以降を対象 義務教育終了前		義務教育 終了前	第3子以降	昭和50年から 5,000円
昭和57年	特例給付の導入(行財政改革に伴う所得制限の強化に対応)特例給付財源は全額事業主拠出金				発足当初 3,000円 S49.10~50.9 4,000円
昭和61年	第2子以降に拡大 義務教育就学前に重点化		義務教育 就学前	第2子以降	第2子 2,500円 第3子以降 5,000円
平成 4年	第1子まで拡大 3歳未満に重点化 手当額倍増		3歳未満	第1子以降	第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
平成12年	義務教育就学前まで拡大		義務教育 就学前		
平成13年	所得制限を緩和 支給率を大幅に引上げ(72.5%→85%)				
平成16年	小学校第3学年修了前まで拡大		小学校 第3学年 修了前		
平成18年	小学校(第6学年)修了前まで拡大 所得制限を緩和(85%→90%)		小学校 修了前		第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円 3歳未満児は第1子から 10,000円
平成19年	3歳未満児(第1子、第2子)の手当額を引上げ(乳幼児加算)				
平成22年 (~平成23 年度前半)	子ども 手当	子ども手当の創設 (平成22年度子ども手当支給法)	中学校 修了前	第1子以降	一律 13,000円
平成23年 (平成23年 度後半)		手当月額の見直し 子どもの国内居住要件等の改善事項の規定 (平成23年度子ども手当支給特別措置法) ※特措法は10月から3月まで			【0~3歳未満】 一律 15,000円 【3歳~小学校修了】 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 【中学生】 一律 10,000円
平成24年	新たな児童手当制度の構築 ・中学校修了前まで拡大 所得制限を改正(年収960万円) ・手当月額の増額 ・平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込まれた改善事項の規定 ・特例給付の導入 当分の間の支給、一律月額5,000円		中学校 修了前	第1子以降	【0~3歳未満】 一律 15,000円 【3歳~小学校修了】 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 【中学生】 一律 10,000円

< 改めて「子ども・子育て支援」を考えると >

- (1) 地域によるニーズの違いを踏まえて対応する
 - (2) 必要なヒト／カネ／情報を安定的に確保する
 - (3) 地域社会・大人の理解・協力＋専門家の知見
- 「子ども」を中心に、その健やかな育ちを支える